

# がんをはじめとする特定8疾病または、 特定3疾病にまとまった一時金で備える保険

契約年齢範囲 0～85歳

特定疾病一時給付保険(無解約返戻金型)(25)



## 契約概要／注意喚起情報 兼 商品パンフレット

- ①「契約概要／注意喚起情報」は、ご契約に際して特にご注意いただきたい事項を記載していますので、ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みいただきますようお願いいたします。
- ②主な免責事項など、お客さまにとって不利益となる事項が記載された部分が重要ですので、必ずお読みください。
- ③現在ご加入中の生命保険契約の解約を前提として本商品のお申込みを検討されている場合、お客さまにとって不利益となる可能性があることが記載されていますので、必ずご確認ください。

特定疾病一時給付保険(無解約返戻金型)(25)

### 特定3疾病

上皮内がんを含む  
**がん**

急性心筋梗塞を含む  
**心疾患**

脳卒中を含む  
**脳血管疾患**

### 特定8疾病

慢性腎不全

肝硬変

慢性膵炎

糖尿病

高血圧性疾患



この商品はメディケア生命を引受保険会社とする**生命保険**であり、**預金とは異なります。**

### 生命保険料控除について

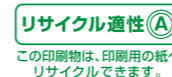
- 生命保険料控除の種類には「一般生命保険料控除」「介護医療保険料控除」および「個人年金保険料控除」があります。
  - この商品についてお払込みになる保険料は「介護医療保険料控除」の対象となります。
- \*2025年2月現在の税制にもとづき記載しております。今後変更される可能性があります。

### 募集代理店からのお知らせ

<生命保険契約の金融機関でのお取扱いにあたって>

- 保険契約のお申込みと、保険契約の締結に係るお客さまと募集代理店である金融機関との取引が、金融機関におけるお客さまに関する他の業務に影響を与えることはありません。
- 三井住友銀行では借り入れられた資金(他の金融機関での借入金を含みます)を保険料とする保険商品のお申込みはお断りしています。
- 法令上の規制により、お客さまのお勤め先や、融資のお申込状況等によっては、お申し込みいただけない場合がございます。
- この商品はメディケア生命を引受保険会社とする生命保険であり、預金とは異なります。したがって、預金保険機構の保護の対象ではありません(預金保険法第53条に規定する保険金支払の対象となりません)。

ご検討にあたっては、「ご契約のしおり」「約款」「設計書」を必ずご覧ください。



[募集代理店]



[引受保険会社]

**メディケア生命保険株式会社**  
住友生命グループ  
〒135-0033 東京都江東区深川1-11-12  
<メディケア生命コールセンター>  
**0120-315056**  
<https://www.medicarelife.com/>

25048907(2025.4.1)  
2025年4月版

M35B0A1D25-V1-0009000

[募集代理店]



[引受保険会社]



# ご存知ですか？ がんをはじめとする

# 8つの疾病について

△この商品パンフレットに記載の医学的な情報については2025年2月現在の情報にもとづいています。また、記載の内容は必ずしもすべての病気・ケガにあてはまるわけではありません。症状等によっては、検査や手術、通院等を行わないこともあります。個々の治療・診断等については、医療機関にご相談ください。

## 患者数は？

8つの疾病の総患者数は延べ約**3,081万人**です。<sup>※1</sup>

### 3つの疾病

## がん



約**367.2万人**

がんは、細胞の一部が発がん物質などの影響で突然変異を起こし、異常な細胞が分裂・増殖を繰り返す疾病です。

## 心疾患



約**305.5万人**

心疾患は、心機能に何らかの障害が発生し、それにより血液の循環不全を伴う疾病の総称です。

## 脳血管疾患



約**174.2万人**

脳血管疾患は、脳血管に何らかの障害が発生し、それにより脳細胞が破壊される疾病の総称です。

## 高血圧症



約**1,511.1万人**<sup>※2</sup>

高血圧症は、慢性的に血圧が高い状態が続く疾病です。治療せずに放置すると、心疾患や脳血管疾患、腎疾患のリスクが高まります。

## 糖尿病



約**579.1万人**

糖尿病は慢性的な高血糖状態が続く疾病です。治療せずに放置するとさまざまな合併症のリスクが高まります。

## 腎疾患



約**83.7万人**

腎疾患は、血液の浄化やホルモンの分泌などの腎機能が低下する疾病です。

## 肝疾患



約**51.0万人**

肝疾患は、「代謝」「有害物質の無毒化」「消化液をつくる」などの肝臓機能が低下する疾病です。

## 膵疾患



約**10.1万人**

膵疾患は、消化酵素を分泌する外分泌腺と血糖値をコントロールする物質を分泌する内分泌腺に障害が起きる疾病です。

総患者数・各疾病患者数:厚生労働省「令和2年 患者調査」より

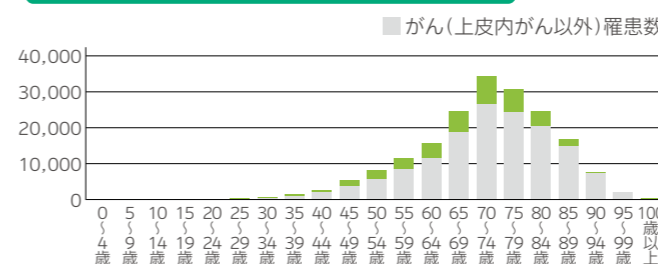
※1 複数の疾病で重複して治療を受けている場合も含まれます。  
 ※2 高血圧性疾患(高血圧症を含む)の患者数を掲載しております。

※上記に患者数を例示した各疾病と、この商品の保障範囲が異なる場合があります。お支払理由は7~13ページ、その他の留意事項などについては45~63ページ「契約概要」の**5 6 7 8 11**に記載しておりますので、必ずご確認ください。

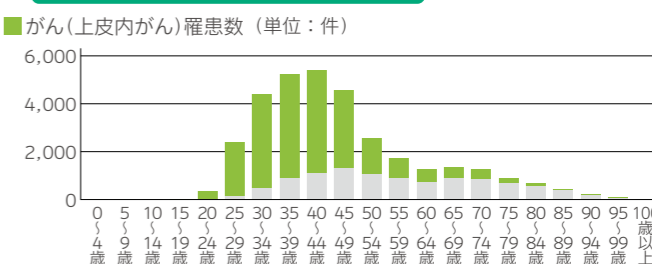
## リスクは？

大腸のがんは**40代から**、子宮頸部のがんは**20代から罹患数<sup>※3</sup>が多くなっています。**

大腸(結腸・直腸)のがんの年齢別罹患数



子宮頸部のがんの年齢別罹患数



※3 新たにがんと診断された数:国立がん研究センターがん情報サービス「がん統計」(全国がん登録)より2020年の罹患数をメディケア生命算出

がんの再発率 ●がんは再発することがあります。

**乳がん 6%**

Ⅱ期術後5年以内の再発率

**肝細胞がん 75~80%**

Ⅰ期術後5年以内の再発率

**胃がん 15%**

ⅡB期術後5年以内の再発率

(ご参考)胃がん総患者数 約**28.1万人**

再発率:新日本保険新聞社「2023年6月版 こんなにかかる医療費」 総患者数:厚生労働省「令和2年 患者調査」より

## 生活習慣からはじまるリスクがあります。

●生活習慣が主な原因となる**高血圧症、糖尿病**は放置すると動脈硬化が進み、**心疾患や脳血管疾患**などを引き起こすことがあります。



●1つだけでなく**他の疾病にもかかる**ことがあります。

肝硬変による入院から5年以内に**がん**で入院される方

約**5.7人に1人**(17.6%)

慢性腎不全による入院から5年以内に**心疾患**で入院される方

約**3.0人に1人**(34.2%)

慢性膵炎による入院から5年以内に**がん**で入院される方

約**6.3人に1人**(16.1%)

株式会社JMDC「レセプトデータ(2005年1月~2020年6月)」よりメディケア生命算出

## 疾病時の支出イメージ

●もし病気にかかった場合、**医療費の負担が増大**します。加えて、ご家族の生活費や住宅ローンのご返済などは健康時と同様に必要です。

健康時	疾病時
①医療費	①医療費
②生活費	②生活費
③住宅ローン返済	③住宅ローン返済

特定疾病一時給付保障(無解約返戻金型)25



は医療費や生活費などの経済的負担に備えることができます。

「特定疾病保障付住宅ローン」<sup>※4</sup>に加入していれば、住宅ローン残高が0円になるなどの保障があります。

※4 がんなどの特定の疾病を保障する団体信用生命保険がついた住宅ローンを指します。

※住友生命・メディケア生命商品をもとに一般的な保障イメージを記載しています。保障内容は保険会社や商品により異なります。

気になるデータ

商品の概要

保障内容

お取り扱いイメージ

保険料表

よくある質問

サービス

契約概要

注意喚起情報



# ご存知ですか？ 治療にかかる自己負担 額について

## がん

例えば **肺がん** で30日間入院された場合



入院日数		1月 15日	2月 15日	合計 30日
医療費	窓口で支払う自己負担額(3割)	50.8万円	13.8万円	64.6万円
	高額療養費給付	▲41.4万円	▲5.6万円	▲47.0万円※1
	高額療養費制度適用後の自己負担額	9.4万円	8.2万円	(A)17.6万円
その他の費用 (全額自己負担)	食事自己負担額(1食490円)	(36回) 1.7万円	(43回) 2.1万円	(79回) 3.8万円
	差額ベッド代(1日6,600円)	9.9万円	9.9万円	19.8万円
	雑費(1日2,500円)	3.7万円	3.7万円	7.5万円
	計	15.4万円	15.7万円	(B)31.1万円
	自己負担合計額(A)+(B)			約48.8万円

高額療養費制度  
適用後の  
自己負担額合計  
約**48.8万円**

## 心疾患

例えば **急性心筋梗塞** で15日間入院された場合



入院日数		1月 15日	合計 15日
医療費	窓口で支払う自己負担額(3割)	54.6万円	54.6万円
	高額療養費給付	▲45.0万円	▲45.0万円※1
	高額療養費制度適用後の自己負担額	9.5万円	(A)9.5万円
その他の費用 (全額自己負担)	食事自己負担額(1食490円)	(38回) 1.8万円	(38回) 1.8万円
	差額ベッド代(1日6,600円)	9.9万円	9.9万円
	雑費(1日2,500円)	3.7万円	3.7万円
	計	15.5万円	(B)15.5万円
自己負担合計額(A)+(B)			約25.0万円

高額療養費制度  
適用後の  
自己負担額合計  
約**25.0万円**

## 脳血管疾患

例えば **脳卒中** で50日間入院された場合



入院日数		1月 14日	2月 30日	3月 6日	合計 50日
医療費	窓口で支払う自己負担額(3割)	64.8万円	22.6万円	6.1万円	93.7万円
	高額療養費給付	▲54.9万円	▲14.1万円	—	▲69.1万円※1
	高額療養費制度適用後の自己負担額	9.9万円	8.4万円	6.1万円	(A)24.5万円
その他の費用 (全額自己負担)	食事自己負担額(1食490円)	(37回) 1.8万円	(90回) 4.4万円	(16回) 0.7万円	(143回) 7.0万円
	差額ベッド代(1日6,600円)	9.2万円	19.8万円	3.9万円	33.0万円
	雑費(1日2,500円)	3.5万円	7.5万円	1.5万円	12.5万円
	計	14.5万円	31.7万円	6.2万円	(B)52.5万円
自己負担合計額(A)+(B)			約77.0万円		

高額療養費制度  
適用後の  
自己負担額合計  
約**77.0万円**

(前提) 高額療養費は70歳未満、健保、年収約370万円～約770万円(標準報酬月額28万円～50万円)の場合で計算。

差額ベッド代は希望された場合。差額ベッド代が発生しないケースもあります。雑費は日用品、パジャマ類、見舞い・付添者の食事代や交通費等。医療費は、2024年度の診療報酬点数にもとづいて計算しています。

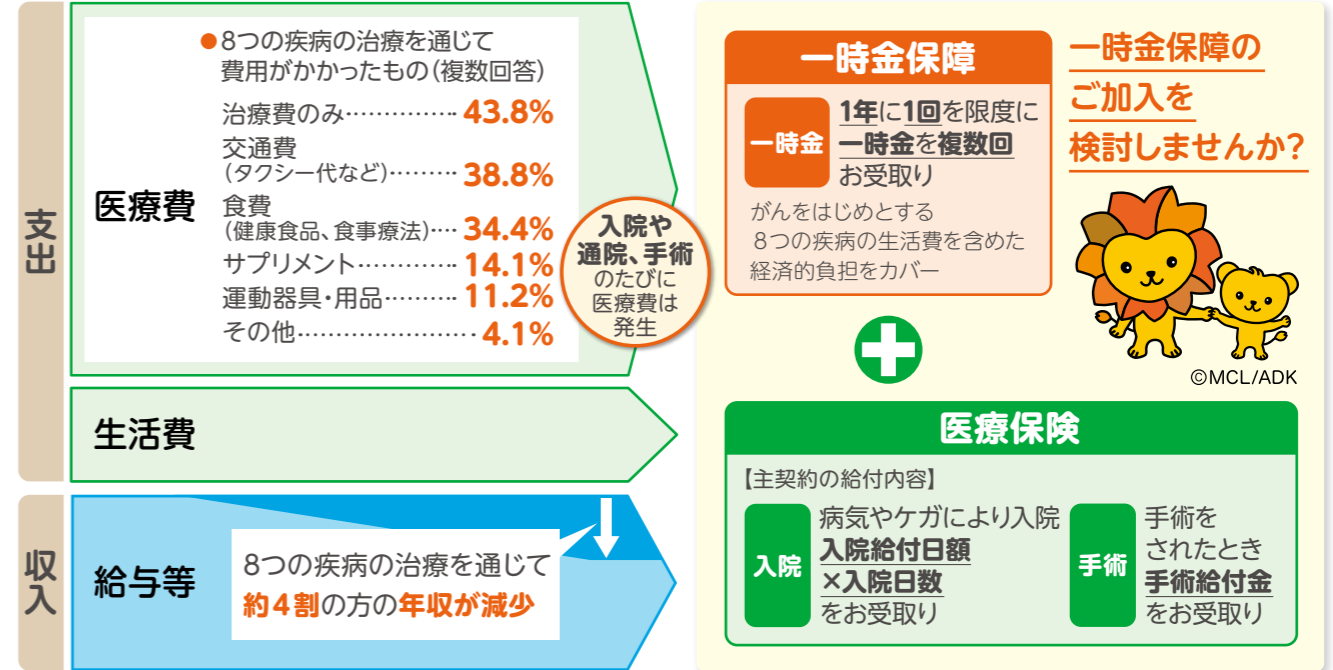
株式会社エフピー教育出版調べ(2024年10月時点)

※1 高額療養費制度により給付される金額です。

※2 表中の数値は端数処理の関係で内訳と合計が一致しないことがあります。

## 8つの疾病にかかる支出は増加し、収入は減少することも...

入院日数の短期化※2により、医療保険だけでは経済的負担をカバーできない可能性があります。

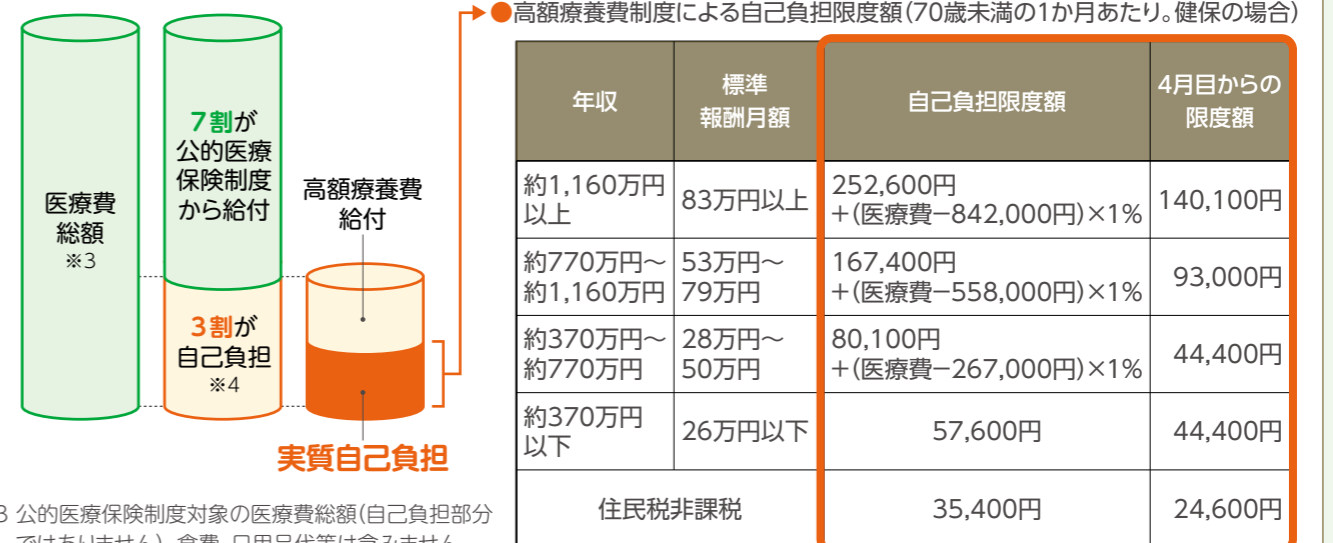


メディケア生命「2021年生活習慣病患者へのアンケート調査」  
アンケート対象: がん、急性心筋梗塞、脳卒中、高血圧症、糖尿病、慢性腎不全、肝硬変、慢性膵炎  
\*上記各疾病と新メディフィットPlusの保障範囲は異なる場合があります。

\*メディケア生命商品をもとに一般的な保障イメージを記載しています。保障内容は保険会社や商品により異なります。  
※2 厚生労働省「平成19年～令和4年 医療施設(静態・動態)調査・病院報告の概況」よりメディケア生命算出

## ご参考 高額療養費制度について

1か月間に一定限度額以上の自己負担が発生した場合は、高額療養費として支給を受けることができます。同一月内の診療であることなど条件があります。



※3 公的医療保険制度対象の医療費総額(自己負担部分ではありません)。食費、日用品代等は含みません。

※4 6歳(義務教育就学後)～69歳の場合。公的医療保険制度における医療費の自己負担割合は年齢等によって決まります。

\* 高額療養費制度については「厚生労働省ホームページ」よりメディケア生命作成。  
\* 記載の内容は2025年2月時点の制度によります。今後、制度の変更に伴い、記載の内容が変わることがあります。



の特徴

特徴①

がん(上皮内がんを含む)をはじめとする**特定8疾病**または**特定3疾病**それぞれ**1年に1回を限度に一時金を複数回**お受け取りいただけます。

特徴②

**特定3疾病**はそれぞれ**何度でも一時金**をお受け取りいただけます。  
(それぞれ1年に1回限度・支払回数無制限)

特徴③

**特定3疾病**で所定の理由に該当されたとき、以後の保険料はいただきません。**上皮内がん**でも、以後の保険料はいただきません。<sup>※1</sup>  
<sup>※1</sup> 特定3疾病保険料払込免除特約(25)を付加した場合。

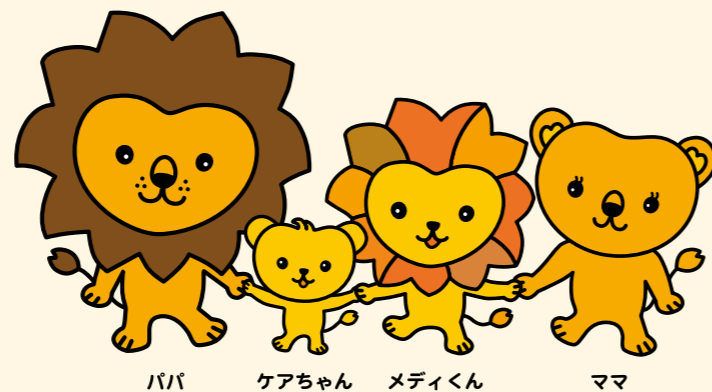
●お取扱いについて(主契約)

契約年齢	0~85歳
保険期間	終身(更新なし)
保険料払込期間	終身、有期(55歳・60歳・65歳・70歳・75歳・80歳まで)
保険料払込回数	月払い、半年払い、年払い
保険料払込経路	第1回:振込み扱い、口座振替扱い <sup>※2</sup> 、クレジットカード扱い <sup>※2</sup> 第2回以後:口座振替扱い <sup>※2</sup> 、クレジットカード扱い <sup>※2</sup>
保険契約の型	特定8疾病保障型、特定3疾病保障型
給付金の型	I型、II型
給付金額の範囲	<p>【最低給付金額】 「基本給付金額」30万円 「基本給付金額」が30万円未満でも「基本給付金額」と「初回上乗せ基本給付金額」をあわせて50万円以上であれば設定可</p> <p>【最高給付金額】 「基本給付金額」と「初回上乗せ基本給付金額」をあわせて200万円</p> <p><sup>*</sup>初回上乗せ基本給付金額は「0円」とすることもできます。 <sup>*</sup>基本給付金額および初回上乗せ基本給付金額は10万円単位で設定できます。</p>

<sup>※2</sup> 第1回保険料の払込経路を口座振替扱い、またはクレジットカード扱いとされた場合、第2回以後の保険料払込経路は第1回保険料の払込経路と同一となります。

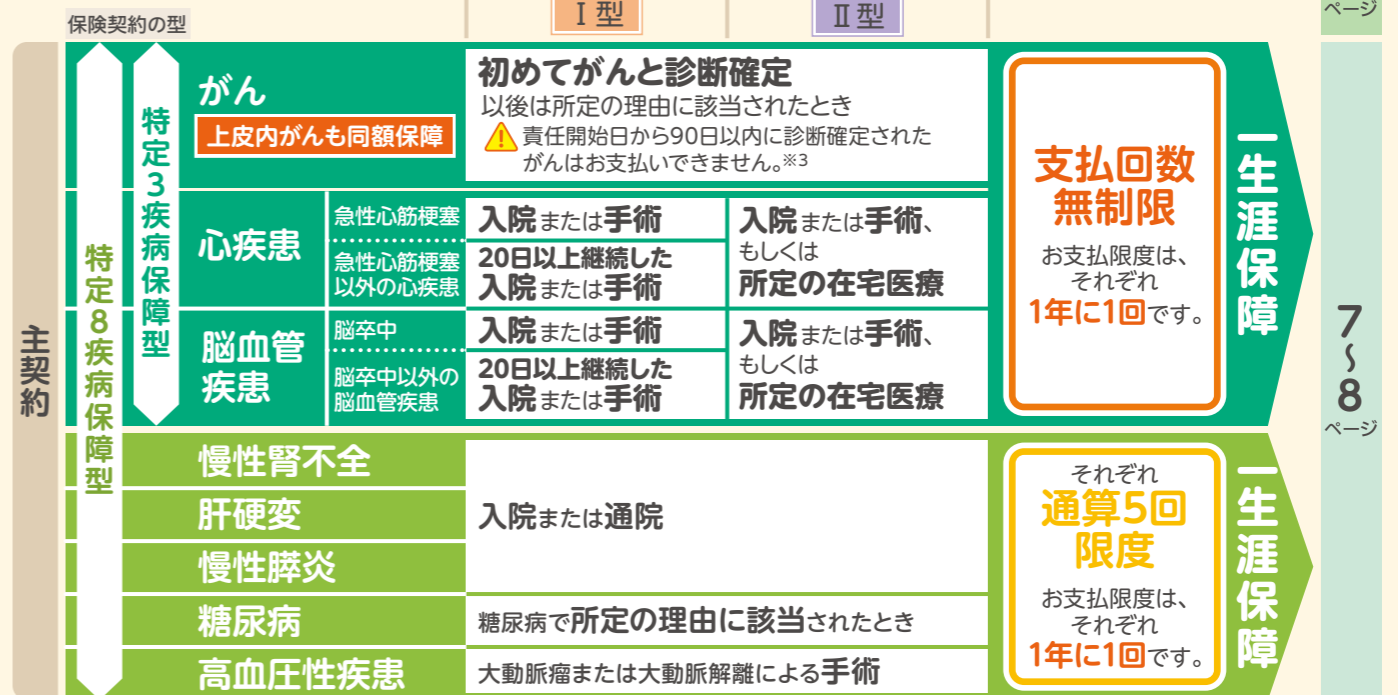
<sup>\*</sup>給付金額等の取扱範囲内であってもメディケア生命の規定によりご加入いただけない場合があります。

<sup>\*</sup>同一の被保険者において、先進医療給付(お支払金額が先進医療の技術料相当額である給付)のあるメディケア生命の特約を重複して付加することはできません。

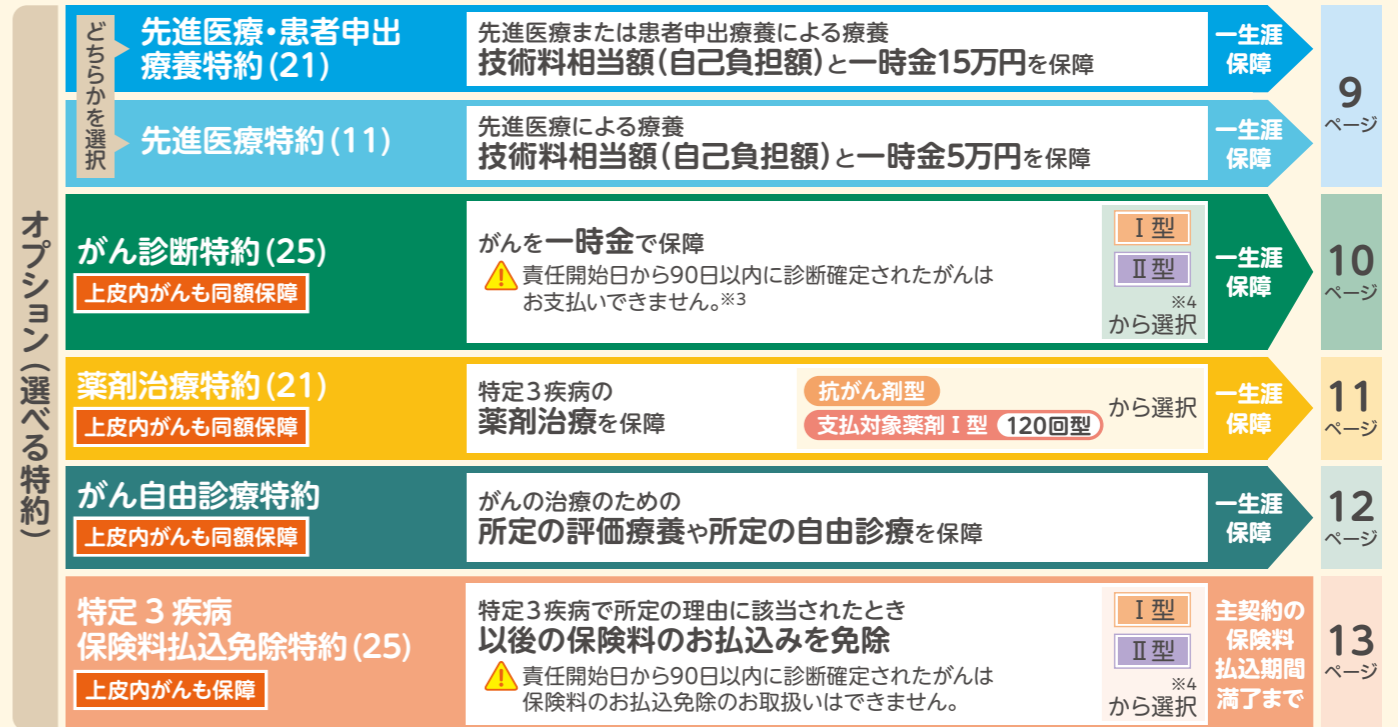


パパ ケアちゃん メディくん ママ

●仕組み図



●オプション(選べる特約)を付加することでさらに安心をプラス!



<sup>※3</sup> 責任開始期以後がん責任開始日(責任開始日からその日を含めて91日目)前にがんと診断確定された場合、初回の給付金のお支払いはできませんが、その後もご契約および特約は継続し、がんと診断確定された日の1年後の応当日以後に2回目以後のお支払理由に該当された場合は、お支払いします。詳細は41ページのQ4・A4をご覧ください。

<sup>※4</sup> がん診断特約(25)および特定3疾病保険料払込免除特約(25)のI型 II型の選択については、主契約のI型 II型の選択に準じます。



主契約 特定疾病一時給付保険(無解約返戻金型)(25)

契約年齢  
0～85歳

がんは、  
がん責任開始日※1  
(91日目)より保障※2

がん以外は、  
責任開始期より保障

- 各一時給付金ごとに、お支払理由に該当されたときにお受け取りいただけます。
- それぞれの給付金は1年に1回を限度にお受け取りいただけます。
- お受取額は初回と2回目以後について、それぞれ次のとおりです。

初回	「基本給付金額」+「初回上乘せ基本給付金額」
2回目以後	「基本給付金額」

\*初回上乘せ基本給付金額は「0円」とすることもできます。

基本給付金額50万円、初回上乘せ基本給付金額0円の場合

保険契約の型	給付金名	お支払理由		お支払限度	お受取額	
		I型	II型			
特定3疾病保障型 特定8疾病保障型	<b>がん一時給付金</b> 上皮内がんも同額保障	初回 初めてがんと診断確定されたとき		<b>支払回数 無制限</b>  お支払限度は、 それぞれ <b>1年に1回</b> です。	各一時給付金 ごとに <b>50万円</b>	
		2回目以後				
		以下1・2のいずれかに該当されたとき	以下1～4のいずれかに該当されたとき			
		1 新たながんと診断確定(再発・転移を含みます。)されたとき 2 がんにより入院をされたとき	3 がんにより以下a～eのいずれかの所定の通院(往診を含みます。)をされたとき a 抗がん剤治療(ホルモン剤のみによる治療を除きます) ・公的医療保険制度対象の抗がん剤治療 ・欧米で承認されている所定の抗がん剤治療※3 b 放射線治療 c 手術 d 骨髄移植術 e 先進医療・患者申出療養 4 がん性疼痛等の緩和のため、以下a・bのいずれかの所定の緩和ケアを受けられたとき a オピオイド鎮痛薬による薬剤治療または神経ブロック b 在宅患者診療・指導料が算定される在宅医療			
	お支払理由はがん診断特約(25)と同一です。	オピオイド鎮痛薬 神経ブロックについては 8ページをご確認ください。				
	心疾患一時給付金	急性心筋梗塞	入院または手術をされたとき			入院または手術をされたとき、もしくは在宅患者診療・指導料が算定される在宅医療を受けられたとき
	脳血管疾患一時給付金	急性心筋梗塞以外の心疾患	20日以上継続した入院または手術をされたとき			
		脳卒中	入院または手術をされたとき			入院または手術をされたとき、もしくは在宅患者診療・指導料が算定される在宅医療を受けられたとき
	慢性腎不全一時給付金	脳卒中以外の脳血管疾患	20日以上継続した入院または手術をされたとき			
		慢性腎不全	慢性腎不全により入院または通院をされたとき			
肝硬変一時給付金	肝硬変により入院または通院をされたとき		それぞれ <b>通算5回 限度</b> お支払限度は、 それぞれ <b>1年に1回</b> です。			
慢性膵炎一時給付金	慢性膵炎により入院または通院をされたとき					
糖尿病一時給付金	糖尿病により次のいずれかに該当されたとき(2回目以後は②③のいずれか)					
	①180日以上継続したインスリン治療※4を受けられたとき					
	②糖尿病性網膜症を発病し、手術を受けられたとき ③糖尿病性壊疽が生じ、1手の1手指または1足の1足指以上の切断術を受けられたとき					
高血圧性疾患一時給付金	高血圧性疾患により大動脈瘤または大動脈解離を発病し、手術を受けられたとき					

※1 がん責任開始日とは責任開始日からその日を含めて91日目のことをいいます。

※2 責任開始期以後がん責任開始日前にがんと診断確定された場合、初回のがん一時給付金はお支払いできませんが、その後もご契約は継続し、がんと診断確定された日の1年後の応当日以後に2回目以後のお支払理由に該当された場合は、お支払いします。詳細は41ページのQ4・A4をご覧ください。

※3 「欧米で承認されている所定の抗がん剤治療」とは、欧州医薬品庁(EMA)または米国食品医薬品局(FDA)の承認を受けた抗がん剤治療です。

※4 インスリン治療は、初回のみのお支払いとなります。

- がんの2回目以後は**所定の通院**や**所定の緩和ケア**を受けられたときも**対象**です(II型の場合)。
- **心疾患、脳血管疾患**による**1日以上**の入院でお受け取りいただけます(II型の場合)。
- 次の①②についてご選択ください。

① 保険契約の型(いずれかをご選択)

特定**8**疾病保障型

特定**3**疾病保障型

② 給付金の型(いずれかをご選択)

I型

II型

緩和ケアについて

がんが診断されたときから行う、身体的・精神的な苦痛を和らげるためのケアのことをいいます。がん治療の痛みを和らげるため、治療の初期から行われます。

標準的ながん疼痛治療法(鎮痛薬の使用法)

第1段階 軽度の痛み	第2段階 軽度から中等度の強さの痛み	第3段階 中等度から高度の強さの痛み	オピオイド鎮痛薬による薬剤治療を受けられた場合は、 <b>お支払いの対象</b> となります。 (II型の場合)
	弱オピオイド コデイン	強オピオイド モルヒネ、 ヒドロモルフォン、 オキシコドン、 フェンタニルなど	
非オピオイド 非オピオイド鎮痛薬、鎮痛補助薬			

WHO編 武田文和訳「がんの痛みからの解放 第2版, 金原出版, 1996年」より  
 メディケア生命作成  
 日本緩和医療学会編「がん疼痛の薬物療法に関するガイドライン2020年版,  
 金原出版, 2020年」を参考に一部改変

オピオイド鎮痛薬とは?

神経系の司令塔の部分である脳や脊髄に作用して痛みを抑える薬の総称です。中程度の痛みから強い痛みを使う鎮痛薬です。

神経ブロックとは?

神経や神経の周辺に局所麻酔薬を注射して、痛みをなくす方法です。麻酔薬が神経に作用し、痛みの伝わる経路をブロックすることで、痛みを取り除きます。

\*公的医療保険制度対象の放射線治療、手術、骨髄移植術、所定の緩和ケア、在宅医療および切断術が保障対象となります。

\*2回目以後は、各一時給付金ごとに直前のお支払理由に該当された日の1年後の応当日以後に、所定の理由に該当されたときに各一時給付金をそれぞれお支払いします。

<がん一時給付金について>

- ・支払対象薬剤にはジェネリック医薬品(後発薬)や将来の新薬を含みます。
- ・支払対象薬剤は、「医薬品ナビ」をご確認ください。「医薬品ナビ」については40ページのQ3・A3をご参照ください。

- ⚠ 自己負担のない治療として受けられた抗がん剤治療はお支払いの対象となりません。
- 診断および生検等の検査のための手術などはお支払いの対象となりません。
- ドナー(骨髄提供者)はお支払いの対象となりません。
- 手術時等の麻酔導入に伴って使用された医薬品または実施された神経ブロックは、お支払いの対象となりません。



# 新メディフィットPlus 保障内容について

以下の2つの特約どちらかご選択いただけます。

## オプション (選べる特約) 先進医療・患者申出療養特約(21) 契約年齢 0～85歳 責任開始期より保障

- 先進医療または患者申出療養による療養を一生保障します。
- 特定8疾病・特定3疾病以外も対象となります。

先進医療・患者申出療養 給付金 (技術料相当額(自己負担額)) + 先進医療・患者申出療養 一時給付金 15万円

通算2,000万円限度

交通費や宿泊費等の諸費用などに活用いただけます

- ⚠ 同一の被保険者において、先進医療給付(お支払金額が先進医療の技術料相当額である給付)のあるメディケア生命の特約を重複して付加することはできません。
- 療養を受けられた日現在において、先進医療または患者申出療養に該当しないときはお支払いできません。

## オプション (選べる特約) 先進医療特約(11) 契約年齢 0～85歳 責任開始期より保障

- 先進医療による療養を一生保障します。
- 特定8疾病・特定3疾病以外も対象となります。

先進医療給付金 (技術料相当額(自己負担額)) + 先進医療一時給付金 5万円

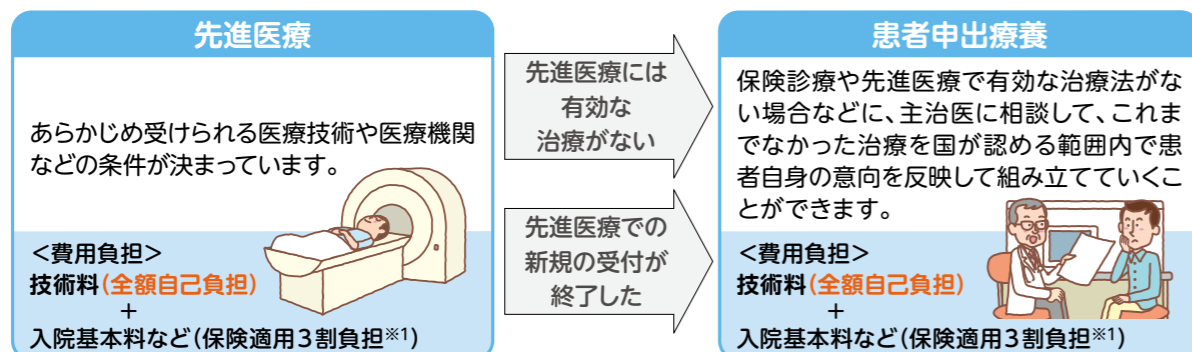
通算2,000万円限度

交通費や宿泊費等の諸費用などに活用いただけます

- ⚠ 同一の被保険者において、先進医療給付(お支払金額が先進医療の技術料相当額である給付)のあるメディケア生命の特約を重複して付加することはできません。
- 療養を受けられた日現在において、先進医療に該当しないときはお支払いできません。

### 先進医療と患者申出療養について

先進医療・患者申出療養は、将来的に保険診療にむけて検討されている段階で、現時点では保険適用となっていない療養です。厚生労働大臣が定める高度な医療技術を用いた療養で、保険診療との併用が認められています。



\*最新の治療の中には、先進医療または患者申出療養のほかにも公的医療保険制度の給付対象とならないものもあります。詳細は42ページのQ6・A6をご覧ください。

※1 年齢や所得によって異なります。高額療養費制度の対象となります。

\*給付金額等のお取扱範囲内であってもメディケア生命の規定により、ご加入いただけない場合があります。

## オプション (選べる特約) がん診断特約(25)

契約年齢 0～85歳

がん責任開始日※2 (91日目)より保障※3

- 初めてがんと診断確定されたとき、2回目以後は、新たながんと診断確定(再発・転移を含みます。)されたときなどに一時金をお受け取りいただけます。
- 1年に1回を限度に一時金を何度でもお受け取りいただけます。
- 長引く抗がん剤治療により、収入が減少する場合もあるため、収入保障としてもご活用いただけます。
- 給付金の型についてご選択ください。\*4

I型 II型

がん診断給付金額50万円の場合

給付金名	お支払理由		お支払限度	お受取額
	I型	II型		
がん診断給付金 上皮がんも同額保障	初回 初めてがんと診断確定されたとき		支払回数 無制限 (1年に1回)	50万円
	2回目以後			
	以下1・2のいずれかに該当されたとき	以下1～4のいずれかに該当されたとき		
	1 新たながんと診断確定(再発・転移を含みます。)されたとき 2 がんにより入院をされたとき	3 がんにより以下a～eのいずれかの所定の通院(往診を含みます。)をされたとき a 抗がん剤治療(ホルモン剤のみによる治療を除きます。) ・公的医療保険制度対象の抗がん剤治療 ・欧米で承認されている所定の抗がん剤治療※5 b 放射線治療 c 手術 d 骨髄移植術 e 先進医療・患者申出療養 4 がん性疼痛等の緩和のため、以下a・bのいずれかの所定の緩和ケアを受けられたとき a オピオイド鎮痛薬による薬剤治療 または神経ブロック b 在宅患者診療・指導料が算定される在宅医療		
お支払理由は主契約のがん一時給付金と同一です。		オピオイド鎮痛薬 神経ブロックについては8ページをご確認ください。		

※2 がん責任開始日とは責任開始日からその日を含めて91日目のことをいいます。

※3 責任開始期以後がん責任開始日前にがんと診断確定された場合、初回のがん診断給付金はお支払いできませんが、その後もこの特約は継続し、がんと診断確定された日の1年後の応当日以後に2回目以後のお支払理由に該当された場合は、お支払いします。詳細は41ページのQ4・A4をご覧ください。

※4 この特約のI型 II型の選択については、主契約のI型 II型の選択に準じます。

※5 「欧米で承認されている所定の抗がん剤治療」とは、欧州医薬品庁(EMA)または米国食品医薬品局(FDA)の承認を受けた抗がん剤治療です。

\*公的医療保険制度対象の放射線治療、手術、骨髄移植術および所定の緩和ケアが保障対象となります。

※2回目以後は、直前のお支払理由に該当された日の1年後の応当日以後に、所定の理由に該当されたときにお支払いします。  
\*支払対象薬剤にはジェネリック医薬品(後発薬)や将来の新薬を含みます。  
\*支払対象薬剤は、「医薬品ナビ」をご確認ください。〔「医薬品ナビ」については40ページ Q3・A3をご参照ください。〕

- ⚠ 自己負担のない治療として受けられた抗がん剤治療はお支払いの対象となりません。
- 診断および生検等の検査のための手術などはお支払いの対象となりません。
- ドナー(骨髄提供者)はお支払いの対象となりません。
- 手術時等の麻酔導入に伴って使用された医薬品または実施された神経ブロックは、お支払いの対象となりません。

### ご存知ですか?

がんと診断されると、治療のため退職するなど就労状況が変わり収入が減少することがあります。約4人に1人は収入が減少しています。\*6

がんと診断されたら、収入の減少に加えて、治療費以外の費用がかかることもあります。



入院前の検査費用



ウィッグ



健康食品やサプリメント等の費用

※6 メディケア生命「2024年 疾患、がんに関するアンケート」より

その他の留意事項などについて「契約概要」「注意喚起情報」を必ずご確認ください。



# 新 メディフィット Plus 保障内容について

オプション (選べる特約) **薬剤治療特約(21)** 契約年齢 0~85歳 責任開始期より保障

- **がんなどの特定3疾病で、支払対象薬剤による薬剤治療<sup>※1</sup>**を受けられたとき、給付金をお受け取りいただけます。
- 入院・通院・手術の有無にかかわらず対象です。
- 抗がん剤治療は**所定の自由診療**も対象です。
- 特約の型についてご選択ください。

抗がん剤型 支払対象薬剤 I 型 120回型

抗がん剤治療給付金額5万円の場合

特約の型	給付金名	お支払理由	支払対象薬剤	お支払限度	お受取額
抗がん剤型 支払対象薬剤 I 型	抗がん剤治療給付金 上皮内がんも同額保障	がんにより公的医療保険制度対象の <b>抗がん剤治療</b> を受けられたとき	抗がん剤(ホルモン剤も対象)	支払回数無制限 (同一月に1回)	1か月につき <b>5万円</b>
	自由診療抗がん剤治療給付金 上皮内がんも同額保障	がんにより以下 <b>1~3</b> のいずれかの <b>抗がん剤治療</b> を受けられたとき (抗がん剤治療給付金のお支払理由に該当する場合は除きます。) <b>1 先進医療</b> の対象となる抗がん剤治療 <b>2 患者申出療養</b> の対象となる抗がん剤治療 <b>3 欧米で承認されている</b> 所定の抗がん剤治療 <sup>※2</sup>		通算 <b>24回</b> 限度 (同一月に1回)	1か月につき <b>10万円</b>
	特定薬剤治療給付金	<b>心疾患・脳血管疾患</b> により公的医療保険制度対象の <b>薬剤治療(抗血栓薬による治療)</b> を受けられたとき	抗血栓薬	通算 <b>120回</b> 限度 (同一月に1回)	1か月につき <b>1万円</b>

※1 発病した疾病の治療を直接の目的としない医薬品の投与または処方(処方せんの発行を含みます。)を除きます。  
 ※2 「欧米で承認されている所定の抗がん剤治療」とは、欧州医薬品庁(EMA)または米国食品医薬品局(FDA)の承認を受けた抗がん剤治療です。  
 \*自由診療抗がん剤治療給付金は抗がん剤治療給付金額の倍額、特定薬剤治療給付金は抗がん剤治療給付金額の20%です。  
 \*支払対象薬剤にはジェネリック医薬品(後発薬)や将来の新薬を含みます。  
 \*支払対象薬剤は、「**医薬品ナビ**」をご確認ください。「医薬品ナビ」については40ページ Q3・A3をご参照ください。  
 \*お支払いの対象となる療養の種類について、詳細は42ページのQ7・A7をご覧ください。  
 \*同一の月に複数月分の薬剤を処方されても、給付金のお支払いは1か月分(処方月分)のみとなります。

●対象疾病の治療に使用されるすべての薬剤を対象とするものではありません。  
 ●自由診療抗がん剤治療給付金について、自己負担のない治療として受けられた抗がん剤治療はお支払いの対象となりません。  
 ●心疾患、脳血管疾患の支払対象薬剤について、シクロオキシゲナーゼを阻害する医薬品およびその配合剤にはお支払いの対象外となるものがあります。  
 ((お支払いの対象外となる薬剤の例)アスピリン、アスピリン・ダイアルミネート、アスピリン・ランソプラゾール配合剤  
 \*記載の内容は2025年2月現在のものです。今後、変更になる場合があります。)  
 ●支払対象薬剤による治療中の場合等は付加いただけません。また、支払対象薬剤以外の薬剤による治療中の場合等も付加いただけません。

## 平均自己負担月額(通院による薬剤治療)

薬剤治療にかかる月々の経済的負担も高まります。	がん	76,844円
	心疾患	20,023円
	脳血管疾患	12,603円

株式会社JMDC「レセプトデータ(2022年11月)」よりメディケア生命算出(自己負担額は3割、70歳未満、年収約370万円~約770万円の場合。実際の自己負担額はケースにより異なります。)  
 \*株式会社JMDC「レセプトデータ(2022年11月)」には薬剤治療特約(21)の保障範囲と異なる薬剤が含まれている場合があります。

## オプション (選べる特約) **がん自由診療特約**

契約年齢 0~85歳

責任開始期より保障

- がんの治療を目的として所定の評価療養や所定の自由診療を受けられたとき、**がん自由診療給付金**を**通算1億円(1つの診療計画にもとづく療養について3,000万円)**までお受け取りいただけます。
- 抗がん剤以外の治療も対象です。
- 保障は一生継続します。

給付金名	お支払理由	お支払金額	お支払限度
がん自由診療給付金 上皮内がんも同額保障	がんにより、1つの診療計画にもとづく行われた右記のいずれかの療養を受けられたとき	先進医療以外の所定の公的医療保険制度における評価療養による療養	評価療養による療養に対する費用と同額
	特定病院において受けられた所定の自由診療による療養	1つの診療計画にもとづく行われた次の療養の費用の合計額 <b>1</b> 自由診療による療養に対する費用と同額 <b>2</b> 上記 <b>1</b> 以外のがんの治療を目的とする療養に対する費用と同額 <b>3</b> 自由診療による療養とあわせてなされた所定の食事療養および生活療養に要する費用と同額	<b>通算1億円</b> (1つの診療計画にもとづく療養について <b>3,000万円</b> )

\*診療計画とは、入院診療または外来診療に関する診療計画のことをいいます。  
 \*お支払いの対象となる療養の種類について、詳細は42ページのQ7・A7をご覧ください。  
 \*最新の治療の中には、公的医療保険制度の給付対象とならないものもあります。詳細は42ページのQ6・A6をご覧ください。  
 ●お支払いの対象となる評価療養および自由診療は、療養を受けられた時点において、所定の要件を満たす療養とします。  
 ●「遺伝子パネル検査」「差額ベッド代」など、がん自由診療給付金をお支払いできない費用があります。

## 特定病院について

療養を受けられた時点において、以下のいずれかに該当する日本国内の病院または診療所(名称が変更となった場合は、変更後の名称を含みます。)のことをいいます。

- 厚生労働大臣による指定または承認を受けている次の病院
  - 都道府県がん診療連携拠点病院
  - 地域がん診療連携拠点病院
  - 国立研究開発法人国立がん研究センター
  - 特定領域がん診療連携拠点病院
  - 地域がん診療病院
  - 小児がん拠点病院
  - 小児がん中央機関
  - がんゲノム医療中核拠点病院
  - がんゲノム医療拠点病院(がんゲノム医療中核拠点病院またはがんゲノム医療拠点病院として選定された病院を含みます。)
  - 特定機能病院
- 都道府県知事による指定または承認を受けている次の病院または診療所
  - 都道府県におけるがん診療機能の充実を図るために必要な病院として、都道府県知事が指定する病院または診療所
  - 地域医療支援病院
- 公益社団法人日本臨床腫瘍学会によって認定研修施設と認められている日本臨床腫瘍学会認定研修施設

全国 約1,000病院

メディケア生命調べ(2024年11月調査)

特定病院に該当する病院または診療所の詳細は、メディケア生命ホームページの「**特定病院ナビ**」でご確認ください。

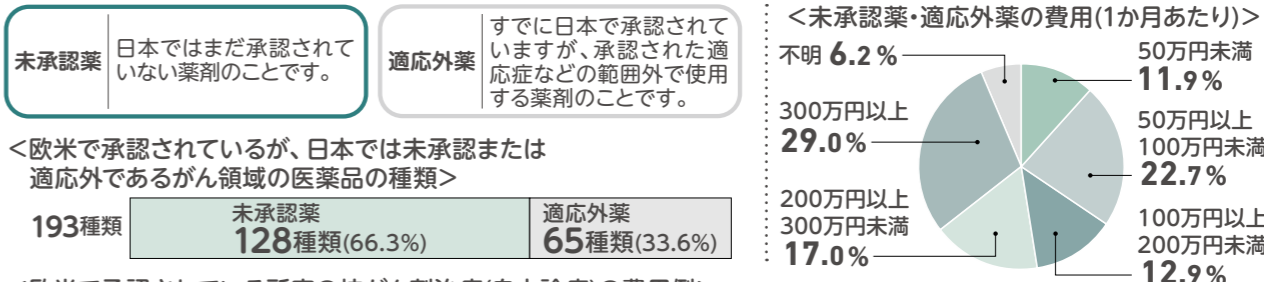


ここからアクセス

<https://tokuteibyouin.medicarelife.com/search/>

## ご存知ですか?

自由診療となるケースもある**未承認薬・適応外薬の費用は高額になることもあります。**



自由診療となる場合の治療費は**全額自己負担**

国立がん研究センター「国内で薬機法上未承認・適応外である医薬品・適応のリスト」(2023年11月30日時点のデータ)よりメディケア生命算出  
 \*1サイクル(28日)を1か月として算出

その他の留意事項などについて「**契約概要**」「**注意喚起情報**」を必ずご確認ください。

# 新 メディフィット Plus 保障内容について

オプション (選べる特約)

特定3疾病保険料 払込免除特約(25)

契約年齢 0~85歳

がんは、がん責任開始日※1 (91日目)より保障

心疾患・脳血管疾患は、責任開始期より保障

- 特定3疾病で所定の理由のいずれかに該当されたとき、以後の保険料のお払込みは必要ありません。

保険料のお払込み

以後の保険料はいただかずに、保障は続きます。

ご契約 所定の理由のいずれかに該当されたとき

- 心疾患・脳血管疾患による1日以上入院でお払込みを免除します(Ⅱ型の場合)。
- 特約の型についてご選択ください。※2

I型

Ⅱ型

【所定の理由】

【所定の理由】		I型	Ⅱ型
がん	上皮内がんも保障	初めてがん診断確定されたとき	
心疾患	急性心筋梗塞	入院または手術をされたとき	入院または手術をされたとき、もしくは在宅患者診療・指導料が算定される在宅医療を受けられたとき
	急性心筋梗塞以外の心疾患	20日以上継続した入院または手術をされたとき	
脳血管疾患	脳卒中	入院または手術をされたとき	入院または手術をされたとき、もしくは在宅患者診療・指導料が算定される在宅医療を受けられたとき
	脳卒中以外の脳血管疾患	20日以上継続した入院または手術をされたとき	

※1 がん責任開始日とは責任開始日からその日を含めて91日目のことをいいます。

※2 この特約の I型 Ⅱ型 の選択については、主契約の I型 Ⅱ型 の選択に準じます。

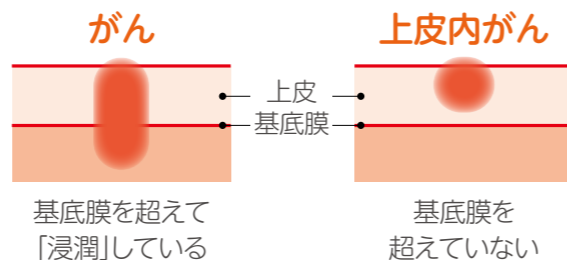
\* 公的医療保険制度対象となる手術および在宅医療が保障対象となります。

⚠ ● 責任開始日から90日以内に診断確定されたがんは保険料のお払込免除のお取扱いはできません。詳細は41ページのQ4・A4をご覧ください。

## 上皮内がんについて

がん細胞が上皮内にとどまっており、それ以上は浸潤していない初期のがんのことをいいます。

\* 部位によって上皮内がんの定義は異なります。



# 新 メディフィット Plus お受取りイメージ

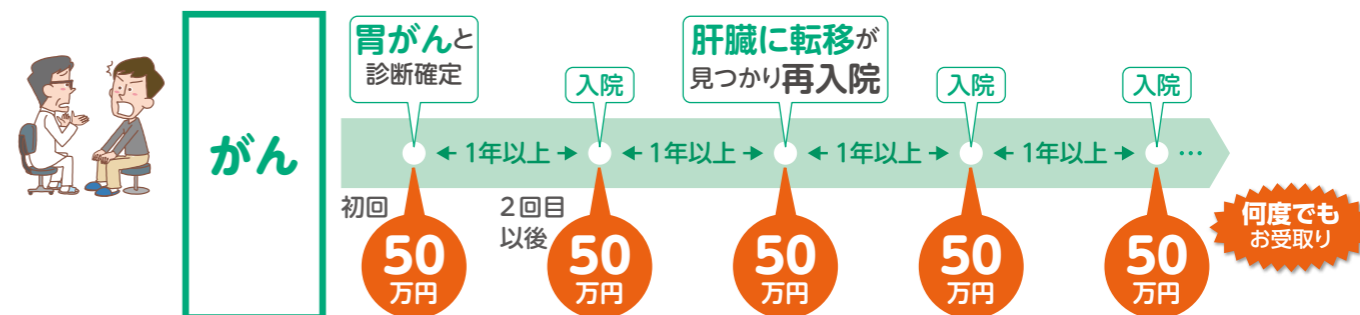
(基本給付金額50万円、初回上乗せ基本給付金額0円の場合)

ケース 1

胃がんと診断確定され、その後、肝臓に転移が見つかり、がん一時給付金のお支払理由に5回該当された場合

総受取額 250万円

特定8疾病保障型 特定3疾病保障型 (I型 Ⅱ型 共通) の場合



## 転移のリスクについて

がんで入院をされた方の約3.5人に1人は複数の臓器にがんが見つっています。



株式会社JMDC「レセプトデータ(2005年1月~2020年6月)」よりメディケア生命算出

特に

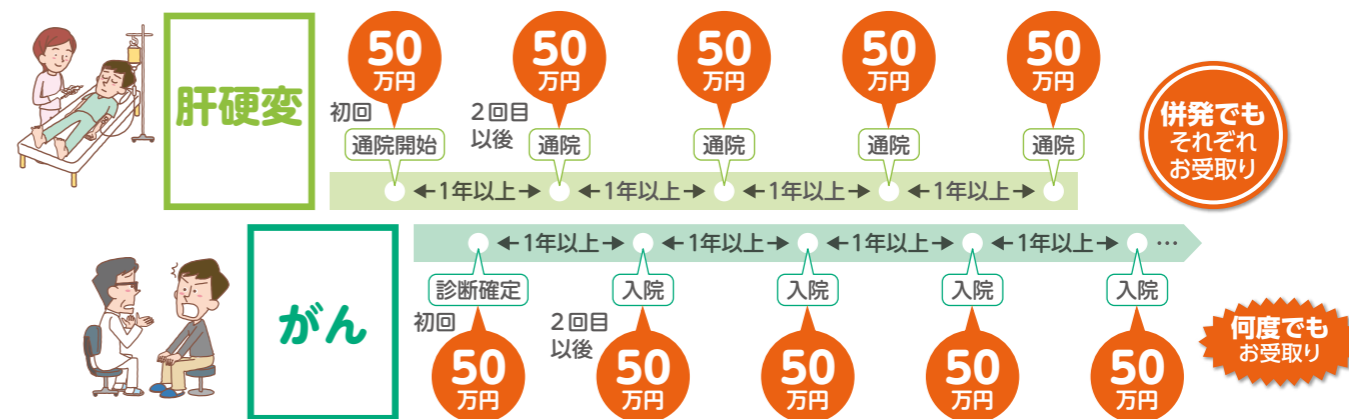
肝臓がんでは約2.8人に1人に、肺がんでは約2.1人に1人に、複数の臓器にがんが見つっています。

ケース 2

肝硬変を治療中に肝臓がんと診断確定され、肝硬変一時給付金、がん一時給付金のお支払理由にそれぞれ5回該当された場合

総受取額 500万円

特定8疾病保障型 (I型 Ⅱ型 共通) の場合



肝硬変による入院から5年以内にがんによる入院をされる方

約5.7人に1人 (17.6%)

株式会社JMDC「レセプトデータ(2005年1月~2020年6月)」よりメディケア生命算出



契約年齢 0~45歳

契約年齢(歳)	基本の保障(主契約)				オプション(選べる特約)						
	特定8疾病保障型		特定3疾病保障型		どちらかを選択		がん診断特約(25)※2		薬剤治療特約(21)		がん自由診療特約
	I型	II型	I型	II型	先進医療・患者申出療養特約(21)	先進医療特約(11)	I型	II型	抗がん剤型※3	支払対象薬剤I型120回型※4	
0	530	600	365	440	140	110	360	400	145	319	348
1	545	615	375	450	140	110	370	405	150	327	348
2	560	635	380	460	140	110	375	415	150	330	348
3	575	650	390	470	140	110	380	420	150	333	348
4	590	670	400	485	140	110	385	430	155	341	348
5	610	695	415	500	140	110	395	435	160	350	348
6	630	715	425	515	140	110	400	445	160	354	348
7	655	740	440	530	140	110	410	455	165	363	348
8	675	770	450	550	140	110	420	465	165	367	348
9	700	795	465	570	140	110	430	480	170	377	348
10	725	825	485	590	140	110	440	490	175	386	348
11	755	855	500	610	140	110	450	500	175	392	348
12	780	890	515	630	140	110	460	515	180	402	348
13	810	925	535	655	140	110	470	525	185	413	348
14	840	960	555	675	140	110	480	540	190	424	348
15	875	995	575	700	140	110	495	555	195	436	348
16	905	1,035	595	725	140	110	505	570	200	448	348
17	940	1,075	615	755	140	110	520	585	205	460	348
18	980	1,120	640	785	140	110	535	600	210	473	348
19	1,020	1,165	660	815	140	110	550	620	215	487	348
20	1,060	1,210	690	845	140	110	565	640	220	501	348
21	1,105	1,265	715	880	140	110	580	655	230	519	348
22	1,150	1,315	745	915	140	110	600	680	235	533	348
23	1,200	1,375	775	955	140	110	620	705	240	548	348
24	1,250	1,435	805	995	140	110	640	730	250	568	348
25	1,305	1,495	840	1,035	140	110	665	755	255	584	348
26	1,365	1,560	875	1,080	140	110	685	780	265	605	348
27	1,425	1,630	915	1,130	140	110	710	810	275	627	348
28	1,490	1,705	955	1,180	140	110	735	840	280	645	348
29	1,555	1,785	995	1,230	140	110	760	870	290	669	348
30	1,625	1,865	1,040	1,285	140	110	790	905	300	693	348
31	1,710	1,965	1,095	1,355	140	110	825	950	315	724	348
32	1,790	2,055	1,145	1,415	140	110	860	985	325	750	348
33	1,870	2,150	1,200	1,485	140	110	895	1,030	340	783	348
34	1,960	2,250	1,255	1,555	140	110	930	1,070	350	811	348
35	2,050	2,355	1,315	1,625	140	110	970	1,120	365	845	348
36	2,160	2,485	1,385	1,715	140	110	1,020	1,175	380	881	348
37	2,260	2,600	1,455	1,800	140	110	1,065	1,225	395	918	348
38	2,365	2,725	1,520	1,885	140	110	1,110	1,280	410	955	348
39	2,480	2,855	1,595	1,975	140	110	1,160	1,340	430	1,000	348
40	2,595	2,990	1,670	2,070	140	110	1,210	1,400	450	1,045	348
41	2,735	3,150	1,765	2,185	140	110	1,275	1,470	470	1,092	348
42	2,865	3,300	1,850	2,290	140	110	1,330	1,540	490	1,141	348
43	2,995	3,455	1,940	2,400	140	110	1,395	1,610	510	1,191	348
44	3,135	3,615	2,035	2,515	140	110	1,455	1,685	535	1,248	348
45	3,280	3,785	2,130	2,640	140	110	1,525	1,765	560	1,306	348

契約年齢 46~85歳

契約年齢(歳)	基本の保障(主契約)				オプション(選べる特約)						
	特定8疾病保障型		特定3疾病保障型		どちらかを選択		がん診断特約(25)※2		薬剤治療特約(21)		がん自由診療特約
	I型	II型	I型	II型	先進医療・患者申出療養特約(21)	先進医療特約(11)	I型	II型	抗がん剤型※3	支払対象薬剤I型120回型※4	
46	3,455	3,985	2,250	2,785	140	110	1,605	1,860	590	1,372	348
47	3,615	4,165	2,360	2,915	140	110	1,680	1,945	615	1,432	348
48	3,780	4,355	2,470	3,055	140	110	1,760	2,035	645	1,501	348
49	3,945	4,550	2,585	3,195	140	110	1,840	2,130	675	1,569	348
50	4,120	4,755	2,705	3,345	140	110	1,925	2,225	710	1,644	348
51	4,300	4,995	2,845	3,515	140	110	2,025	2,340	745	1,723	348
52	4,515	5,210	2,975	3,675	140	110	2,110	2,445	780	1,803	348
53	4,705	5,430	3,100	3,830	140	110	2,200	2,550	815	1,886	348
54	4,900	5,655	3,235	3,995	140	110	2,295	2,655	855	1,974	348
55	5,095	5,880	3,370	4,160	140	110	2,385	2,765	895	2,066	348
56	5,335	6,155	3,530	4,355	140	110	2,495	2,890	940	2,166	348
57	5,540	6,395	3,670	4,530	140	110	2,595	3,005	980	2,262	348
58	5,755	6,640	3,810	4,705	140	110	2,695	3,120	1,025	2,366	348
59	5,970	6,895	3,960	4,885	140	110	2,795	3,235	1,070	2,471	348
60	6,195	7,155	4,110	5,075	140	110	2,900	3,360	1,120	2,575	348
61	6,475	7,475	4,295	5,300	140	110	3,030	3,510	1,165	2,685	348
62	6,710	7,750	4,450	5,495	140	110	3,140	3,635	1,215	2,802	348
63	6,950	8,025	4,605	5,685	140	110	3,250	3,760	1,260	2,916	348
64	7,190	8,300	4,755	5,875	140	110	3,350	3,875	1,310	3,037	348
65	7,430	8,575	4,900	6,050	140	110	3,445	3,985	1,365	3,165	348
66	7,715	8,905	5,075	6,265	140	110	3,555	4,110	1,415	3,288	348
67	7,950	9,170	5,205	6,430	140	110	3,630	4,195	1,470	3,416	348
68	8,175	9,425	5,330	6,585	140	110	3,700	4,275	1,520	3,539	348
69	8,400	9,680	5,445	6,735	140	110	3,770	4,350	1,570	3,661	348
70	8,620	9,930	5,565	6,880	140	110	3,830	4,420	1,620	3,781	348
71	8,900	10,250	5,720	7,075	140	110	3,920	4,520	1,665	3,891	348
72	9,115	10,490	5,835	7,220	140	110	3,985	4,585	1,705	3,994	348
73	9,330	10,735	5,950	7,360	140	110	4,045	4,650	1,740	4,088	348
74	9,545	10,975	6,060	7,495	140	110	4,100	4,715	1,770	4,174	348
75	9,765	11,220	6,175	7,635	140	110	4,160	4,775	1,795	4,251	348
76	9,990	11,470	6,290	7,770	140	110	4,215	4,835	1,810	4,311	348
77	10,220	11,720	6,400	7,910	140	110	4,270	4,890	1,820	4,361	348
78	10,450	11,970	6,515	8,045	140	110	4,320	4,940	1,825	4,401	348
79	10,685	12,230	6,625	8,175	140	110	4,365	4,990	1,825	4,432	348
80	10,920	12,485	6,730	8,305	140	110	4,410	5,030	1,815	4,447	348
81	11,160	12,745	6,835	8,430	140	110	4,445	5,065	1,800	4,452	348
82	11,405	13,010	6,940	8,555	140	110	4,480	5,095	1,785	4,452	348
83	11,655	13,280	7,045	8,680	140	110	4,510	5,120	1,765	4,443	348
84	11,910	13,555	7,150	8,800	140	110	4,540	5,145	1,745	4,428	348
85	12,170	13,835	7,250	8,920	140	110	4,565	5,160	1,725	4,408	348

※1 初回上乗せ基本給付金額は0円です。

※2 がん診断給付金額 50万円

※3 抗がん剤治療給付金 1か月につき5万円・自由診療抗がん剤治療給付金 1か月につき10万円

※4 抗がん剤治療給付金 1か月につき5万円・自由診療抗がん剤治療給付金 1か月につき10万円・特定薬剤治療給付金 1か月につき1万円

●2025年4月現在の保険料を表示しています。

●がん診断特約(25)の I型 II型 の選択については、主契約の I型 II型 の選択に準じます。

●同一の被保険者において、先進医療給付(お支払金額が先進医療の技術料相当額である給付)のあるメディア生命の特約を重複して付加することはできません。

●上記以外の給付金額などの保険料については、設計書などでご確認ください。

契約年齢 0~45歳

契約年齢(歳)	基本の保障(主契約)		オプション(選べる特約)					
	特定8疾病保障型 I型	特定3疾病保障型 I型	どちらかを選択		がん診断特約(25) ※2 I型	薬剤治療特約(21)		がん自由診療特約
			先進医療・患者申出療養特約(21)	先進医療特約(11)		抗がん剤型 ※3	支払対象薬剤I型 120回型 ※4	
0	560	385	147	116	380	150	336	367
1	580	395	148	116	395	160	345	367
2	595	405	148	116	400	160	349	367
3	610	415	148	116	405	160	352	368
4	630	425	148	117	410	165	361	368
5	650	440	148	117	420	170	371	369
6	670	455	148	117	430	170	376	369
7	700	470	149	117	440	175	386	370
8	725	480	149	117	450	175	391	370
9	750	500	149	117	460	180	402	371
10	780	520	149	118	475	185	413	372
11	810	540	150	118	485	185	420	372
12	840	555	150	118	500	195	432	373
13	875	580	151	119	510	200	445	374
14	915	600	151	119	525	205	458	376
15	955	625	151	119	540	210	473	377
16	990	650	152	120	555	215	488	378
17	1,030	675	152	120	575	225	503	379
18	1,080	705	153	121	590	230	519	381
19	1,130	730	154	121	610	235	536	382
20	1,175	765	154	122	630	240	554	384
21	1,235	800	155	122	650	255	577	386
22	1,290	835	156	123	680	260	596	387
23	1,355	875	156	123	705	270	616	389
24	1,415	910	157	124	730	280	642	391
25	1,485	955	158	125	765	290	664	393
26	1,565	1,005	159	126	795	300	693	396
27	1,645	1,055	160	126	825	315	723	398
28	1,730	1,110	161	127	860	325	749	401
29	1,820	1,165	162	128	900	340	783	404
30	1,915	1,225	163	129	940	350	818	406
31	2,030	1,300	165	130	990	375	861	410
32	2,145	1,370	166	131	1,040	390	900	413
33	2,260	1,450	167	132	1,095	410	948	416
34	2,390	1,530	169	133	1,145	425	992	420
35	2,520	1,615	170	135	1,205	450	1,043	424
36	2,680	1,720	172	136	1,280	470	1,100	428
37	2,835	1,825	174	138	1,350	495	1,159	432
38	2,995	1,925	175	139	1,425	520	1,220	437
39	3,175	2,040	177	140	1,505	550	1,292	441
40	3,360	2,165	179	142	1,585	585	1,365	446
41	3,585	2,310	181	144	1,690	620	1,447	452
42	3,800	2,450	183	146	1,785	655	1,531	457
43	4,020	2,600	186	147	1,895	690	1,621	463
44	4,260	2,765	188	149	2,005	735	1,721	469
45	4,515	2,935	190	151	2,130	780	1,826	475

契約年齢 46~85歳

契約年齢(歳)	基本の保障(主契約)		オプション(選べる特約)					
	特定8疾病保障型 I型	特定3疾病保障型 I型	どちらかを選択		がん診断特約(25) ※2 I型	薬剤治療特約(21)		がん自由診療特約
			先進医療・患者申出療養特約(21)	先進医療特約(11)		抗がん剤型 ※3	支払対象薬剤I型 120回型 ※4	
46	4,825	3,140	193	154	2,270	835	1,948	482
47	5,115	3,335	196	156	2,410	885	2,064	488
48	5,420	3,540	198	158	2,560	940	2,195	495
49	5,735	3,755	201	160	2,710	995	2,329	502
50	6,070	3,985	204	162	2,880	1,065	2,475	508
51	6,470	4,255	207	165	3,070	1,135	2,638	517
52	6,840	4,505	210	167	3,245	1,210	2,801	524
53	7,225	4,760	213	170	3,430	1,280	2,971	531
54	7,620	5,030	215	172	3,620	1,360	3,153	537
55	8,025	5,305	218	174	3,815	1,445	3,343	544
56	8,510	5,630	221	177	4,045	1,535	3,556	552
57	8,940	5,920	224	179	4,255	1,625	3,760	559
58	9,390	6,215	226	181	4,470	1,720	3,978	565
59	9,860	6,535	229	183	4,690	1,815	4,202	572
60	10,345	6,860	232	185	4,920	1,920	4,428	578
61	10,940	7,255	235	188	5,205	2,025	4,684	587
62	11,455	7,595	237	190	5,450	2,130	4,935	593
63	11,980	7,935	240	192	5,695	2,235	5,185	598
64	12,490	8,255	241	193	5,920	2,340	5,440	603
65	12,980	8,555	243	194	6,120	2,450	5,695	607
66	13,545	8,905	245	196	6,345	2,560	5,959	611
67	13,980	9,150	245	196	6,490	2,660	6,197	612
68	14,385	9,375	245	196	6,620	2,750	6,419	613
69	14,765	9,570	245	196	6,735	2,840	6,627	612
70	15,120	9,760	245	196	6,830	2,915	6,822	611
71	15,575	10,010	245	196	6,975	2,995	7,020	611
72	15,890	10,175	244	195	7,060	3,055	7,173	609
73	16,195	10,325	243	194	7,135	3,100	7,304	606
74	16,480	10,465	241	193	7,195	3,135	7,413	603
75	16,760	10,595	240	192	7,255	3,160	7,502	599
76	17,035	10,725	239	191	7,305	3,170	7,559	596
77	17,310	10,840	237	189	7,350	3,165	7,595	592
78	17,575	10,955	235	188	7,380	3,145	7,607	587
79	17,830	11,055	233	187	7,400	3,120	7,597	583
80	18,070	11,140	231	185	7,410	3,080	7,559	578
81	18,315	11,215	230	183	7,405	3,030	7,504	573
82	18,560	11,295	228	182	7,400	2,975	7,437	568
83	18,795	11,360	226	180	7,385	2,915	7,353	563
84	19,035	11,425	224	179	7,360	2,855	7,259	558
85	19,265	11,480	221	177	7,330	2,795	7,154	553

※1 初回上乗せ基本給付金額は0円です。

※2 がん診断給付金額 50万円

※3 抗がん剤治療給付金 1か月につき5万円・自由診療抗がん剤治療給付金 1か月につき10万円

※4 抗がん剤治療給付金 1か月につき5万円・自由診療抗がん剤治療給付金 1か月につき10万円・  
特定薬剤治療給付金 1か月につき1万円

●2025年4月現在の保険料を表示しています。

●がん診断特約(25)および特定3疾病保険料払込免除特約(25)のI型 II型の選択については、主契約のI型 II型の選択に準じます。

●同一の被保険者において、先進医療給付(お支払金額が先進医療の技術料相当額である給付)のあるメディアケア生命の特約を重複して付加することはできません。

●上記以外の給付金額などの保険料については、設計書などでご確認ください。



契約年齢 0~45歳

契約年齢(歳)	基本の保障(主契約)		オプション(選べる特約)					
	特定8疾病保障型 Ⅱ型	特定3疾病保障型 Ⅱ型	どちらかを選択		がん診断特約(25) ※2 Ⅱ型	薬剤治療特約(21)		がん自由診療特約
			先進医療・患者申出療養特約(21)	先進医療特約(11)		抗がん剤型 ※3	支払対象薬剤Ⅰ型 120回型 ※4	
0	650	475	151	119	435	155	344	375
1	665	490	151	119	440	160	352	375
2	690	500	151	119	450	160	356	375
3	705	510	151	119	455	160	359	375
4	725	525	151	119	470	165	368	375
5	755	545	151	119	475	170	378	375
6	780	560	151	119	485	170	383	376
7	805	575	151	119	495	180	393	376
8	840	600	151	119	510	180	398	377
9	870	620	152	119	525	185	409	377
10	900	645	152	120	535	190	419	378
11	935	665	152	120	550	190	427	378
12	975	690	152	120	565	195	439	379
13	1,020	720	153	121	580	200	452	380
14	1,060	745	153	121	600	210	466	381
15	1,100	775	154	121	615	215	480	383
16	1,150	805	154	122	635	220	495	384
17	1,200	840	155	122	655	225	510	385
18	1,255	880	155	123	675	235	527	386
19	1,310	915	156	123	700	240	544	388
20	1,365	955	156	123	725	245	562	389
21	1,435	995	157	124	745	260	586	391
22	1,500	1,040	158	125	780	265	605	393
23	1,575	1,095	159	125	815	275	626	395
24	1,655	1,145	160	126	845	285	652	398
25	1,735	1,200	161	127	880	295	676	400
26	1,825	1,260	162	128	920	305	705	403
27	1,920	1,330	163	129	960	320	736	406
28	2,020	1,400	164	130	1,005	330	764	408
29	2,130	1,470	165	131	1,050	345	799	411
30	2,245	1,545	166	132	1,100	360	835	415
31	2,385	1,645	168	133	1,165	380	880	418
32	2,515	1,735	169	134	1,220	395	921	422
33	2,655	1,835	171	135	1,285	420	970	426
34	2,805	1,940	173	137	1,350	435	1,016	430
35	2,970	2,050	174	138	1,425	460	1,070	434
36	3,165	2,185	176	140	1,510	485	1,129	439
37	3,345	2,315	178	141	1,595	510	1,191	444
38	3,545	2,455	180	143	1,685	535	1,255	449
39	3,760	2,600	182	144	1,785	570	1,330	454
40	3,985	2,760	184	146	1,885	605	1,407	459
41	4,255	2,950	187	148	2,010	640	1,493	465
42	4,510	3,130	189	150	2,130	675	1,582	471
43	4,785	3,325	192	152	2,260	715	1,675	477
44	5,075	3,535	194	154	2,395	760	1,781	484
45	5,390	3,760	197	156	2,545	810	1,891	490

契約年齢 46~85歳

契約年齢(歳)	基本の保障(主契約)		オプション(選べる特約)					
	特定8疾病保障型 Ⅱ型	特定3疾病保障型 Ⅱ型	どちらかを選択		がん診断特約(25) ※2 Ⅱ型	薬剤治療特約(21)		がん自由診療特約
			先進医療・患者申出療養特約(21)	先進医療特約(11)		抗がん剤型 ※3	支払対象薬剤Ⅰ型 120回型 ※4	
46	5,755	4,025	200	159	2,725	865	2,020	498
47	6,105	4,275	203	161	2,890	915	2,143	506
48	6,475	4,540	206	164	3,070	975	2,281	513
49	6,865	4,820	209	166	3,260	1,035	2,422	520
50	7,280	5,120	212	169	3,455	1,105	2,577	528
51	7,765	5,465	215	172	3,690	1,180	2,749	537
52	8,215	5,795	218	174	3,910	1,260	2,921	545
53	8,680	6,125	221	177	4,135	1,335	3,102	553
54	9,170	6,480	224	179	4,370	1,420	3,294	560
55	9,665	6,835	227	182	4,610	1,510	3,496	568
56	10,250	7,255	231	185	4,890	1,610	3,723	577
57	10,790	7,640	234	187	5,150	1,705	3,941	584
58	11,345	8,040	237	189	5,415	1,800	4,172	591
59	11,925	8,450	240	192	5,685	1,905	4,412	599
60	12,525	8,885	243	194	5,980	2,020	4,653	606
61	13,255	9,395	246	197	6,325	2,130	4,928	616
62	13,900	9,855	249	200	6,630	2,245	5,197	623
63	14,540	10,300	252	202	6,925	2,355	5,465	629
64	15,175	10,740	254	204	7,205	2,465	5,740	635
65	15,785	11,140	256	205	7,465	2,585	6,016	639
66	16,490	11,605	258	207	7,740	2,710	6,303	645
67	17,035	11,945	259	208	7,925	2,815	6,563	647
68	17,535	12,255	259	208	8,090	2,915	6,804	648
69	18,010	12,535	259	208	8,230	3,010	7,032	648
70	18,450	12,785	259	208	8,350	3,095	7,243	647
71	19,015	13,130	259	208	8,530	3,185	7,461	648
72	19,400	13,350	259	207	8,625	3,250	7,627	646
73	19,765	13,555	258	206	8,710	3,295	7,769	643
74	20,105	13,735	256	205	8,785	3,335	7,887	640
75	20,440	13,915	255	204	8,845	3,360	7,982	637
76	20,765	14,070	253	203	8,900	3,370	8,045	633
77	21,085	14,230	252	202	8,945	3,370	8,085	629
78	21,380	14,370	250	200	8,970	3,350	8,099	624
79	21,675	14,490	248	198	8,985	3,320	8,090	619
80	21,950	14,600	246	197	8,980	3,280	8,050	614
81	22,230	14,705	244	195	8,970	3,230	7,995	609
82	22,500	14,795	242	194	8,945	3,170	7,923	604
83	22,765	14,875	240	192	8,915	3,105	7,834	599
84	23,025	14,950	238	190	8,870	3,040	7,735	593
85	23,275	15,010	235	188	8,810	2,975	7,624	588

※1 初回上乗せ基本給付金額は0円です。

※2 がん診断給付金額 50万円

※3 抗がん剤治療給付金 1か月につき5万円・自由診療抗がん剤治療給付金 1か月につき10万円

※4 抗がん剤治療給付金 1か月につき5万円・自由診療抗がん剤治療給付金 1か月につき10万円・  
特定薬剤治療給付金 1か月につき1万円

●2025年4月現在の保険料を表示しています。

●がん診断特約(25)および特定3疾病保険料払込免除特約(25)のⅠ型Ⅱ型の選択については、主契約のⅠ型Ⅱ型の選択に準じます。

●同一の被保険者において、先進医療給付(お支払金額が先進医療の技術料相当額である給付)のあるメディアケア生命の特約を重複して付加することはできません。

●上記以外の給付金額などの保険料については、設計書などでご確認ください。

契約年齢 0~45歳

契約年齢(歳)	基本の保障(主契約)				オプション(選べる特約)						
	特定8疾病保障型		特定3疾病保障型		どちらかを選択		がん診断特約(25)※2		薬剤治療特約(21)		がん自由診療特約
	I型	II型	I型	II型	先進医療・患者申出療養特約(21)	先進医療特約(11)	I型	II型	抗がん剤型※3	支払対象薬剤I型120回型※4	
0	318	360	219	264	140	110	360	400	145	319	348
1	327	369	225	270	140	110	370	405	150	327	348
2	336	381	228	276	140	110	375	415	150	330	348
3	345	390	234	282	140	110	380	420	150	333	348
4	354	402	240	291	140	110	385	430	155	341	348
5	366	417	249	300	140	110	395	435	160	350	348
6	378	429	255	309	140	110	400	445	160	354	348
7	393	444	264	318	140	110	410	455	165	363	348
8	405	462	270	330	140	110	420	465	165	367	348
9	420	477	279	342	140	110	430	480	170	377	348
10	435	495	291	354	140	110	440	490	175	386	348
11	453	513	300	366	140	110	450	500	175	392	348
12	468	534	309	378	140	110	460	515	180	402	348
13	486	555	321	393	140	110	470	525	185	413	348
14	504	576	333	405	140	110	480	540	190	424	348
15	525	597	345	420	140	110	495	555	195	436	348
16	543	621	357	435	140	110	505	570	200	448	348
17	564	645	369	453	140	110	520	585	205	460	348
18	588	672	384	471	140	110	535	600	210	473	348
19	612	699	396	489	140	110	550	620	215	487	348
20	636	726	414	507	140	110	565	640	220	501	348
21	663	759	429	528	140	110	580	655	230	519	348
22	690	789	447	549	140	110	600	680	235	533	348
23	720	825	465	573	140	110	620	705	240	548	348
24	750	861	483	597	140	110	640	730	250	568	348
25	783	897	504	621	140	110	665	755	255	584	348
26	819	936	525	648	140	110	685	780	265	605	348
27	855	978	549	678	140	110	710	810	275	627	348
28	894	1,023	573	708	140	110	735	840	280	645	348
29	933	1,071	597	738	140	110	760	870	290	669	348
30	975	1,119	624	771	140	110	790	905	300	693	348
31	1,026	1,179	657	813	140	110	825	950	315	724	348
32	1,074	1,233	687	849	140	110	860	985	325	750	348
33	1,122	1,290	720	891	140	110	895	1,030	340	783	348
34	1,176	1,350	753	933	140	110	930	1,070	350	811	348
35	1,230	1,413	789	975	140	110	970	1,120	365	845	348
36	1,296	1,491	831	1,029	140	110	1,020	1,175	380	881	348
37	1,356	1,560	873	1,080	140	110	1,065	1,225	395	918	348
38	1,419	1,635	912	1,131	140	110	1,110	1,280	410	955	348
39	1,488	1,713	957	1,185	140	110	1,160	1,340	430	1,000	348
40	1,557	1,794	1,002	1,242	140	110	1,210	1,400	450	1,045	348
41	1,641	1,890	1,059	1,311	140	110	1,275	1,470	470	1,092	348
42	1,719	1,980	1,110	1,374	140	110	1,330	1,540	490	1,141	348
43	1,797	2,073	1,164	1,440	140	110	1,395	1,610	510	1,191	348
44	1,881	2,169	1,221	1,509	140	110	1,455	1,685	535	1,248	348
45	1,968	2,271	1,278	1,584	140	110	1,525	1,765	560	1,306	348

契約年齢 46~85歳

契約年齢(歳)	基本の保障(主契約)				オプション(選べる特約)						
	特定8疾病保障型		特定3疾病保障型		どちらかを選択		がん診断特約(25)※2		薬剤治療特約(21)		がん自由診療特約
	I型	II型	I型	II型	先進医療・患者申出療養特約(21)	先進医療特約(11)	I型	II型	抗がん剤型※3	支払対象薬剤I型120回型※4	
46	2,073	2,391	1,350	1,671	140	110	1,605	1,860	590	1,372	348
47	2,169	2,499	1,416	1,749	140	110	1,680	1,945	615	1,432	348
48	2,268	2,613	1,482	1,833	140	110	1,760	2,035	645	1,501	348
49	2,367	2,730	1,551	1,917	140	110	1,840	2,130	675	1,569	348
50	2,472	2,853	1,623	2,007	140	110	1,925	2,225	710	1,644	348
51	2,598	2,997	1,707	2,109	140	110	2,025	2,340	745	1,723	348
52	2,709	3,126	1,785	2,205	140	110	2,110	2,445	780	1,803	348
53	2,823	3,258	1,860	2,298	140	110	2,200	2,550	815	1,886	348
54	2,940	3,393	1,941	2,397	140	110	2,295	2,655	855	1,974	348
55	3,057	3,528	2,022	2,496	140	110	2,385	2,765	895	2,066	348
56	3,201	3,693	2,118	2,613	140	110	2,495	2,890	940	2,166	348
57	3,324	3,837	2,202	2,718	140	110	2,595	3,005	980	2,262	348
58	3,453	3,984	2,286	2,823	140	110	2,695	3,120	1,025	2,366	348
59	3,582	4,137	2,376	2,931	140	110	2,795	3,235	1,070	2,471	348
60	3,717	4,293	2,466	3,045	140	110	2,900	3,360	1,120	2,575	348
61	3,885	4,485	2,577	3,180	140	110	3,030	3,510	1,165	2,685	348
62	4,026	4,650	2,670	3,297	140	110	3,140	3,635	1,215	2,802	348
63	4,170	4,815	2,763	3,411	140	110	3,250	3,760	1,260	2,916	348
64	4,314	4,980	2,853	3,525	140	110	3,350	3,875	1,310	3,037	348
65	4,458	5,145	2,940	3,630	140	110	3,445	3,985	1,365	3,165	348
66	4,629	5,343	3,045	3,759	140	110	3,555	4,110	1,415	3,288	348
67	4,770	5,502	3,123	3,858	140	110	3,630	4,195	1,470	3,416	348
68	4,905	5,655	3,198	3,951	140	110	3,700	4,275	1,520	3,539	348
69	5,040	5,808	3,267	4,041	140	110	3,770	4,350	1,570	3,661	348
70	5,172	5,958	3,339	4,128	140	110	3,830	4,420	1,620	3,781	348
71	5,340	6,150	3,432	4,245	140	110	3,920	4,520	1,665	3,891	348
72	5,469	6,294	3,501	4,332	140	110	3,985	4,585	1,705	3,994	348
73	5,598	6,441	3,570	4,416	140	110	4,045	4,650	1,740	4,088	348
74	5,727	6,585	3,636	4,497	140	110	4,100	4,715	1,770	4,174	348
75	5,859	6,732	3,705	4,581	140	110	4,160	4,775	1,795	4,251	348
76	5,994	6,882	3,774	4,662	140	110	4,215	4,835	1,810	4,311	348
77	6,132	7,032	3,840	4,746	140	110	4,270	4,890	1,820	4,361	348
78	6,270	7,182	3,909	4,827	140	110	4,320	4,940	1,825	4,401	348
79	6,411	7,338	3,975	4,905	140	110	4,365	4,990	1,825	4,432	348
80	6,552	7,491	4,038	4,983	140	110	4,410	5,030	1,815	4,447	348
81	6,696	7,647	4,101	5,058	140	110	4,445	5,065	1,800	4,452	348
82	6,843	7,806	4,164	5,133	140	110	4,480	5,095	1,785	4,452	348
83	6,993	7,968	4,227	5,208	140	110	4,510	5,120	1,765	4,443	348
84	7,146	8,133	4,290	5,280	140	110	4,540	5,145	1,745	4,428	348
85	7,302	8,301	4,350	5,352	140	110	4,565	5,160	1,725	4,408	348

※1 初回上乗せ基本給付金額は0円です。

※2 がん診断給付金額 50万円

※3 抗がん剤治療給付金 1か月につき5万円・自由診療抗がん剤治療給付金 1か月につき10万円

※4 抗がん剤治療給付金 1か月につき5万円・自由診療抗がん剤治療給付金 1か月につき10万円・特定薬剤治療給付金 1か月につき1万円

●2025年4月現在の保険料を表示しています。

●がん診断特約(25)の I型 II型 の選択については、主契約の I型 II型 の選択に準じます。

●同一の被保険者において、先進医療給付(お支払金額が先進医療の技術料相当額である給付)のあるメディケア生命の特約を重複して付加することはできません。

●上記以外の給付金額などの保険料については、設計書などでご確認ください。



契約年齢 0~45歳

契約年齢(歳)	基本の保障(主契約)		オプション(選べる特約)					
	特定8疾病保障型 I型	特定3疾病保障型 I型	どちらかを選択		がん診断特約(25) ※2 I型	薬剤治療特約(21)		がん自由診療特約
			先進医療・患者申出療養特約(21)	先進医療特約(11)		抗がん剤型 ※3	支払対象薬剤I型 120回型 ※4	
0	336	231	147	116	380	150	336	367
1	348	237	148	116	395	160	345	367
2	357	243	148	116	400	160	349	367
3	366	249	148	116	405	160	352	368
4	378	255	148	117	410	165	361	368
5	390	264	148	117	420	170	371	369
6	402	273	148	117	430	170	376	369
7	420	282	149	117	440	175	386	370
8	435	288	149	117	450	175	391	370
9	450	300	149	117	460	180	402	371
10	468	312	149	118	475	185	413	372
11	486	324	150	118	485	185	420	372
12	504	333	150	118	500	195	432	373
13	525	348	151	119	510	200	445	374
14	549	360	151	119	525	205	458	376
15	573	375	151	119	540	210	473	377
16	594	390	152	120	555	215	488	378
17	618	405	152	120	575	225	503	379
18	648	423	153	121	590	230	519	381
19	678	438	154	121	610	235	536	382
20	705	459	154	122	630	240	554	384
21	741	480	155	122	650	255	577	386
22	774	501	156	123	680	260	596	387
23	813	525	156	123	705	270	616	389
24	849	546	157	124	730	280	642	391
25	891	573	158	125	765	290	664	393
26	939	603	159	126	795	300	693	396
27	987	633	160	126	825	315	723	398
28	1,038	666	161	127	860	325	749	401
29	1,092	699	162	128	900	340	783	404
30	1,149	735	163	129	940	350	818	406
31	1,218	780	165	130	990	375	861	410
32	1,287	822	166	131	1,040	390	900	413
33	1,356	870	167	132	1,095	410	948	416
34	1,434	918	169	133	1,145	425	992	420
35	1,512	969	170	135	1,205	450	1,043	424
36	1,608	1,032	172	136	1,280	470	1,100	428
37	1,701	1,095	174	138	1,350	495	1,159	432
38	1,797	1,155	175	139	1,425	520	1,220	437
39	1,905	1,224	177	140	1,505	550	1,292	441
40	2,016	1,299	179	142	1,585	585	1,365	446
41	2,151	1,386	181	144	1,690	620	1,447	452
42	2,280	1,470	183	146	1,785	655	1,531	457
43	2,412	1,560	186	147	1,895	690	1,621	463
44	2,556	1,659	188	149	2,005	735	1,721	469
45	2,709	1,761	190	151	2,130	780	1,826	475

契約年齢 46~85歳

契約年齢(歳)	基本の保障(主契約)		オプション(選べる特約)					
	特定8疾病保障型 I型	特定3疾病保障型 I型	どちらかを選択		がん診断特約(25) ※2 I型	薬剤治療特約(21)		がん自由診療特約
			先進医療・患者申出療養特約(21)	先進医療特約(11)		抗がん剤型 ※3	支払対象薬剤I型 120回型 ※4	
46	2,895	1,884	193	154	2,270	835	1,948	482
47	3,069	2,001	196	156	2,410	885	2,064	488
48	3,252	2,124	198	158	2,560	940	2,195	495
49	3,441	2,253	201	160	2,710	995	2,329	502
50	3,642	2,391	204	162	2,880	1,065	2,475	508
51	3,882	2,553	207	165	3,070	1,135	2,638	517
52	4,104	2,703	210	167	3,245	1,210	2,801	524
53	4,335	2,856	213	170	3,430	1,280	2,971	531
54	4,572	3,018	215	172	3,620	1,360	3,153	537
55	4,815	3,183	218	174	3,815	1,445	3,343	544
56	5,106	3,378	221	177	4,045	1,535	3,556	552
57	5,364	3,552	224	179	4,255	1,625	3,760	559
58	5,634	3,729	226	181	4,470	1,720	3,978	565
59	5,916	3,921	229	183	4,690	1,815	4,202	572
60	6,207	4,116	232	185	4,920	1,920	4,428	578
61	6,564	4,353	235	188	5,205	2,025	4,684	587
62	6,873	4,557	237	190	5,450	2,130	4,935	593
63	7,188	4,761	240	192	5,695	2,235	5,185	598
64	7,494	4,953	241	193	5,920	2,340	5,440	603
65	7,788	5,133	243	194	6,120	2,450	5,695	607
66	8,127	5,343	245	196	6,345	2,560	5,959	611
67	8,388	5,490	245	196	6,490	2,660	6,197	612
68	8,631	5,625	245	196	6,620	2,750	6,419	613
69	8,859	5,742	245	196	6,735	2,840	6,627	612
70	9,072	5,856	245	196	6,830	2,915	6,822	611
71	9,345	6,006	245	196	6,975	2,995	7,020	611
72	9,534	6,105	244	195	7,060	3,055	7,173	609
73	9,717	6,195	243	194	7,135	3,100	7,304	606
74	9,888	6,279	241	193	7,195	3,135	7,413	603
75	10,056	6,357	240	192	7,255	3,160	7,502	599
76	10,221	6,435	239	191	7,305	3,170	7,559	596
77	10,386	6,504	237	189	7,350	3,165	7,595	592
78	10,545	6,573	235	188	7,380	3,145	7,607	587
79	10,698	6,633	233	187	7,400	3,120	7,597	583
80	10,842	6,684	231	185	7,410	3,080	7,559	578
81	10,989	6,729	230	183	7,405	3,030	7,504	573
82	11,136	6,777	228	182	7,400	2,975	7,437	568
83	11,277	6,816	226	180	7,385	2,915	7,353	563
84	11,421	6,855	224	179	7,360	2,855	7,259	558
85	11,559	6,888	221	177	7,330	2,795	7,154	553

※1 初回上乗せ基本給付金額は0円です。

※2 がん診断給付金額 50万円

※3 抗がん剤治療給付金 1か月につき5万円・自由診療抗がん剤治療給付金 1か月につき10万円

※4 抗がん剤治療給付金 1か月につき5万円・自由診療抗がん剤治療給付金 1か月につき10万円・  
特定薬剤治療給付金 1か月につき1万円

●2025年4月現在の保険料を表示しています。

●がん診断特約(25)および特定3疾病保険料払込免除特約(25)のI型 II型の選択については、主契約のI型 II型の選択に準じます。

●同一の被保険者において、先進医療給付(お支払金額が先進医療の技術料相当額である給付)のあるメディアケア生命の特約を重複して付加することはできません。

●上記以外の給付金額などの保険料については、設計書などでご確認ください。

契約年齢 0~45歳

契約年齢(歳)	基本の保障(主契約)		オプション(選べる特約)					
	特定8疾病保障型 Ⅱ型	特定3疾病保障型 Ⅱ型	どちらかを選択		がん診断特約(25) ※2 Ⅱ型	薬剤治療特約(21)		がん自由診療特約
			先進医療・患者申出療養特約(21)	先進医療特約(11)		抗がん剤型 ※3	支払対象薬剤Ⅰ型 120回型 ※4	
0	390	285	151	119	435	155	344	375
1	399	294	151	119	440	160	352	375
2	414	300	151	119	450	160	356	375
3	423	306	151	119	455	160	359	375
4	435	315	151	119	470	165	368	375
5	453	327	151	119	475	170	378	375
6	468	336	151	119	485	170	383	376
7	483	345	151	119	495	180	393	376
8	504	360	151	119	510	180	398	377
9	522	372	152	119	525	185	409	377
10	540	387	152	120	535	190	419	378
11	561	399	152	120	550	190	427	378
12	585	414	152	120	565	195	439	379
13	612	432	153	121	580	200	452	380
14	636	447	153	121	600	210	466	381
15	660	465	154	121	615	215	480	383
16	690	483	154	122	635	220	495	384
17	720	504	155	122	655	225	510	385
18	753	528	155	123	675	235	527	386
19	786	549	156	123	700	240	544	388
20	819	573	156	123	725	245	562	389
21	861	597	157	124	745	260	586	391
22	900	624	158	125	780	265	605	393
23	945	657	159	125	815	275	626	395
24	993	687	160	126	845	285	652	398
25	1,041	720	161	127	880	295	676	400
26	1,095	756	162	128	920	305	705	403
27	1,152	798	163	129	960	320	736	406
28	1,212	840	164	130	1,005	330	764	408
29	1,278	882	165	131	1,050	345	799	411
30	1,347	927	166	132	1,100	360	835	415
31	1,431	987	168	133	1,165	380	880	418
32	1,509	1,041	169	134	1,220	395	921	422
33	1,593	1,101	171	135	1,285	420	970	426
34	1,683	1,164	173	137	1,350	435	1,016	430
35	1,782	1,230	174	138	1,425	460	1,070	434
36	1,899	1,311	176	140	1,510	485	1,129	439
37	2,007	1,389	178	141	1,595	510	1,191	444
38	2,127	1,473	180	143	1,685	535	1,255	449
39	2,256	1,560	182	144	1,785	570	1,330	454
40	2,391	1,656	184	146	1,885	605	1,407	459
41	2,553	1,770	187	148	2,010	640	1,493	465
42	2,706	1,878	189	150	2,130	675	1,582	471
43	2,871	1,995	192	152	2,260	715	1,675	477
44	3,045	2,121	194	154	2,395	760	1,781	484
45	3,234	2,256	197	156	2,545	810	1,891	490

契約年齢 46~85歳

契約年齢(歳)	基本の保障(主契約)		オプション(選べる特約)					
	特定8疾病保障型 Ⅱ型	特定3疾病保障型 Ⅱ型	どちらかを選択		がん診断特約(25) ※2 Ⅱ型	薬剤治療特約(21)		がん自由診療特約
			先進医療・患者申出療養特約(21)	先進医療特約(11)		抗がん剤型 ※3	支払対象薬剤Ⅰ型 120回型 ※4	
46	3,453	2,415	200	159	2,725	865	2,020	498
47	3,663	2,565	203	161	2,890	915	2,143	506
48	3,885	2,724	206	164	3,070	975	2,281	513
49	4,119	2,892	209	166	3,260	1,035	2,422	520
50	4,368	3,072	212	169	3,455	1,105	2,577	528
51	4,659	3,279	215	172	3,690	1,180	2,749	537
52	4,929	3,477	218	174	3,910	1,260	2,921	545
53	5,208	3,675	221	177	4,135	1,335	3,102	553
54	5,502	3,888	224	179	4,370	1,420	3,294	560
55	5,799	4,101	227	182	4,610	1,510	3,496	568
56	6,150	4,353	231	185	4,890	1,610	3,723	577
57	6,474	4,584	234	187	5,150	1,705	3,941	584
58	6,807	4,824	237	189	5,415	1,800	4,172	591
59	7,155	5,070	240	192	5,685	1,905	4,412	599
60	7,515	5,331	243	194	5,980	2,020	4,653	606
61	7,953	5,637	246	197	6,325	2,130	4,928	616
62	8,340	5,913	249	200	6,630	2,245	5,197	623
63	8,724	6,180	252	202	6,925	2,355	5,465	629
64	9,105	6,444	254	204	7,205	2,465	5,740	635
65	9,471	6,684	256	205	7,465	2,585	6,016	639
66	9,894	6,963	258	207	7,740	2,710	6,303	645
67	10,221	7,167	259	208	7,925	2,815	6,563	647
68	10,521	7,353	259	208	8,090	2,915	6,804	648
69	10,806	7,521	259	208	8,230	3,010	7,032	648
70	11,070	7,671	259	208	8,350	3,095	7,243	647
71	11,409	7,878	259	208	8,530	3,185	7,461	648
72	11,640	8,010	259	207	8,625	3,250	7,627	646
73	11,859	8,133	258	206	8,710	3,295	7,769	643
74	12,063	8,241	256	205	8,785	3,335	7,887	640
75	12,264	8,349	255	204	8,845	3,360	7,982	637
76	12,459	8,442	253	203	8,900	3,370	8,045	633
77	12,651	8,538	252	202	8,945	3,370	8,085	629
78	12,828	8,622	250	200	8,970	3,350	8,099	624
79	13,005	8,694	248	198	8,985	3,320	8,090	619
80	13,170	8,760	246	197	8,980	3,280	8,050	614
81	13,338	8,823	244	195	8,970	3,230	7,995	609
82	13,500	8,877	242	194	8,945	3,170	7,923	604
83	13,659	8,925	240	192	8,915	3,105	7,834	599
84	13,815	8,970	238	190	8,870	3,040	7,735	593
85	13,965	9,006	235	188	8,810	2,975	7,624	588

※1 初回上乗せ基本給付金額は0円です。

※2 がん診断給付金額 50万円

※3 抗がん剤治療給付金 1か月につき5万円・自由診療抗がん剤治療給付金 1か月につき10万円

※4 抗がん剤治療給付金 1か月につき5万円・自由診療抗がん剤治療給付金 1か月につき10万円・

特定薬剤治療給付金 1か月につき1万円

●2025年4月現在の保険料を表示しています。

●がん診断特約(25)および特定3疾病保険料払込免除特約(25)のⅠ型Ⅱ型の選択については、主契約のⅠ型Ⅱ型の選択に準じます。

●同一の被保険者において、先進医療給付(お支払金額が先進医療の技術料相当額である給付)のあるメディアケア生命の特約を重複して付加することはできません。

●上記以外の給付金額などの保険料については、設計書などでご確認ください。



契約年齢 0~45歳

契約年齢(歳)	基本の保障(主契約)				オプション(選べる特約)						
	特定8疾病保障型		特定3疾病保障型		どちらかを選択		がん診断特約(25)※2		薬剤治療特約(21)		がん自由診療特約
	I型	II型	I型	II型	先進医療・患者申出療養特約(21)	先進医療特約(11)	I型	II型	抗がん剤型※3	支払対象薬剤I型120回型※4	
0	490	555	360	430	140	110	330	370	185	332	348
1	505	570	370	440	140	110	335	380	190	339	348
2	515	590	380	455	140	110	345	390	190	340	348
3	535	605	390	470	140	110	355	400	195	347	348
4	550	625	400	480	140	110	365	410	200	354	348
5	565	645	415	495	140	110	375	425	205	361	348
6	585	665	425	515	140	110	385	435	210	368	348
7	605	690	440	530	140	110	395	450	215	375	348
8	625	715	455	550	140	110	410	465	220	382	348
9	645	740	470	565	140	110	420	480	225	390	348
10	665	765	485	585	140	110	435	495	230	397	348
11	690	790	500	610	140	110	445	510	235	405	348
12	715	820	520	630	140	110	460	530	240	413	348
13	740	850	535	650	140	110	475	545	250	426	348
14	765	885	555	675	140	110	490	565	255	434	348
15	795	915	575	700	140	110	505	585	265	448	348
16	825	950	595	725	140	110	520	605	270	457	348
17	855	985	615	755	140	110	540	625	280	471	348
18	885	1,025	640	780	140	110	555	645	290	485	348
19	920	1,065	660	810	140	110	575	670	300	500	348
20	955	1,105	685	840	140	110	595	690	310	514	348
21	990	1,145	710	875	140	110	615	715	320	529	348
22	1,025	1,190	735	905	140	110	635	740	330	545	348
23	1,065	1,235	765	940	140	110	655	770	340	560	348
24	1,105	1,280	790	975	140	110	680	795	355	581	348
25	1,145	1,330	820	1,015	140	110	705	825	365	597	348
26	1,185	1,380	850	1,050	140	110	725	855	380	619	348
27	1,230	1,435	880	1,090	140	110	750	885	395	641	348
28	1,275	1,490	910	1,130	140	110	775	915	410	663	348
29	1,325	1,545	945	1,170	140	110	800	945	425	685	348
30	1,370	1,605	975	1,215	140	110	825	980	440	709	348
31	1,430	1,675	1,020	1,265	140	110	855	1,015	455	733	348
32	1,480	1,735	1,050	1,310	140	110	885	1,050	470	757	348
33	1,535	1,795	1,085	1,355	140	110	910	1,080	490	786	348
34	1,590	1,860	1,125	1,400	140	110	935	1,115	505	812	348
35	1,645	1,930	1,160	1,450	140	110	960	1,145	525	842	348
36	1,710	2,010	1,205	1,505	140	110	995	1,185	540	869	348
37	1,770	2,080	1,245	1,555	140	110	1,020	1,220	555	896	348
38	1,830	2,150	1,280	1,605	140	110	1,050	1,255	575	929	348
39	1,895	2,225	1,320	1,660	140	110	1,075	1,285	590	957	348
40	1,960	2,305	1,360	1,710	140	110	1,100	1,320	600	981	348
41	2,035	2,395	1,410	1,775	140	110	1,135	1,365	615	1,011	348
42	2,100	2,475	1,450	1,830	140	110	1,165	1,395	625	1,038	348
43	2,170	2,555	1,495	1,885	140	110	1,190	1,430	640	1,070	348
44	2,240	2,635	1,535	1,940	140	110	1,215	1,460	650	1,098	348
45	2,305	2,720	1,575	1,995	140	110	1,240	1,495	655	1,123	348

契約年齢 46~85歳

契約年齢(歳)	基本の保障(主契約)				オプション(選べる特約)						
	特定8疾病保障型		特定3疾病保障型		どちらかを選択		がん診断特約(25)※2		薬剤治療特約(21)		がん自由診療特約
	I型	II型	I型	II型	先進医療・患者申出療養特約(21)	先進医療特約(11)	I型	II型	抗がん剤型※3	支払対象薬剤I型120回型※4	
46	2,395	2,820	1,630	2,060	140	110	1,275	1,535	665	1,153	348
47	2,465	2,905	1,670	2,115	140	110	1,300	1,570	670	1,180	348
48	2,540	2,995	1,715	2,175	140	110	1,325	1,600	675	1,207	348
49	2,615	3,085	1,760	2,235	140	110	1,355	1,635	680	1,236	348
50	2,695	3,180	1,805	2,295	140	110	1,385	1,675	665	1,246	348
51	2,795	3,300	1,870	2,380	140	110	1,425	1,725	670	1,278	348
52	2,885	3,405	1,920	2,450	140	110	1,460	1,765	670	1,306	348
53	2,975	3,515	1,975	2,520	140	110	1,495	1,805	670	1,336	348
54	3,070	3,625	2,035	2,595	140	110	1,530	1,850	675	1,373	348
55	3,165	3,740	2,095	2,675	140	110	1,565	1,895	675	1,407	348
56	3,285	3,885	2,165	2,770	140	110	1,610	1,950	680	1,447	348
57	3,390	4,005	2,230	2,855	140	110	1,650	2,000	680	1,484	348
58	3,495	4,130	2,295	2,935	140	110	1,685	2,045	680	1,524	348
59	3,605	4,260	2,360	3,025	140	110	1,725	2,090	680	1,566	348
60	3,715	4,395	2,425	3,110	140	110	1,765	2,135	690	1,616	348
61	3,855	4,560	2,510	3,220	140	110	1,795	2,175	690	1,662	348
62	3,975	4,705	2,575	3,310	140	110	1,830	2,220	690	1,709	348
63	4,095	4,845	2,645	3,400	140	110	1,865	2,260	685	1,754	348
64	4,215	4,990	2,710	3,485	140	110	1,900	2,300	685	1,806	348
65	4,340	5,130	2,770	3,570	140	110	1,930	2,335	680	1,854	348
66	4,490	5,310	2,855	3,680	140	110	1,955	2,365	675	1,903	348
67	4,610	5,455	2,915	3,760	140	110	1,980	2,395	670	1,952	348
68	4,735	5,595	2,975	3,845	140	110	2,005	2,420	665	2,002	348
69	4,855	5,740	3,035	3,925	140	110	2,025	2,450	655	2,046	348
70	4,980	5,880	3,095	4,005	140	110	2,055	2,480	650	2,094	348
71	5,135	6,065	3,180	4,115	140	110	2,080	2,510	640	2,136	348
72	5,255	6,205	3,245	4,200	140	110	2,110	2,545	630	2,177	348
73	5,380	6,345	3,310	4,280	140	110	2,140	2,580	620	2,217	348
74	5,500	6,490	3,370	4,365	140	110	2,170	2,615	610	2,256	348
75	5,625	6,630	3,435	4,450	140	110	2,200	2,645	600	2,294	348
76	5,750	6,775	3,500	4,530	140	110	2,230	2,675	590	2,328	348
77	5,880	6,920	3,565	4,610	140	110	2,255	2,705	585	2,365	348
78	6,005	7,065	3,625	4,690	140	110	2,280	2,735	575	2,395	348
79	6,135	7,210	3,690	4,770	140	110	2,305	2,760	570	2,427	348
80	6,265	7,355	3,750	4,845	140	110	2,330	2,785	565	2,455	348
81	6,400	7,505	3,810	4,920	140	110	2,350	2,805	560	2,480	348
82	6,535	7,650	3,875	4,995	140	110	2,370	2,825	560	2,505	348
83	6,670	7,800	3,935	5,070	140	110	2,390	2,840	560	2,526	348
84	6,815	7,955	4,000	5,145	140	110	2,410	2,860	560	2,543	348
85	6,960	8,115	4,065	5,225	140	110	2,435	2,875	560	2,555	348

※1 初回上乗せ基本給付金額は0円です。

※2 がん診断給付金額 50万円

※3 抗がん剤治療給付金 1か月につき5万円・自由診療抗がん剤治療給付金 1か月につき10万円

※4 抗がん剤治療給付金 1か月につき5万円・自由診療抗がん剤治療給付金 1か月につき10万円・特定薬剤治療給付金 1か月につき1万円

●2025年4月現在の保険料を表示しています。

●がん診断特約(25)の I型 II型の選択については、主契約の I型 II型の選択に準じます。

●同一の被保険者において、先進医療給付(お支払金額が先進医療の技術料相当額である給付)のあるメディア生命の特約を重複して付加することはできません。

●上記以外の給付金額などの保険料については、設計書などでご確認ください。

契約年齢 0~45歳

契約年齢(歳)	基本の保障(主契約)		オプション(選べる特約)					
	特定8疾病保障型 I型	特定3疾病保障型 I型	どちらかを選択		がん診断特約(25) ※2 I型	薬剤治療特約(21)		がん自由診療特約
			先進医療・患者申出療養特約(21)	先進医療特約(11)		抗がん剤型 ※3	支払対象薬剤I型 120回型 ※4	
0	530	390	150	118	355	205	362	374
1	550	400	151	119	365	210	370	375
2	560	415	151	119	375	210	373	375
3	585	425	151	119	385	215	381	376
4	600	435	152	119	400	220	390	377
5	620	455	152	120	410	230	398	378
6	645	465	152	120	425	235	407	379
7	665	485	153	120	435	240	416	380
8	690	505	153	121	455	245	425	381
9	715	520	154	121	465	255	436	382
10	740	540	154	121	485	260	445	383
11	770	560	154	122	495	265	455	384
12	800	580	155	122	515	275	466	385
13	835	600	156	123	535	285	483	387
14	865	625	156	123	555	295	495	389
15	905	655	157	124	575	305	513	391
16	945	680	158	125	595	315	527	393
17	985	705	159	125	620	325	546	395
18	1,025	740	160	126	645	340	565	397
19	1,070	770	161	127	670	355	586	400
20	1,120	800	161	128	700	370	607	402
21	1,170	840	163	129	725	385	630	405
22	1,220	875	164	129	755	400	653	407
23	1,275	915	165	130	785	415	675	410
24	1,330	950	166	131	820	435	706	413
25	1,390	995	167	132	860	450	731	416
26	1,450	1,040	168	133	890	475	764	419
27	1,520	1,085	170	134	930	495	797	422
28	1,585	1,130	171	135	965	520	830	425
29	1,660	1,185	172	136	1,010	540	866	429
30	1,735	1,235	174	138	1,050	565	905	433
31	1,825	1,300	175	139	1,095	590	943	436
32	1,900	1,350	176	140	1,145	615	981	439
33	1,985	1,405	177	141	1,180	645	1,025	442
34	2,070	1,465	178	142	1,225	670	1,066	445
35	2,155	1,520	180	142	1,265	700	1,112	447
36	2,255	1,585	181	144	1,320	725	1,157	451
37	2,350	1,650	182	144	1,365	750	1,201	453
38	2,440	1,705	183	145	1,410	780	1,251	456
39	2,545	1,770	184	146	1,455	805	1,297	459
40	2,645	1,835	185	147	1,500	825	1,337	461
41	2,760	1,910	186	148	1,555	850	1,386	464
42	2,865	1,975	187	149	1,605	870	1,431	466
43	2,970	2,045	188	149	1,645	890	1,479	468
44	3,080	2,110	189	150	1,685	910	1,523	470
45	3,175	2,170	189	150	1,730	920	1,563	472

契約年齢 46~85歳

契約年齢(歳)	基本の保障(主契約)		オプション(選べる特約)					
	特定8疾病保障型 I型	特定3疾病保障型 I型	どちらかを選択		がん診断特約(25) ※2 I型	薬剤治療特約(21)		がん自由診療特約
			先進医療・患者申出療養特約(21)	先進医療特約(11)		抗がん剤型 ※3	支払対象薬剤I型 120回型 ※4	
46	3,310	2,250	190	151	1,780	940	1,611	474
47	3,415	2,315	190	151	1,825	945	1,652	475
48	3,530	2,380	191	152	1,865	955	1,694	476
49	3,645	2,450	191	152	1,910	965	1,738	477
50	3,765	2,520	192	153	1,960	945	1,757	479
51	3,920	2,620	193	154	2,025	960	1,811	481
52	4,065	2,705	194	154	2,080	965	1,858	483
53	4,210	2,790	195	155	2,140	970	1,909	485
54	4,360	2,890	195	155	2,200	975	1,968	487
55	4,510	2,985	196	156	2,260	985	2,025	489
56	4,705	3,100	197	157	2,335	995	2,094	492
57	4,875	3,205	198	158	2,405	1,000	2,156	494
58	5,045	3,310	199	158	2,465	1,005	2,222	496
59	5,225	3,415	200	159	2,535	1,010	2,291	498
60	5,400	3,525	200	160	2,600	1,025	2,370	500
61	5,630	3,665	202	160	2,665	1,030	2,451	503
62	5,820	3,770	202	161	2,725	1,035	2,526	504
63	6,010	3,880	203	161	2,785	1,030	2,599	506
64	6,200	3,985	203	162	2,845	1,030	2,678	506
65	6,390	4,075	203	162	2,890	1,025	2,751	507
66	6,610	4,205	204	162	2,935	1,020	2,830	508
67	6,785	4,290	204	162	2,970	1,010	2,899	508
68	6,960	4,370	203	162	3,005	1,000	2,967	507
69	7,125	4,450	203	162	3,030	985	3,027	506
70	7,290	4,530	203	161	3,065	975	3,088	505
71	7,505	4,645	203	161	3,105	960	3,149	505
72	7,655	4,725	202	161	3,135	945	3,198	504
73	7,805	4,805	201	160	3,170	925	3,243	502
74	7,950	4,870	200	160	3,200	905	3,285	500
75	8,090	4,940	200	159	3,230	885	3,323	498
76	8,230	5,010	199	158	3,255	865	3,354	495
77	8,365	5,070	197	157	3,275	855	3,387	493
78	8,495	5,125	196	156	3,290	835	3,409	490
79	8,620	5,185	195	155	3,305	820	3,432	486
80	8,745	5,230	194	154	3,315	810	3,447	483
81	8,865	5,280	192	153	3,320	795	3,457	480
82	8,985	5,325	191	152	3,320	790	3,464	476
83	9,100	5,370	190	151	3,320	785	3,465	473
84	9,225	5,415	188	149	3,320	775	3,461	469
85	9,345	5,460	187	148	3,325	770	3,449	465

※1 初回上乗せ基本給付金額は0円です。

※2 がん診断給付金額 50万円

※3 抗がん剤治療給付金 1か月につき5万円・自由診療抗がん剤治療給付金 1か月につき10万円

※4 抗がん剤治療給付金 1か月につき5万円・自由診療抗がん剤治療給付金 1か月につき10万円・  
特定薬剤治療給付金 1か月につき1万円

●2025年4月現在の保険料を表示しています。

●がん診断特約(25)および特定3疾病保険料払込免除特約(25)のI型 II型の選択については、主契約のI型 II型の選択に準じます。

●同一の被保険者において、先進医療給付(お支払金額が先進医療の技術料相当額である給付)のあるメディアケア生命の特約を重複して付加することはできません。

●上記以外の給付金額などの保険料については、設計書などでご確認ください。



契約年齢 0~45歳

契約年齢(歳)	基本の保障(主契約)		オプション(選べる特約)					
	特定8疾病保障型 II型	特定3疾病保障型 II型	どちらかを選択		がん診断特約(25) ※2 II型	薬剤治療特約(21)		がん自由診療特約
			先進医療・患者申出療養特約(21)	先進医療特約(11)		抗がん剤型 ※3	支払対象薬剤 I型 120回型 ※4	
0	615	480	154	121	410	210	371	382
1	635	490	154	121	420	215	380	382
2	655	505	154	121	435	215	382	383
3	675	525	154	122	445	220	390	383
4	700	535	154	122	455	225	398	384
5	720	555	155	122	475	235	407	385
6	745	575	155	122	485	240	415	385
7	775	595	155	122	505	245	424	386
8	805	620	156	123	520	250	433	387
9	835	635	156	123	540	260	444	388
10	865	660	156	123	560	265	453	389
11	895	690	157	124	580	270	463	390
12	935	715	157	124	600	280	474	391
13	970	745	158	125	625	290	491	393
14	1,015	775	158	125	650	300	503	394
15	1,055	805	159	126	675	310	521	396
16	1,100	840	160	126	700	320	535	398
17	1,150	880	161	127	730	330	554	400
18	1,200	915	162	128	755	345	573	402
19	1,255	955	162	128	790	360	594	404
20	1,310	995	163	129	820	375	614	406
21	1,370	1,045	165	130	855	390	638	410
22	1,430	1,090	166	131	895	405	662	412
23	1,495	1,140	167	132	935	420	685	415
24	1,565	1,190	168	133	975	440	716	418
25	1,635	1,250	169	134	1,020	460	742	421
26	1,715	1,305	171	135	1,065	480	776	425
27	1,800	1,365	172	136	1,115	505	810	428
28	1,880	1,425	173	137	1,160	525	844	432
29	1,970	1,490	175	138	1,210	550	880	435
30	2,065	1,565	176	140	1,265	575	921	440
31	2,175	1,640	178	141	1,325	600	961	443
32	2,265	1,710	179	142	1,380	625	1,000	447
33	2,365	1,785	180	143	1,430	660	1,045	450
34	2,465	1,855	182	144	1,485	685	1,088	453
35	2,575	1,935	183	145	1,540	715	1,135	456
36	2,700	2,025	184	146	1,605	740	1,182	460
37	2,815	2,105	186	147	1,665	765	1,227	463
38	2,930	2,185	187	148	1,725	800	1,279	465
39	3,050	2,275	188	149	1,780	825	1,327	468
40	3,180	2,360	189	150	1,840	845	1,369	471
41	3,325	2,465	190	151	1,910	870	1,421	475
42	3,455	2,555	191	152	1,965	890	1,467	477
43	3,585	2,645	192	153	2,030	915	1,518	480
44	3,715	2,735	193	154	2,080	935	1,564	482
45	3,850	2,825	194	154	2,140	945	1,607	484

契約年齢 46~85歳

契約年齢(歳)	基本の保障(主契約)		オプション(選べる特約)					
	特定8疾病保障型 II型	特定3疾病保障型 II型	どちらかを選択		がん診断特約(25) ※2 II型	薬剤治療特約(21)		がん自由診療特約
			先進医療・患者申出療養特約(21)	先進医療特約(11)		抗がん剤型 ※3	支払対象薬剤 I型 120回型 ※4	
46	4,005	2,925	195	155	2,210	965	1,657	486
47	4,140	3,015	196	156	2,265	975	1,701	488
48	4,280	3,110	196	156	2,320	985	1,745	490
49	4,425	3,205	197	157	2,375	995	1,792	491
50	4,580	3,310	198	157	2,445	975	1,814	493
51	4,775	3,445	199	158	2,530	990	1,872	497
52	4,955	3,565	200	159	2,600	995	1,922	499
53	5,140	3,685	201	160	2,675	1,005	1,977	501
54	5,325	3,815	202	161	2,755	1,015	2,039	504
55	5,525	3,950	203	162	2,840	1,020	2,101	507
56	5,770	4,115	205	163	2,940	1,035	2,175	510
57	5,980	4,260	206	164	3,030	1,040	2,242	513
58	6,200	4,405	207	165	3,115	1,045	2,313	515
59	6,425	4,560	208	165	3,200	1,050	2,388	518
60	6,660	4,715	209	166	3,285	1,070	2,473	521
61	6,950	4,905	210	168	3,375	1,080	2,561	524
62	7,200	5,065	211	168	3,460	1,085	2,643	527
63	7,445	5,225	212	169	3,535	1,080	2,724	529
64	7,690	5,370	213	170	3,610	1,080	2,810	530
65	7,925	5,515	213	170	3,675	1,080	2,891	532
66	8,225	5,695	214	171	3,740	1,075	2,979	534
67	8,450	5,830	214	171	3,790	1,070	3,056	534
68	8,670	5,955	214	171	3,830	1,060	3,132	534
69	8,890	6,075	214	171	3,875	1,040	3,198	534
70	9,095	6,195	214	171	3,915	1,030	3,266	534
71	9,370	6,355	214	171	3,965	1,020	3,333	534
72	9,560	6,470	213	170	4,010	1,000	3,387	533
73	9,745	6,575	213	170	4,055	980	3,437	531
74	9,930	6,680	212	169	4,090	960	3,482	529
75	10,100	6,780	211	168	4,120	945	3,523	527
76	10,270	6,865	210	167	4,145	920	3,557	524
77	10,435	6,950	209	167	4,170	910	3,592	521
78	10,585	7,030	208	166	4,190	885	3,616	518
79	10,735	7,105	206	164	4,200	870	3,639	515
80	10,875	7,165	205	163	4,205	860	3,655	511
81	11,010	7,220	204	162	4,200	845	3,665	508
82	11,135	7,275	202	161	4,200	840	3,671	504
83	11,265	7,325	200	160	4,185	830	3,672	500
84	11,395	7,370	199	158	4,180	825	3,666	496
85	11,525	7,425	197	157	4,165	820	3,652	492

※1 初回上乗せ基本給付金額は0円です。

※2 がん診断給付金額 50万円

※3 抗がん剤治療給付金 1か月につき5万円・自由診療抗がん剤治療給付金 1か月につき10万円

※4 抗がん剤治療給付金 1か月につき5万円・自由診療抗がん剤治療給付金 1か月につき10万円・  
特定薬剤治療給付金 1か月につき1万円

●2025年4月現在の保険料を表示しています。

●がん診断特約(25)および特定3疾病保険料払込免除特約(25)の I型 II型 の選択については、主契約の I型 II型 の選択に準じます。

●同一の被保険者において、先進医療給付(お支払金額が先進医療の技術料相当額である給付)のあるメディアケア生命の特約を重複して付加することはできません。

●上記以外の給付金額などの保険料については、設計書などでご確認ください。

契約年齢 0~45歳

契約年齢(歳)	基本の保障(主契約)				オプション(選べる特約)						
	特定8疾病保障型		特定3疾病保障型		どちらかを選択		がん診断特約(25)※2		薬剤治療特約(21)		がん自由診療特約
	I型	II型	I型	II型	先進医療・患者申出療養特約(21)	先進医療特約(11)	I型	II型	抗がん剤型※3	支払対象薬剤I型120回型※4	
0	294	333	216	258	140	110	330	370	185	332	348
1	303	342	222	264	140	110	335	380	190	339	348
2	309	354	228	273	140	110	345	390	190	340	348
3	321	363	234	282	140	110	355	400	195	347	348
4	330	375	240	288	140	110	365	410	200	354	348
5	339	387	249	297	140	110	375	425	205	361	348
6	351	399	255	309	140	110	385	435	210	368	348
7	363	414	264	318	140	110	395	450	215	375	348
8	375	429	273	330	140	110	410	465	220	382	348
9	387	444	282	339	140	110	420	480	225	390	348
10	399	459	291	351	140	110	435	495	230	397	348
11	414	474	300	366	140	110	445	510	235	405	348
12	429	492	312	378	140	110	460	530	240	413	348
13	444	510	321	390	140	110	475	545	250	426	348
14	459	531	333	405	140	110	490	565	255	434	348
15	477	549	345	420	140	110	505	585	265	448	348
16	495	570	357	435	140	110	520	605	270	457	348
17	513	591	369	453	140	110	540	625	280	471	348
18	531	615	384	468	140	110	555	645	290	485	348
19	552	639	396	486	140	110	575	670	300	500	348
20	573	663	411	504	140	110	595	690	310	514	348
21	594	687	426	525	140	110	615	715	320	529	348
22	615	714	441	543	140	110	635	740	330	545	348
23	639	741	459	564	140	110	655	770	340	560	348
24	663	768	474	585	140	110	680	795	355	581	348
25	687	798	492	609	140	110	705	825	365	597	348
26	711	828	510	630	140	110	725	855	380	619	348
27	738	861	528	654	140	110	750	885	395	641	348
28	765	894	546	678	140	110	775	915	410	663	348
29	795	927	567	702	140	110	800	945	425	685	348
30	822	963	585	729	140	110	825	980	440	709	348
31	858	1,005	612	759	140	110	855	1,015	455	733	348
32	888	1,041	630	786	140	110	885	1,050	470	757	348
33	921	1,077	651	813	140	110	910	1,080	490	786	348
34	954	1,116	675	840	140	110	935	1,115	505	812	348
35	987	1,158	696	870	140	110	960	1,145	525	842	348
36	1,026	1,206	723	903	140	110	995	1,185	540	869	348
37	1,062	1,248	747	933	140	110	1,020	1,220	555	896	348
38	1,098	1,290	768	963	140	110	1,050	1,255	575	929	348
39	1,137	1,335	792	996	140	110	1,075	1,285	590	957	348
40	1,176	1,383	816	1,026	140	110	1,100	1,320	600	981	348
41	1,221	1,437	846	1,065	140	110	1,135	1,365	615	1,011	348
42	1,260	1,485	870	1,098	140	110	1,165	1,395	625	1,038	348
43	1,302	1,533	897	1,131	140	110	1,190	1,430	640	1,070	348
44	1,344	1,581	921	1,164	140	110	1,215	1,460	650	1,098	348
45	1,383	1,632	945	1,197	140	110	1,240	1,495	655	1,123	348

契約年齢 46~85歳

契約年齢(歳)	基本の保障(主契約)				オプション(選べる特約)						
	特定8疾病保障型		特定3疾病保障型		どちらかを選択		がん診断特約(25)※2		薬剤治療特約(21)		がん自由診療特約
	I型	II型	I型	II型	先進医療・患者申出療養特約(21)	先進医療特約(11)	I型	II型	抗がん剤型※3	支払対象薬剤I型120回型※4	
46	1,437	1,692	978	1,236	140	110	1,275	1,535	665	1,153	348
47	1,479	1,743	1,002	1,269	140	110	1,300	1,570	670	1,180	348
48	1,524	1,797	1,029	1,305	140	110	1,325	1,600	675	1,207	348
49	1,569	1,851	1,056	1,341	140	110	1,355	1,635	680	1,236	348
50	1,617	1,908	1,083	1,377	140	110	1,385	1,675	665	1,246	348
51	1,677	1,980	1,122	1,428	140	110	1,425	1,725	670	1,278	348
52	1,731	2,043	1,152	1,470	140	110	1,460	1,765	670	1,306	348
53	1,785	2,109	1,185	1,512	140	110	1,495	1,805	670	1,336	348
54	1,842	2,175	1,221	1,557	140	110	1,530	1,850	675	1,373	348
55	1,899	2,244	1,257	1,605	140	110	1,565	1,895	675	1,407	348
56	1,971	2,331	1,299	1,662	140	110	1,610	1,950	680	1,447	348
57	2,034	2,403	1,338	1,713	140	110	1,650	2,000	680	1,484	348
58	2,097	2,478	1,377	1,761	140	110	1,685	2,045	680	1,524	348
59	2,163	2,556	1,416	1,815	140	110	1,725	2,090	680	1,566	348
60	2,229	2,637	1,455	1,866	140	110	1,765	2,135	690	1,616	348
61	2,313	2,736	1,506	1,932	140	110	1,795	2,175	690	1,662	348
62	2,385	2,823	1,545	1,986	140	110	1,830	2,220	690	1,709	348
63	2,457	2,907	1,587	2,040	140	110	1,865	2,260	685	1,754	348
64	2,529	2,994	1,626	2,091	140	110	1,900	2,300	685	1,806	348
65	2,604	3,078	1,662	2,142	140	110	1,930	2,335	680	1,854	348
66	2,694	3,186	1,713	2,208	140	110	1,955	2,365	675	1,903	348
67	2,766	3,273	1,749	2,256	140	110	1,980	2,395	670	1,952	348
68	2,841	3,357	1,785	2,307	140	110	2,005	2,420	665	2,002	348
69	2,913	3,444	1,821	2,355	140	110	2,025	2,450	655	2,046	348
70	2,988	3,528	1,857	2,403	140	110	2,055	2,480	650	2,094	348
71	3,081	3,639	1,908	2,469	140	110	2,080	2,510	640	2,136	348
72	3,153	3,723	1,947	2,520	140	110	2,110	2,545	630	2,177	348
73	3,228	3,807	1,986	2,568	140	110	2,140	2,580	620	2,217	348
74	3,300	3,894	2,022	2,619	140	110	2,170	2,615	610	2,256	348
75	3,375	3,978	2,061	2,670	140	110	2,200	2,645	600	2,294	348
76	3,450	4,065	2,100	2,718	140	110	2,230	2,675	590	2,328	348
77	3,528	4,152	2,139	2,766	140	110	2,255	2,705	585	2,365	348
78	3,603	4,239	2,175	2,814	140	110	2,280	2,735	575	2,395	348
79	3,681	4,326	2,214	2,862	140	110	2,305	2,760	570	2,427	348
80	3,759	4,413	2,250	2,907	140	110	2,330	2,785	565	2,455	348
81	3,840	4,503	2,286	2,952	140	110	2,350	2,805	560	2,480	348
82	3,921	4,590	2,325	2,997	140	110	2,370	2,825	560	2,505	348
83	4,002	4,680	2,361	3,042	140	110	2,390	2,840	560	2,526	348
84	4,089	4,773	2,400	3,087	140	110	2,410	2,860	560	2,543	348
85	4,176	4,869	2,439	3,135	140	110	2,435	2,875	560	2,555	348

※1 初回上乗せ基本給付金額は0円です。

※2 がん診断給付金額 50万円

※3 抗がん剤治療給付金 1か月につき5万円・自由診療抗がん剤治療給付金 1か月につき10万円

※4 抗がん剤治療給付金 1か月につき5万円・自由診療抗がん剤治療給付金 1か月につき10万円・特定薬剤治療給付金 1か月につき1万円

●2025年4月現在の保険料を表示しています。

●がん診断特約(25)の I型 II型 の選択については、主契約の I型 II型 の選択に準じます。

●同一の被保険者において、先進医療給付(お支払金額が先進医療の技術料相当額である給付)のあるメディアケア生命の特約を重複して付加することはできません。

●上記以外の給付金額などの保険料については、設計書などでご確認ください。



契約年齢 0~45歳

契約年齢(歳)	基本の保障(主契約)		オプション(選べる特約)					
	特定8疾病保障型 I型	特定3疾病保障型 I型	どちらかを選択		がん診断特約(25) ※2 I型	薬剤治療特約(21)		がん自由診療特約
			先進医療・患者申出療養特約(21)	先進医療特約(11)		抗がん剤型 ※3	支払対象薬剤I型 120回型 ※4	
0	318	234	150	118	355	205	362	374
1	330	240	151	119	365	210	370	375
2	336	249	151	119	375	210	373	375
3	351	255	151	119	385	215	381	376
4	360	261	152	119	400	220	390	377
5	372	273	152	120	410	230	398	378
6	387	279	152	120	425	235	407	379
7	399	291	153	120	435	240	416	380
8	414	303	153	121	455	245	425	381
9	429	312	154	121	465	255	436	382
10	444	324	154	121	485	260	445	383
11	462	336	154	122	495	265	455	384
12	480	348	155	122	515	275	466	385
13	501	360	156	123	535	285	483	387
14	519	375	156	123	555	295	495	389
15	543	393	157	124	575	305	513	391
16	567	408	158	125	595	315	527	393
17	591	423	159	125	620	325	546	395
18	615	444	160	126	645	340	565	397
19	642	462	161	127	670	355	586	400
20	672	480	161	128	700	370	607	402
21	702	504	163	129	725	385	630	405
22	732	525	164	129	755	400	653	407
23	765	549	165	130	785	415	675	410
24	798	570	166	131	820	435	706	413
25	834	597	167	132	860	450	731	416
26	870	624	168	133	890	475	764	419
27	912	651	170	134	930	495	797	422
28	951	678	171	135	965	520	830	425
29	996	711	172	136	1,010	540	866	429
30	1,041	741	174	138	1,050	565	905	433
31	1,095	780	175	139	1,095	590	943	436
32	1,140	810	176	140	1,145	615	981	439
33	1,191	843	177	141	1,180	645	1,025	442
34	1,242	879	178	142	1,225	670	1,066	445
35	1,293	912	180	142	1,265	700	1,112	447
36	1,353	951	181	144	1,320	725	1,157	451
37	1,410	990	182	144	1,365	750	1,201	453
38	1,464	1,023	183	145	1,410	780	1,251	456
39	1,527	1,062	184	146	1,455	805	1,297	459
40	1,587	1,101	185	147	1,500	825	1,337	461
41	1,656	1,146	186	148	1,555	850	1,386	464
42	1,719	1,185	187	149	1,605	870	1,431	466
43	1,782	1,227	188	149	1,645	890	1,479	468
44	1,848	1,266	189	150	1,685	910	1,523	470
45	1,905	1,302	189	150	1,730	920	1,563	472

契約年齢 46~85歳

契約年齢(歳)	基本の保障(主契約)		オプション(選べる特約)					
	特定8疾病保障型 I型	特定3疾病保障型 I型	どちらかを選択		がん診断特約(25) ※2 I型	薬剤治療特約(21)		がん自由診療特約
			先進医療・患者申出療養特約(21)	先進医療特約(11)		抗がん剤型 ※3	支払対象薬剤I型 120回型 ※4	
46	1,986	1,350	190	151	1,780	940	1,611	474
47	2,049	1,389	190	151	1,825	945	1,652	475
48	2,118	1,428	191	152	1,865	955	1,694	476
49	2,187	1,470	191	152	1,910	965	1,738	477
50	2,259	1,512	192	153	1,960	945	1,757	479
51	2,352	1,572	193	154	2,025	960	1,811	481
52	2,439	1,623	194	154	2,080	965	1,858	483
53	2,526	1,674	195	155	2,140	970	1,909	485
54	2,616	1,734	195	155	2,200	975	1,968	487
55	2,706	1,791	196	156	2,260	985	2,025	489
56	2,823	1,860	197	157	2,335	995	2,094	492
57	2,925	1,923	198	158	2,405	1,000	2,156	494
58	3,027	1,986	199	158	2,465	1,005	2,222	496
59	3,135	2,049	200	159	2,535	1,010	2,291	498
60	3,240	2,115	200	160	2,600	1,025	2,370	500
61	3,378	2,199	202	160	2,665	1,030	2,451	503
62	3,492	2,262	202	161	2,725	1,035	2,526	504
63	3,606	2,328	203	161	2,785	1,030	2,599	506
64	3,720	2,391	203	162	2,845	1,030	2,678	506
65	3,834	2,445	203	162	2,890	1,025	2,751	507
66	3,966	2,523	204	162	2,935	1,020	2,830	508
67	4,071	2,574	204	162	2,970	1,010	2,899	508
68	4,176	2,622	203	162	3,005	1,000	2,967	507
69	4,275	2,670	203	162	3,030	985	3,027	506
70	4,374	2,718	203	161	3,065	975	3,088	505
71	4,503	2,787	203	161	3,105	960	3,149	505
72	4,593	2,835	202	161	3,135	945	3,198	504
73	4,683	2,883	201	160	3,170	925	3,243	502
74	4,770	2,922	200	160	3,200	905	3,285	500
75	4,854	2,964	200	159	3,230	885	3,323	498
76	4,938	3,006	199	158	3,255	865	3,354	495
77	5,019	3,042	197	157	3,275	855	3,387	493
78	5,097	3,075	196	156	3,290	835	3,409	490
79	5,172	3,111	195	155	3,305	820	3,432	486
80	5,247	3,138	194	154	3,315	810	3,447	483
81	5,319	3,168	192	153	3,320	795	3,457	480
82	5,391	3,195	191	152	3,320	790	3,464	476
83	5,460	3,222	190	151	3,320	785	3,465	473
84	5,535	3,249	188	149	3,320	775	3,461	469
85	5,607	3,276	187	148	3,325	770	3,449	465

※1 初回上乗せ基本給付金額は0円です。

※2 がん診断給付金額 50万円

※3 抗がん剤治療給付金 1か月につき5万円・自由診療抗がん剤治療給付金 1か月につき10万円

※4 抗がん剤治療給付金 1か月につき5万円・自由診療抗がん剤治療給付金 1か月につき10万円・  
特定薬剤治療給付金 1か月につき1万円

●2025年4月現在の保険料を表示しています。

●がん診断特約(25)および特定3疾病保険料払込免除特約(25)の I型 II型の選択については、主契約の I型 II型の選択に準じます。

●同一の被保険者において、先進医療給付(お支払金額が先進医療の技術料相当額である給付)のあるメディケア生命の特約を重複して付加することはできません。

●上記以外の給付金額などの保険料については、設計書などでご確認ください。

契約年齢 0~45歳

契約年齢(歳)	基本の保障(主契約)		オプション(選べる特約)					
	特定8疾病保障型 II型	特定3疾病保障型 II型	どちらかを選択		がん診断特約(25) ※2 II型	薬剤治療特約(21)		がん自由診療特約
			先進医療・患者申出療養特約(21)	先進医療特約(11)		抗がん剤型 ※3	支払対象薬剤 I型 120回型 ※4	
0	369	288	154	121	410	210	371	382
1	381	294	154	121	420	215	380	382
2	393	303	154	121	435	215	382	383
3	405	315	154	122	445	220	390	383
4	420	321	154	122	455	225	398	384
5	432	333	155	122	475	235	407	385
6	447	345	155	122	485	240	415	385
7	465	357	155	122	505	245	424	386
8	483	372	156	123	520	250	433	387
9	501	381	156	123	540	260	444	388
10	519	396	156	123	560	265	453	389
11	537	414	157	124	580	270	463	390
12	561	429	157	124	600	280	474	391
13	582	447	158	125	625	290	491	393
14	609	465	158	125	650	300	503	394
15	633	483	159	126	675	310	521	396
16	660	504	160	126	700	320	535	398
17	690	528	161	127	730	330	554	400
18	720	549	162	128	755	345	573	402
19	753	573	162	128	790	360	594	404
20	786	597	163	129	820	375	614	406
21	822	627	165	130	855	390	638	410
22	858	654	166	131	895	405	662	412
23	897	684	167	132	935	420	685	415
24	939	714	168	133	975	440	716	418
25	981	750	169	134	1,020	460	742	421
26	1,029	783	171	135	1,065	480	776	425
27	1,080	819	172	136	1,115	505	810	428
28	1,128	855	173	137	1,160	525	844	432
29	1,182	894	175	138	1,210	550	880	435
30	1,239	939	176	140	1,265	575	921	440
31	1,305	984	178	141	1,325	600	961	443
32	1,359	1,026	179	142	1,380	625	1,000	447
33	1,419	1,071	180	143	1,430	660	1,045	450
34	1,479	1,113	182	144	1,485	685	1,088	453
35	1,545	1,161	183	145	1,540	715	1,135	456
36	1,620	1,215	184	146	1,605	740	1,182	460
37	1,689	1,263	186	147	1,665	765	1,227	463
38	1,758	1,311	187	148	1,725	800	1,279	465
39	1,830	1,365	188	149	1,780	825	1,327	468
40	1,908	1,416	189	150	1,840	845	1,369	471
41	1,995	1,479	190	151	1,910	870	1,421	475
42	2,073	1,533	191	152	1,965	890	1,467	477
43	2,151	1,587	192	153	2,030	915	1,518	480
44	2,229	1,641	193	154	2,080	935	1,564	482
45	2,310	1,695	194	154	2,140	945	1,607	484

契約年齢 46~85歳

契約年齢(歳)	基本の保障(主契約)		オプション(選べる特約)					
	特定8疾病保障型 II型	特定3疾病保障型 II型	どちらかを選択		がん診断特約(25) ※2 II型	薬剤治療特約(21)		がん自由診療特約
			先進医療・患者申出療養特約(21)	先進医療特約(11)		抗がん剤型 ※3	支払対象薬剤 I型 120回型 ※4	
46	2,403	1,755	195	155	2,210	965	1,657	486
47	2,484	1,809	196	156	2,265	975	1,701	488
48	2,568	1,866	196	156	2,320	985	1,745	490
49	2,655	1,923	197	157	2,375	995	1,792	491
50	2,748	1,986	198	157	2,445	975	1,814	493
51	2,865	2,067	199	158	2,530	990	1,872	497
52	2,973	2,139	200	159	2,600	995	1,922	499
53	3,084	2,211	201	160	2,675	1,005	1,977	501
54	3,195	2,289	202	161	2,755	1,015	2,039	504
55	3,315	2,370	203	162	2,840	1,020	2,101	507
56	3,462	2,469	205	163	2,940	1,035	2,175	510
57	3,588	2,556	206	164	3,030	1,040	2,242	513
58	3,720	2,643	207	165	3,115	1,045	2,313	515
59	3,855	2,736	208	165	3,200	1,050	2,388	518
60	3,996	2,829	209	166	3,285	1,070	2,473	521
61	4,170	2,943	210	168	3,375	1,080	2,561	524
62	4,320	3,039	211	168	3,460	1,085	2,643	527
63	4,467	3,135	212	169	3,535	1,080	2,724	529
64	4,614	3,222	213	170	3,610	1,080	2,810	530
65	4,755	3,309	213	170	3,675	1,080	2,891	532
66	4,935	3,417	214	171	3,740	1,075	2,979	534
67	5,070	3,498	214	171	3,790	1,070	3,056	534
68	5,202	3,573	214	171	3,830	1,060	3,132	534
69	5,334	3,645	214	171	3,875	1,040	3,198	534
70	5,457	3,717	214	171	3,915	1,030	3,266	534
71	5,622	3,813	214	171	3,965	1,020	3,333	534
72	5,736	3,882	213	170	4,010	1,000	3,387	533
73	5,847	3,945	213	170	4,055	980	3,437	531
74	5,958	4,008	212	169	4,090	960	3,482	529
75	6,060	4,068	211	168	4,120	945	3,523	527
76	6,162	4,119	210	167	4,145	920	3,557	524
77	6,261	4,170	209	167	4,170	910	3,592	521
78	6,351	4,218	208	166	4,190	885	3,616	518
79	6,441	4,263	206	164	4,200	870	3,639	515
80	6,525	4,299	205	163	4,205	860	3,655	511
81	6,606	4,332	204	162	4,200	845	3,665	508
82	6,681	4,365	202	161	4,200	840	3,671	504
83	6,759	4,395	200	160	4,185	830	3,672	500
84	6,837	4,422	199	158	4,180	825	3,666	496
85	6,915	4,455	197	157	4,165	820	3,652	492

※1 初回上乗せ基本給付金額は0円です。

※2 がん診断給付金額 50万円

※3 抗がん剤治療給付金 1か月につき5万円・自由診療抗がん剤治療給付金 1か月につき10万円

※4 抗がん剤治療給付金 1か月につき5万円・自由診療抗がん剤治療給付金 1か月につき10万円・  
特定薬剤治療給付金 1か月につき1万円

●2025年4月現在の保険料を表示しています。

●がん診断特約(25)および特定3疾病保険料払込免除特約(25)の I型 II型の選択については、主契約の I型 II型の選択に準じます。

●同一の被保険者において、先進医療給付(お支払金額が先進医療の技術料相当額である給付)のあるメディアケア生命の特約を重複して付加することはできません。

●上記以外の給付金額などの保険料については、設計書などでご確認ください。



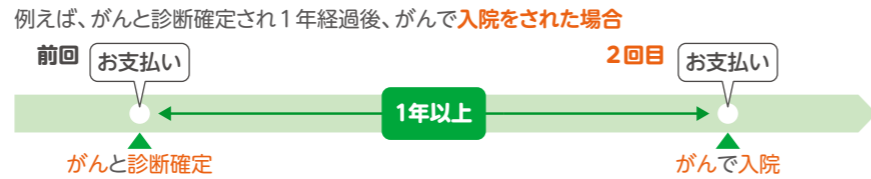
# 保障内容などに関するよくある質問

## Q1 主契約の一時給付金はどのような場合に再度支払われますか？

**A1** お受け取りいただけるケース、お受け取りいただけないケースは、次のとおりです。  
 ケース1のとおり、同一の種類の一時給付金は1年に1回を限度にお支払いします。  
 ケース2のとおり、1年以内でも別の種類の一時給付金はお支払いします。

○ お受け取りいただけます

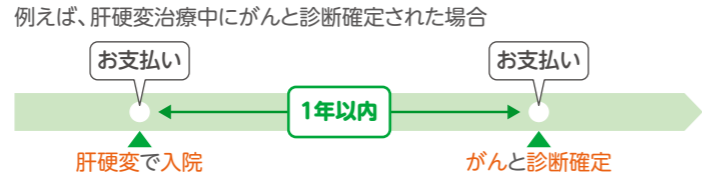
**ケース1** 前回の支払理由が当日の**1年後の応当日以後**、同一の種類の一時給付金をご請求されたとき**(2回目以後のご請求)**



例えば、がんと診断確定され1年経過後、すでに診断確定されたがんが、内視鏡検査、画像検査または血液検査等により認められない状態になった後、**再発した場合**、または**他の臓器に転移**(リンパ節への転移を含みます。)した場合

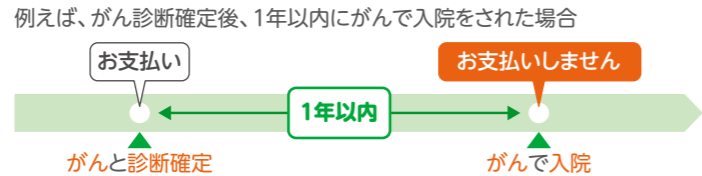


**ケース2** 前回の支払いから**1年以内に別の種類の一時給付金**をご請求されたとき**(複数の種類の一時給付金をご請求)**

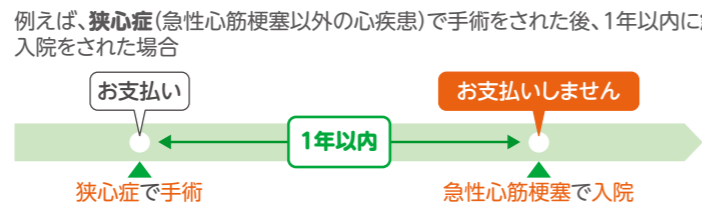


✕ お受け取りいただけません

**ケース3** 前回の支払理由が当日からその日を含めて**1年以内に同一の種類の一時給付金**をご請求されたとき**(1年以内に同一の種類の一時給付金をご請求)**



**ケース4** 病名は違うが、**同一の種類の一時給付金**を1年以内にご請求されたとき**(1年以内に病名は異なるが同一の種類の一時給付金をご請求)**



## Q2 特定疾病保障付住宅ローンと新メディフィットPlusの保障内容の違いを教えてください。

**A2** 一般的に、特定疾病保障付住宅ローンはお支払理由に該当された場合、**住宅ローン残高が0円になります。**  
 新メディフィットPlusはお支払理由に該当された場合、**一時金をお支払いします。**  
 (住宅ローン残高に応じた保障額はありません。)

商品	特定疾病保障付住宅ローン	新メディフィットPlus
保障内容 (お支払理由該当時)	住宅ローン残高 <b>0円</b>	<b>一時金</b> をお支払い

一時金は医療費・生活費など自由にご活用いただけます。

\*住友生命・メディケア生命商品をもとに一般的な保障イメージを記載しています。保障内容は保険会社や商品により異なります。

## Q3 処方された薬剤が給付金の支払いの対象かどうか確認する方法はありますか？

**A3** **メディケア生命ホームページの「医薬品ナビ」で簡単に確認できます。** **新メディフィットPlusのがん一時給付金、がん診断特約(25)および薬剤治療特約(21)が対象となります。**

- 1 「医薬品ナビ」にアクセスして検索
- 2 お支払いの対象となる薬剤かどうかわかります。
- 3 薬剤が見つかったら、ご請求ください。

「医薬品ナビ」でご確認できない場合などはメディケア生命までお問い合わせください。

メディケア生命の他の医療保険にご加入され、その保険のお支払理由(入院・通院等)が生じた場合、新メディフィットPlusのがん一時給付金、がん診断特約(25)および薬剤治療特約(21)のお支払理由に該当する薬剤治療を受けていないか、あわせてご確認ください。

\*新メディフィットPlusのがん一時給付金およびがん診断特約(25)の支払対象薬剤にはホルモン剤は含まれませんので、ご注意ください。また、「医薬品ナビ」ではオピオイド鎮痛薬は検索できませんので、ご注意ください。

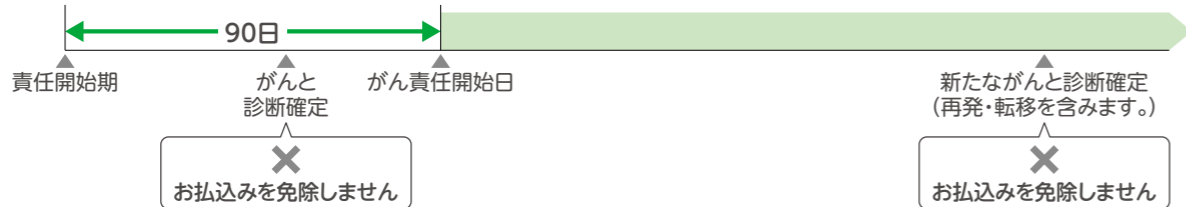


**Q4** 責任開始期以後がん責任開始日前に  
がんと診断確定された場合について教えてください。

**A4** 付加される特約により異なります。  
詳細は、以下をご参照ください。

**<特定3疾病保険料払込免除特約(25)のがんによる保障>**

責任開始期以後がん責任開始日前にがんと診断確定されていた場合、無効のお申出がないときは特約が継続しますが、その後、新たにがんと診断確定されても、継続した特約による保険料のお払込みを免除しません。

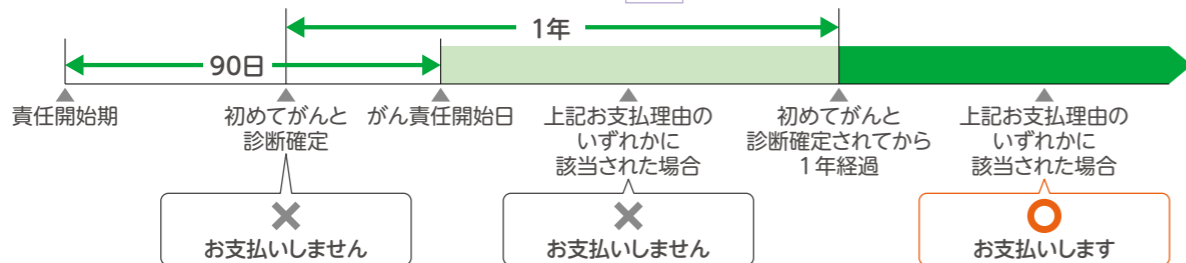


\*告知義務違反・重大事由による解除の場合は、無効をお申し出いただくことはできません。

**<主契約のがん一時給付金の保障、がん診断特約(25)の保障>**

責任開始期以後がん責任開始日前に初めてがんと診断確定された場合、初回のがん一時給付金およびがん診断給付金のお支払いはできませんが、その後もご契約および特約は継続し、初めてがんと診断確定された日の1年後の応当日以後に以下のいずれかのお支払理由に該当された場合は、お支払いします。

- 新たながんと診断確定されたとき(再発・転移を含みます。)(I型 II型)
- がんにより、入院をされたとき(入院を継続されているときを含みます。)(I型 II型)
- がんにより、所定の通院をされたとき(II型)
- がん性疼痛等の緩和のため、所定の緩和ケアを受けられたとき(II型)



**Q5** 先進医療、患者申出療養、評価療養(先進医療は除く)、自由診療について教えてください。

**A5** 公的医療保険制度における各種療養の概要と、一般的な自由診療については、以下をご参照ください。

先進医療	厚生労働大臣が定める医療技術で、技術ごとに決められた適応症に対し施設基準に適合する医療機関にて行われるものに限り、
評価療養	先進医療以外の評価療養には次のようなものがあります。 ・製造販売の承認後で保険収載前の医薬品を使用する診療(厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院で行われる場合等) ・保険収載された医薬品の適応外使用にかかる診療(承認事項の変更申請がなされている場合等)
患者申出療養	厚生労働大臣が定める医療技術で、当該医療技術を適切に実施できるものとして個別に認められた、施設基準に適合する医療機関にて行われるものに限り、
自由診療	公的医療保険制度の給付対象とならない診療をいい、自由診療にかかる費用は患者の全額自己負担となります。自由診療には、例えば次のようなものがあります。 ・保険収載された医薬品の適応外使用にかかる診療(評価療養に該当しない場合) ・欧米では承認されているものの、日本国内では未承認の医薬品を使用する診療等

\*記載の内容は2025年2月時点の制度によります。今後、制度の変更に伴い記載の内容が変わることがあります。

**Q6** 最新の治療において、公的医療保険制度の給付対象とならない費用について教えてください。

**A6** 以下のとおりです。

**<医療費の自己負担割合(6歳以上70歳未満の場合)>**

	公的医療保険制度の給付対象となる治療	先進医療による治療	患者申出療養による治療	評価療養による治療(先進医療は除く)	自由診療による治療
一般の診察・検査・入院などにかかる費用	3割負担※1	3割負担※1	3割負担※1	3割負担※1	全額自己負担
治療そのものにかかる費用	3割負担※1	全額自己負担	全額自己負担	全額自己負担	全額自己負担

先進医療・患者申出療養特約(21)を付加された場合  
**全額給付対象※2**  
自己負担額0円  
(通算2,000万円限度※3)

がん自由診療特約を付加された場合  
**全額給付対象※4**  
自己負担額0円  
(通算1億円限度※5)

\*記載の内容は2025年2月時点の制度によります。今後、制度の変更に伴い、記載の内容が変わることがあります。  
\*先進医療、患者申出療養、評価療養(先進医療は除く)、自由診療についてはQ5-A5をご覧ください。  
※1 年齢や所得によって異なります。高額療養費制度の対象となります。  
※2 詳細は9ページをご覧ください。  
※3 先進医療・患者申出療養給付金と先進医療・患者申出療養一時給付金を通算して2,000万円をお支払限度とします。

※4 がんを原因として、メディケア生命所定のお支払理由に該当した場合に給付対象となります。「遺伝子パネル検査」「差額ベッド代」など、がん自由診療給付金をお支払いできない費用があります。がん自由診療特約についての詳細は12ページをご覧ください。  
※5 1つの診療計画にもとづく療養について3,000万円をお支払限度とします。

**Q7** 薬剤治療特約(21)の「自由診療抗がん剤治療給付金」と、がん自由診療特約の「がん自由診療給付金」の違いを教えてください。

**A7** 以下のような違いがあります。

	先進医療	患者申出療養	評価療養(先進医療は除く)	自由診療
薬剤治療特約(21)の自由診療抗がん剤治療給付金	○ お支払対象 (抗がん剤治療のみ)	○ お支払対象 (抗がん剤治療のみ)	× お支払対象外	○ お支払対象 (欧米で承認されている所定の抗がん剤治療のみ)
がん自由診療特約のがん自由診療給付金	× お支払対象外	× お支払対象外	○ お支払対象 (所定の評価療養)	○ お支払対象 (特定病院で受けられた所定の自由診療)

\*詳細は11~12ページをご確認ください。



# メディケア生命の健康・医療に関する無料サービス

(提供: ティーベック株式会社)



## 1 24時間365日年中無休の電話健康相談サービス

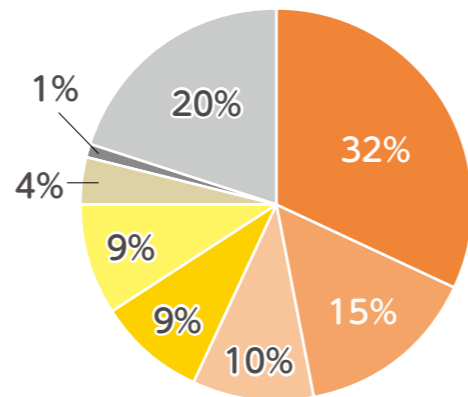
医師・保健師・看護師などの経験豊かなスタッフによる

ご利用いただける方 この保険の契約者・被保険者とその配偶者および同居のご家族

ご利用いただける内容

健康	食事や運動、人間ドック・健診結果の見方 など
医療	気になる体の症状についての相談、治療に関する相談 など
介護	運動指導、食事指導、介護施設、介護保険 など
育児	不妊症および専門医、産院情報・出産方法 など
メンタルヘルス	対人関係の悩み、子育てのストレス、不登校・いじめ など

<相談内容分類>



- 気になる体の症状についての相談
- 治療に関する相談
- ストレス・メンタルヘルスに関する相談
- 母子保健・育児に関する相談
- 夜間・休日の医療機関案内
- 家庭看護・介護に関する相談
- 健康保持・増進に関する相談
- その他

ティーベック株式会社  
[2023年4月～2024年3月相談実績]より

\*専門医による電話相談(予約制)も承ります。  
受付時間は月曜日～土曜日9:00～22:00(日曜、祝日および12月31日～1月3日を除く)

## 2 24時間365日年中無休の電話健康相談サービス

女性のための 経験豊かな女性看護師などによる

ご利用いただける方 この保険の契約者・被保険者とその配偶者および同居のご家族に該当する女性の方

女性ならではの病気や症状に対する不安や心身の健康に関する悩みを、24時間いつでも女性看護師などに相談できます。

ご利用いただける内容 女性に多い病気、妊娠・出産にかかわる症状 など

\*受付は男性スタッフになることがあります。

## 3 メディカルナビゲーション

ご利用いただける方 この保険の契約者・被保険者

### A セカンドオピニオン※1手配サービス

納得できる治療を選択するために、各疾患領域で専門的治療に取り組む全国の医療機関、豊富な知識・経験を有する医師(総合相談医※2)へセカンドオピニオンを手配します。

- こんなときにご相談ください!
- 他に治療法がないのか? その専門分野の医師に相談したい
  - 治療方針は本当に正しいのか、主治医の勧める治療について迷っている

### B 受診手配サービス

通院先の医療機関では対応できない専門的な治療が必要な場合に、その治療を受けられる医療機関を探し、受診手配します。

- こんなときにご相談ください!
- 通院先では治療できないと言われた…
  - 高度な医療が必要らしいが、どうしたらいいのかわからない

### C 『ドクターが薦める専門医』情報提供サービス

ドクターたちにより推薦・選考された専門医※3をご案内します。ご案内にあたり、看護師が病名やご希望地域等をお聞きしたうえで、適切な専門医のプロフィール情報をご提供します。

- こんなときにご相談ください!
- 持病があり通院しているが、引っ越すことになった。その地域で専門性の高い専門医の情報が知りたい
  - 主治医からがんと診断された。自分のがん精通した専門医にかかりたい

※1 現在かかっている医師とは別の医師の意見を聞くこと。  
※2 主治医からの紹介状をもとに、医療機関でセカンドオピニオンを提供する医師。  
※3 大学教授や総合病院の病院長などを経験した医師たちで構成する評議員会において、推薦・選考された専門医。

受付時間は月曜日～土曜日9:00～18:00(日曜、祝日および12月31日～1月3日を除く)

\*このサービスはメディケア生命保険株式会社から業務の委託を受けたティーベック株式会社が提供します。  
\*このサービスは今後予告なく変更または中止する場合があります。  
\*利用条件や、地域・内容により、ご要望に沿えない場合がありますので、不明点はお問い合わせください。

気になるデータ

商品の概要

保障内容

お取り扱いイメージ

保険料表

よくある質問

サービス

契約概要

注意喚起情報

ご契約に際しての  
重要事項

契約概要

- この「契約概要」は、ご契約の内容などに関する重要事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みください。
- 「契約概要」に記載のお支払理由やお支払いの留意点は、概要や代表事例を示しています。お支払理由の詳細や留意点などについての詳細ならびに主な保険用語のご説明などについては「ご契約のしおり」「約款」に記載しておりますのでご確認ください。また、ご契約のお申込みの際に特にご注意ください事項は、「注意喚起情報」に記載しておりますので、あわせてご確認ください。

1 引受保険会社はメディケア生命です。

- 引受保険会社：メディケア生命保険株式会社(住友生命グループ)
- 住所：〒135-0033 東京都江東区深川1-11-12
- 電話：メディケア生命コールセンター ☎0120-315056
- ホームページ：https://www.medicarelife.com/

メディケア生命保険株式会社は、お客さまの視点にたったシンプルでわかりやすい保険商品および、丁寧・迅速・正確なサービスをご提供するために設立された住友生命グループの生命保険会社です。

- メディケア生命の生命保険契約に関してご相談や苦情等がございましたら、メディケア生命コールセンターまでご連絡ください。

2 商品の特徴は以下のとおりです。

- がんをはじめとする特定8疾病または特定3疾病を一生にわたり一時金で保障する医療保険です。
- 各種特約を付加することにより、保障をさらに充実させることもできます。

3 給付金額・保険期間・保険料払込期間・保険料・保険料払込回数・保険料払込経路などは以下のとおりです。

保険期間	保険料払込期間	保険料払込回数	保険料払込経路
終身	終身・有期(55歳・60歳・65歳・70歳・75歳・80歳まで)	月払い・半年払い※1・年払い※1	第1回:振込み扱い※2・口座振替扱い※3・クレジットカード扱い※3 第2回以後:口座振替扱い※3・クレジットカード扱い※3

\*お申し込みいただくご契約の給付金額、保険期間、保険料払込期間、保険料、保険料払込回数、保険料払込経路などについては申込書または申込画面・商品パンフレットなどに記載のとおりとなりますので、必ずご確認ください。

\*有期払いの場合、保険料払込期間満了までの払込保険料累計は、保険料払込期間の長いご契約よりも短いご契約の方が多くなることがあります。

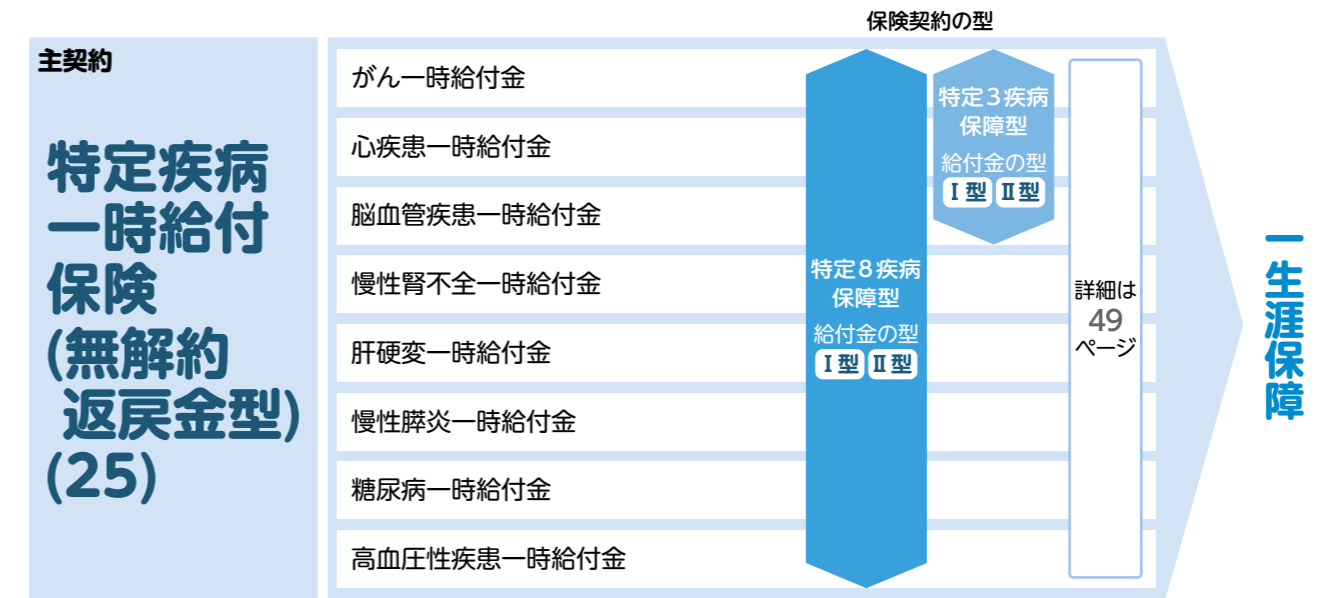
※1 三井住友銀行のホームページからお申込みの場合、半年払い・年払いはお選びいただけません。

※2 三井住友銀行のホームページからお申込みの場合、振込み扱いはお選びいただけません。

※3 第1回保険料の払込経路を口座振替扱い、またはクレジットカード扱いとされた場合、第2回以後の保険料払込経路は第1回保険料の払込経路と同一となります。

- 契約年齢は満年齢で計算し、1年未満の端数については切り捨てます。被保険者の保険契約上の年齢は、毎年の契約応当日に契約年齢に1歳ずつ加えて計算します。保険期間などの満了時が被保険者の年齢により定められている場合、保険期間などは被保険者がその年齢に達する年単位の契約応当日の前日までとなります。

4 仕組みについて



契約日 + ご希望に応じて付加できる特約一覧

先進医療・患者申出療養特約(21)	先進医療・患者申出療養給付金 先進医療・患者申出療養一時給付金	詳細は54ページ
先進医療特約(11)	先進医療給付金 先進医療一時給付金	詳細は55ページ
がん自由診療特約	がん自由診療給付金	
がん診断特約(25)	がん診断給付金	給付金の型 I型 II型 詳細は58ページ
薬剤治療特約(21)	抗がん剤治療給付金	詳細は60ページ
	自由診療抗がん剤治療給付金	
	特定薬剤治療給付金	給付限度の型 120回型
特定3疾病保険料払込免除特約(25)	特定3疾病で所定の理由に該当されたときは、以後の保険料のお払込みを免除します。	特約の型 I型 II型 詳細は62ページ

主契約の保険料払込期間満了まで



●主契約のお支払金額は初回と2回目以後について、それぞれ次のとおりです。

初回	「基本給付金額」+「初回上乗せ基本給付金額」*
2回目以後	「基本給付金額」

\*ご加入にあたって、給付に関する型(特約の型など)には所定の制限があります。

\*この保険には、原則として「責任開始期に関する特約」が付加されています。この特約が付加されているご契約のお引受けをメディケア生命が承諾した場合には、お申込みを受け付けた時または告知が行われた時のいずれか遅い時から保険契約上の保障が開始(責任開始)されます。詳しくは「注意喚起情報」の「責任開始期について」[第1回保険料の猶予期間内に保険料のお払込みがない場合、ご契約は無効となります。]、「ご契約のしおり」の「責任開始期について」をご確認ください。

\*初回上乗せ基本給付金額は「0円」とすることもできます。詳しくは設計書をご確認ください。

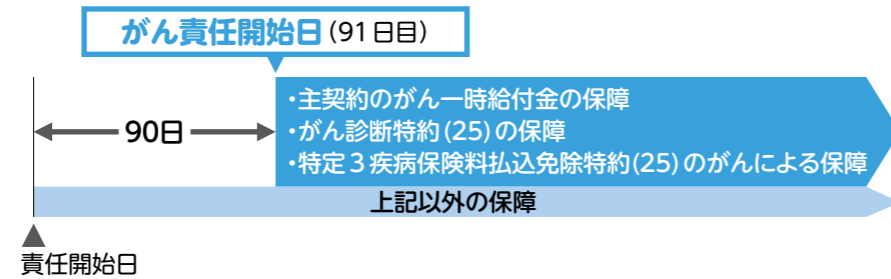
## 5 がん責任開始日について



ご注意

■主契約のがん一時給付金の保障\*、がん診断特約(25)の保障\*および特定3疾病保険料払込免除特約(25)のがんによる保障については、責任開始日からその日を含めて91日目(がん責任開始日)から開始されます。\*

※主契約のがん一時給付金の保障およびがん診断特約(25)の保障について、責任開始期以後がん責任開始日前にがんと診断確定された場合、初回のがん一時給付金およびがん診断給付金のお支払いはできませんが、その後もご契約および特約は継続し、がんと診断確定された日の1年後の応当日以後に2回目以後のお支払理由に該当された場合は、がん一時給付金およびがん診断給付金をお支払いします。



## 6 責任開始前にかん診断確定されていた場合について

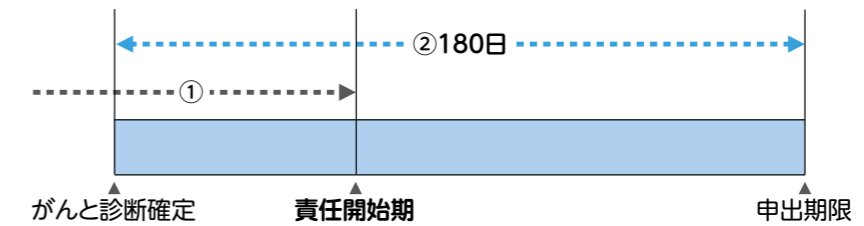


ご注意

■責任開始期前(①)にかん診断確定されていた場合で、その診断確定された日からその日を含めて180日以内(②)にご契約者からご契約の無効のお申出があったときは、ご契約を無効とします。なお、お申出がないときは、ご契約を継続します。この場合、その後、新たにかん診断確定されても、継続したご契約のがん一時給付金はお支払いしません。

\*がん以外の疾病による給付金のお支払いがある場合は、無効をお申し出いただくことはできません。

\*告知義務違反・重大事由による解除の場合は、無効をお申し出いただくことはできません。

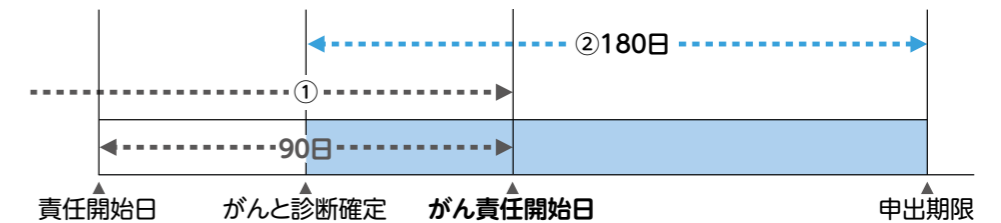


<特定3疾病保険料払込免除特約(25)を付加した場合>

■がん責任開始日前(①)にかん診断確定されていた場合で、その診断確定された日からその日を含めて180日以内(②)にご契約者から無効のお申出があったときは、この特約を無効とします。

なお、お申出がないときは、特約を継続します。この場合、その後、新たにかん診断確定されても、保険料のお払込みを免除しません。

\*告知義務違反・重大事由による解除の場合は、無効をお申し出いただくことはできません。



<がん診断特約(25)を付加した場合>

■責任開始期前にかん診断確定されていた場合は、ご契約者または被保険者がその事実を知っているといないとにかかわらず、この特約は無効となります。

\*無効とは、ご契約または特約の効力が初めからなかったものとするをいいます。

# 7 主契約における給付金のお支払理由とお支払いの留意点は以下のとおりです。

## 特定疾病一時給付保険(無解約返戻金型)(25) (主契約)

お支払いする給付金	お支払理由	お支払金額	お支払限度
特定8疾病保障型 特定3疾病保障型 がん一時給付金	I型 <ul style="list-style-type: none"> <li>初回 がん責任開始日以後に、初めてがん診断確定されたとき</li> <li>2回目以後 直前のがん一時給付金のお支払理由に該当された日の1年後の応当日以後に、次の①②のいずれかに該当されたとき <ul style="list-style-type: none"> <li>① 次のいずれかががん診断確定されたとき。ただし、そのがんについて初めて診断確定されたときに限ります。 <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) すでに診断確定されたがんが、内視鏡検査、画像検査または血液検査等により認められない状態になった後、再発したもの</li> <li>(2) すでに診断確定されたがんが、他の臓器に転移(リンパ節への転移を含みます。)したもの</li> <li>(3) すでに診断確定されたがんとは関係のない、新たに生じたがん</li> </ul> </li> <li>② 診断確定されたがんの治療を目的として入院を開始されたとき<sup>*1</sup></li> </ul> </li> </ul>	基本給付金額 +初回上乗せ 基本給付金額	通算限度なし (1年に1回)
	II型 <ul style="list-style-type: none"> <li>初回 がん責任開始日以後に、初めてがん診断確定されたとき</li> <li>2回目以後 直前のがん一時給付金のお支払理由に該当された日の1年後の応当日以後に、次の①～④のいずれかに該当されたとき <ul style="list-style-type: none"> <li>① I型のお支払理由①に該当するがん診断確定されたとき</li> <li>② I型のお支払理由②に該当するがんによる入院を開始されたとき<sup>*1</sup></li> <li>③ 診断確定されたがんの治療を目的として、次のいずれかに該当する通院をされたとき <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 支払対象薬剤(ホルモン剤は含まれません。)<sup>2</sup>による薬剤治療<sup>*2</sup>のための通院</li> <li>(2) 公的医療保険制度にもとづく医科診療報酬点数表において放射線治療料の算定対象となる放射線治療のための通院</li> <li>(3) 公的医療保険制度にもとづく医科診療報酬点数表において手術料の算定対象となる手術のための通院</li> <li>(4) 公的医療保険制度にもとづく医科診療報酬点数表において輸血料の算定対象となる骨髄移植術のための通院</li> <li>(5) 厚生労働大臣が定める先進医療または患者申出療養による療養のための通院</li> </ul> </li> <li>④ 診断確定されたがんにより、がん性疼痛等の各種症状の緩和を目的として、次のいずれかの緩和ケアを受けられたとき <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 公的医療保険制度の療養の給付の対象となる疼痛緩和薬による薬剤治療<sup>*2</sup>または神経ブロック</li> <li>(2) 公的医療保険制度にもとづく医科診療報酬点数表において在宅患者診療・指導料の算定対象となる在宅医療</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>		

次ページに続く

お支払いする給付金	お支払理由	お支払金額	お支払限度
特定8疾病保障型 特定3疾病保障型 脳血管疾患一時給付金	I型 <ul style="list-style-type: none"> <li>初回 責任開始期以後に発病した心疾患により、次のいずれかに該当されたとき <ul style="list-style-type: none"> <li>① 急性心筋梗塞の治療を目的とする入院を開始されたとき</li> <li>② 急性心筋梗塞以外の心疾患の治療を目的として、20日以上継続した入院をされたとき</li> <li>③ 心疾患の治療を目的として、公的医療保険制度にもとづく医科診療報酬点数表において手術料の算定対象となる手術を受けられたとき</li> </ul> </li> <li>2回目以後 直前的心疾患一時給付金のお支払理由に該当された日の1年後の応当日以後に、上記①②の入院をされたとき<sup>*3</sup>、または③の手術を受けられたとき</li> </ul>	基本給付金額 +初回上乗せ 基本給付金額	通算限度なし (1年に1回)
	II型 <ul style="list-style-type: none"> <li>初回 責任開始期以後に発病した心疾患により、次のいずれかに該当されたとき <ul style="list-style-type: none"> <li>① 心疾患の治療を目的とする入院を開始されたとき</li> <li>② 心疾患の治療を目的として、公的医療保険制度にもとづく医科診療報酬点数表において手術料の算定対象となる手術を受けられたとき</li> <li>③ 心疾患の治療を目的として、公的医療保険制度にもとづく医科診療報酬点数表において在宅患者診療・指導料の算定対象となる在宅医療を受けられたとき</li> </ul> </li> <li>2回目以後 直前的心疾患一時給付金のお支払理由に該当された日の1年後の応当日以後に、上記①の入院をされたとき<sup>*4</sup>、または②の手術もしくは③の在宅医療を受けられたとき</li> </ul>		
特定8疾病保障型 特定3疾病保障型 脳血管疾患一時給付金	I型 <ul style="list-style-type: none"> <li>初回 責任開始期以後に発病した脳血管疾患により、次のいずれかに該当されたとき <ul style="list-style-type: none"> <li>① 脳卒中の治療を目的とする入院を開始されたとき</li> <li>② 脳卒中以外の脳血管疾患の治療を目的として、20日以上継続した入院をされたとき</li> <li>③ 脳血管疾患の治療を目的として、公的医療保険制度にもとづく医科診療報酬点数表において手術料の算定対象となる手術を受けられたとき</li> </ul> </li> <li>2回目以後 直前の脳血管疾患一時給付金のお支払理由に該当された日の1年後の応当日以後に、上記①②の入院をされたとき<sup>*5</sup>、または③の手術を受けられたとき</li> </ul>	基本給付金額 +初回上乗せ 基本給付金額	通算限度なし (1年に1回)
	II型 <ul style="list-style-type: none"> <li>初回 責任開始期以後に発病した脳血管疾患により、次のいずれかに該当されたとき <ul style="list-style-type: none"> <li>① 脳血管疾患の治療を目的とする入院を開始されたとき</li> <li>② 脳血管疾患の治療を目的として、公的医療保険制度にもとづく医科診療報酬点数表において手術料の算定対象となる手術を受けられたとき</li> <li>③ 脳血管疾患の治療を目的として、公的医療保険制度にもとづく医科診療報酬点数表において在宅患者診療・指導料の算定対象となる在宅医療を受けられたとき</li> </ul> </li> <li>2回目以後 直前の脳血管疾患一時給付金のお支払理由に該当された日の1年後の応当日以後に、上記①の入院をされたとき<sup>*6</sup>、または②の手術もしくは③の在宅医療を受けられたとき</li> </ul>		

次ページに続く

気になるデータ

商品の概要

保障内容

お取り扱いイメージ

保険料表

よくある質問

サービス

契約概要

注意喚起情報



お支払いする給付金	お支払理由	お支払金額	お支払限度
特定8疾病保障型	慢性腎不全一時給付金	初回 初診日が責任開始期以後である疾病を原因として慢性腎不全と医師によって診断され、慢性腎不全の治療を目的とする入院を開始または通院(往診を含む)をされたとき 基本給付金額 +初回上乗せ 基本給付金額 2回目以後 直前の慢性腎不全一時給付金のお支払理由に該当された日の1年後の応当日以後に、上記の入院または通院をされたとき※7 基本給付金額	通算5回 (1年に1回)
	肝硬変一時給付金	初回 初診日が責任開始期以後である疾病を原因として肝硬変と医師によって診断され、肝硬変の治療を目的とする入院を開始または通院(往診を含む)をされたとき 基本給付金額 +初回上乗せ 基本給付金額 2回目以後 直前の肝硬変一時給付金のお支払理由に該当された日の1年後の応当日以後に、上記の入院または通院をされたとき※8 基本給付金額	通算5回 (1年に1回)
	慢性膵炎一時給付金	初回 初診日が責任開始期以後である疾病を原因として慢性膵炎と医師によって診断され、慢性膵炎の治療を目的とする入院を開始または通院(往診を含む)をされたとき 基本給付金額 +初回上乗せ 基本給付金額 2回目以後 直前の慢性膵炎一時給付金のお支払理由に該当された日の1年後の応当日以後に、上記の入院または通院をされたとき※9 基本給付金額	通算5回 (1年に1回)
	糖尿病一時給付金	初回 初診日が責任開始期以後である疾病を原因として糖尿病を発病し、次のいずれかに該当されたとき ①糖尿病による糖尿病性網膜症の治療を目的として、公的医療保険制度にもとづく医科診療報酬点数表において手術料の算定対象となる手術※10を受けられたとき ②糖尿病により上肢または下肢に生じた糖尿病性壊疽の治療を目的として、公的医療保険制度にもとづく医科診療報酬点数表において手術料の算定対象となる切断術※11を受けられたとき ③糖尿病の治療を目的として、180日以上継続したインスリン治療(妊娠・分娩にかかわるインスリン治療を除きます。)を受けられたとき 基本給付金額 +初回上乗せ 基本給付金額 2回目以後 直前の糖尿病一時給付金のお支払理由に該当された日の1年後の応当日以後に、上記①の手術または②の切断術を受けられたとき 基本給付金額	通算5回 (1年に1回)
高血圧性疾患一時給付金	初回 初診日が責任開始期以後である疾病を原因として高血圧性疾患を発病し、高血圧性疾患による大動脈瘤または大動脈解離の治療を目的として、公的医療保険制度にもとづく医科診療報酬点数表において手術料の算定対象となる手術を受けられたとき 基本給付金額 +初回上乗せ 基本給付金額 2回目以後 直前の高血圧性疾患一時給付金のお支払理由に該当された日の1年後の応当日以後に、上記の手術を受けられたとき 基本給付金額	通算5回 (1年に1回)	

\*先進医療とは療養を受けられた日現在において、厚生労働大臣が定める医療技術で、技術ごとに決められた適応症に対し施設基準に適合する医療機関にて行われるものに限り、

\*患者申出療養とは療養を受けられた日現在において、厚生労働大臣が定める医療技術で、当該医療技術を適切に実施できるものとして個別に認められた、施設基準に適合する医療機関にて行われるものに限り、

※1 直前のがん一時給付金のお支払理由に該当された日の1年後の応当日に、がんの治療を目的とする入院を継続されているときは、お支払理由に該当します。

※2 薬剤治療とは、医師による医薬品の投与または処方(処方せんの発行を含みます。)のことをいいます。ただし、臓器移植に伴う抗体関連拒絶反応の抑制を目的とする医薬品の投与等、発病したがんの治療を直接の目的としない医薬品の投与または処方を除きます。

次ページに続く

※3 直前の心疾患一時給付金のお支払理由に該当された日の1年後の応当日に、以下のいずれかに該当されたときは、お支払理由に該当します。

・急性心筋梗塞の治療を目的とする入院を継続されているとき  
・急性心筋梗塞以外の心疾患の治療を目的とする入院を20日以上継続されているとき

※4 直前の心疾患一時給付金のお支払理由に該当された日の1年後の応当日に、心疾患の治療を目的とする入院を継続されているときは、お支払理由に該当します。

※5 直前の脳血管疾患一時給付金のお支払理由に該当された日の1年後の応当日に、以下のいずれかに該当されたときは、お支払理由に該当します。

・脳卒中の治療を目的とする入院を継続されているとき  
・脳卒中以外の脳血管疾患の治療を目的とする入院を20日以上継続されているとき

※6 直前の脳血管疾患一時給付金のお支払理由に該当された日の1年後の応当日に、脳血管疾患の治療を目的とする入院を継続されているときは、お支払理由に該当します。

※7 直前の慢性腎不全一時給付金のお支払理由に該当された日の1年後の応当日に、慢性腎不全の治療を目的とする入院を継続されているときは、お支払理由に該当します。

※8 直前の肝硬変一時給付金のお支払理由に該当された日の1年後の応当日に、肝硬変の治療を目的とする入院を継続されているときは、お支払理由に該当します。

※9 直前の慢性膵炎一時給付金のお支払理由に該当された日の1年後の応当日に、慢性膵炎の治療を目的とする入院を継続されているときは、お支払理由に該当します。

※10 対象となる糖尿病性網膜症の手術とは、網膜または硝子体に対する手術をいいます。

※11 対象となる糖尿病性壊疽の切断術とは、1手の1手指以上または1足の1足指以上について、骨を切断する切断術をいいます。

### がん一時給付金について

- がんには上皮内がんを含みます。
- 病院等で処方せんを発行され、薬局等で薬剤を受け取ることとなる薬剤治療の場合は、処方せんを発行された日(紛失等により処方せんが再発行される場合は、最初の処方せんの発行された日)を薬剤治療を受けられた日として取り扱います。

### 支払対象薬剤について

- 支払対象薬剤は、薬剤治療を受けられた時点において、次の条件をすべて満たす医薬品等とします。
  - ①医薬品医療機器等法にもとづく製造販売についての厚生労働大臣の承認を受けた医薬品のうち、所定の医薬品の定義に該当する医薬品であること(公的医療保険制度の療養の給付の対象となる薬剤治療として使用された医薬品に限ります。)  
または、  
欧米で承認された所定の医薬品、かつ、被保険者が診断確定されたがんの治療に対する効能または効果が認められた医薬品のうち、所定の医薬品の定義に該当する医薬品であること
  - ②世界保健機関(WHO)の解剖治療化学分類法による医薬品分類(ATC分類)中、所定の医薬品分類に該当する医薬品であること

支払対象薬剤は、メディケア生命ホームページの「医薬品ナビ」(<https://iyakuhin.medicarelife.com/>)をご確認ください。  
がん一時給付金の支払対象薬剤にはホルモン剤は含まれませんので、ご注意ください。  
「医薬品ナビ」でご確認できない場合などは、メディケア生命コールセンターにお問い合わせください。

### 対象となる疼痛緩和薬・神経ブロックについて

項目	内容
対象となる疼痛緩和薬	オピオイド鎮痛薬(オピオイド受容体に親和性を示す化合物で、モルヒネに代表される鎮痛効果を有する医療用麻薬など)のことをいいます。
対象となる神経ブロック	医科診療報酬点数表に定める神経ブロック(局所麻酔剤またはボツリヌス毒素使用)または神経ブロック(神経破壊剤または高周波凝固法使用)のことをいいます。

\*記載の内容は2025年2月現在のものです。今後、変更になる場合があります。

次ページに続く

### 慢性腎不全一時給付金について

- 慢性腎不全の原因となる疾病により、以下のいずれかに該当されたときは、慢性腎不全と医師によって診断されたものとみなします。
  - ・医師の指示により永続的に行う人工透析療法を開始されたとき
  - ・医療機関において腎移植術(自家腎移植を除きます。)を受けられたとき

### 糖尿病一時給付金について

- 糖尿病性網膜症により、両眼の視力の和が初めて0.08以下となり回復の見込みがないと医師によって診断されたときは、お支払理由に該当する手術を受けられたものとみなします。

### 高血圧性疾患一時給付金について

- 高血圧性疾患により生じた大動脈瘤または大動脈解離が破裂したと医師によって診断されたときは、お支払理由に該当する手術を受けられたものとみなします。



#### <各給付金共通>

- 同一の種類の給付金のお支払理由が同一の日に重複して生じた場合でも、同一の種類の給付金を重複してお支払いしません。

#### <がん一時給付金、心疾患一時給付金、脳血管疾患一時給付金、糖尿病一時給付金および高血圧性疾患一時給付金の共通事項について>

- 医科診療報酬点数表において、手術料が1日につき算定対象となる手術についてはその手術の開始日にのみ手術を受けられたものとみなします。
- 診断および生検等の検査のための手術などはお支払いの対象となりません。

#### <がん一時給付金について>

- 処方せんを発行された場合でも、その処方せんにもとづく支払対象薬剤または疼痛緩和薬の支給を受けていないときは、お支払いの対象となりません。
- 欧米で承認された所定の医薬品であっても、公的医療保険制度における評価療養の対象となる治験(医療機関によって定められた当該治験にかかる被保険者の負担額が「0」となる場合に限り)において使用された医薬品は、お支払いの対象となりません。
- 血液照射はお支払いの対象となりません。
- ドナー(骨髄提供者)の移植骨髄穿刺についてはお支払いの対象となりません。
- 手術時等の麻酔導入に伴って使用された医薬品または実施された神経ブロックは、お支払いの対象となりません。

## 8 各特約における給付金などのお支払理由とお支払いの留意点は以下のとおりです。

### 先進医療・患者申出療養特約(21)

お支払いする給付金	お支払理由	お支払金額	お支払限度
先進医療・患者申出療養給付金	傷害または疾病により厚生労働大臣が定める先進医療または患者申出療養による療養を受けられたとき	先進医療・患者申出療養にかかわる技術料相当額(自己負担額)	先進医療・患者申出療養給付金と先進医療・患者申出療養一時給付金を通算して2,000万円
先進医療・患者申出療養一時給付金		15万円	

- 先進医療・患者申出療養にかかわる技術料とは、受療した先進医療・患者申出療養に対する被保険者の自己負担額として、医療機関によって定められた金額をいいます。
- 先進医療・患者申出療養給付金および先進医療・患者申出療養一時給付金のお支払いが通算して2,000万円に達したときは、その給付金のお支払理由が生じた時に、この特約は消滅します。**



- ご加入後も、新たに厚生労働大臣の承認を得たことにより、療養を受けられた日現在において、先進医療または患者申出療養の対象となっている医療技術は、先進医療・患者申出療養給付金および先進医療・患者申出療養一時給付金のお支払いの対象となります。**一方、ご加入時点で先進医療または患者申出療養の対象であった医療技術であっても、療養を受けられた日現在において、一般の保険診療に導入されている(公的医療保険制度の給付対象となっている)、承認取消などの事由によって先進医療または患者申出療養ではなくなっているなどの場合には、先進医療・患者申出療養給付金および先進医療・患者申出療養一時給付金をお支払いできません。**
- 先進医療とは厚生労働大臣が定める医療技術で、技術ごとに決められた適応症に対し施設基準に適合する医療機関にて行われるものに限りします。
- 患者申出療養とは厚生労働大臣が定める医療技術で、当該医療技術を適切に実施できるものとして個別に認められた、施設基準に適合する医療機関にて行われるものに限りします。
- 先進医療・患者申出療養一時給付金のお支払いは60日に1回を限度とします。
- 同一の先進医療または患者申出療養において複数回にわたって一連の療養を受けられたときは、それらの一連の療養を1回の療養とみなします。そのため、同一の先進医療または患者申出療養を60日を超えて受療されても先進医療・患者申出療養一時給付金のお支払いは1回のみとなります。
- 先進医療または患者申出療養にかかわる技術料(自己負担額)が「0」である場合、先進医療・患者申出療養給付金および先進医療・患者申出療養一時給付金をお支払いしません。
- 同一の被保険者において、先進医療給付(お支払金額が先進医療の技術料相当額である給付)のあるメディケア生命の特約を重複して付加することはできません。



## 先進医療特約(11)

お支払いする給付金	お支払理由	お支払金額	お支払限度
先進医療給付金	傷害または疾病により厚生労働大臣が定める先進医療による療養を受けられたとき	先進医療にかかわる技術料相当額(自己負担額)	先進医療給付金と先進医療一時給付金を通算して2,000万円
先進医療一時給付金		5万円	

- 先進医療にかかわる技術料とは、受療した先進医療に対する被保険者の自己負担額として、医療機関によって定められた金額をいいます。
- 先進医療給付金および先進医療一時給付金のお支払いが通算して2,000万円に達したときは、その給付金のお支払理由が生じた時に、この特約は消滅します。**



ご注意

- ご加入後も、新たに厚生労働大臣の承認を得たことにより、療養を受けられた日現在において、先進医療の対象となっている医療技術は、先進医療給付金および先進医療一時給付金のお支払いの対象となります。一方、ご加入時点で先進医療の対象であった医療技術であっても、療養を受けられた日現在において、一般の保険診療に導入されている(公的医療保険制度の給付対象となっている)、承認取消などの事由によって先進医療ではなくなっている場合には、先進医療給付金および先進医療一時給付金をお支払いできません。
- 先進医療とは厚生労働大臣が定める医療技術で、技術ごとに決められた適応症に対し施設基準に適合する医療機関にて行われるものに限りです。
- 先進医療一時給付金のお支払いは60日に1回を限度とします。
- 同一の先進医療において複数回にわたって一連の療養を受けられたときは、それらの一連の療養を1回の療養とみなします。そのため、同一の先進医療を60日を超えて受療されても先進医療一時給付金のお支払いは1回のみとなります。
- 先進医療にかかわる技術料(自己負担額)が「0」である場合、先進医療給付金および先進医療一時給付金をお支払いしません。
- 同一の被保険者において、先進医療給付(お支払金額が先進医療の技術料相当額である給付)のあるメディケア生命の特約を重複して付加することはできません。

## がん自由診療特約

お支払いする給付金	お支払理由	お支払金額	お支払限度	
がん自由診療給付金	がんにより、1つの診療計画にもとづき行われた右記のいずれかの療養を受けられたとき	厚生労働大臣が定める先進医療以外の所定の公的医療保険制度における評価療養による療養	評価療養による療養に対する費用と同額	通算1億円(1つの診療計画にもとづく療養について3,000万円)
	特定病院において受けられた所定の自由診療による療養	1つの診療計画にもとづき行われた次の療養の費用の合計額 ①自由診療による療養に対する費用と同額 ②上記①以外のがんの治療を目的とする療養に対する費用と同額 ③自由診療による療養とあわせてなされた所定の食事療養および生活療養に要する費用と同額		

\*診療計画とは、入院診療または外来診療に関する診療計画のことをいいます。

- がんには上皮内がんを含みます。
- がん自由診療給付金のお支払金額のもととなる費用については、被保険者がその療養を受けられた病院または診療所に支払うべき費用を限度とします。
- 所定の自由診療による療養を受けられたことによるがん自由診療給付金のお支払金額のもととなる費用については、その自由診療による療養を受けられた特定病院が定める料金規程にもとづいて算定される金額(料金規程にもとづく算定ができない場合は、その特定病院の長等により承認された金額)の合計額を限度とします。
- 1つの診療計画において複数回にわたって同一の所定の評価療養による一連の療養を受けられたときは、それらの一連の療養を1回の療養とみなし、それらの療養に対する費用をまとめてお支払いします。
- 1つの診療計画において複数回にわたって所定の自由診療による療養を受けられたときは、それらの療養を1回の療養とみなし、それらの療養に対する費用をまとめてお支払いします。
- 同一の所定の評価療養または所定の自由診療による療養が複数回にわたって継続して行われた場合で、その継続して行われた療養について複数の診療計画が作成されたときは、それらの診療計画を1つの診療計画とみなします。
- 診療計画にもとづき行われた所定の評価療養または所定の自由診療による療養が、その診療計画における治療期間をこえて行われた場合は、その評価療養または自由診療による療養が継続して行われていた期間中の療養は、その診療計画にもとづく療養とみなします。
- がん自由診療給付金のお支払いが通算して1億円に達したときは、その給付金のお支払理由が生じた時に、この特約は消滅します。**

### お支払いの対象となる評価療養および自由診療について

- お支払いの対象となる評価療養は、がん細胞の消滅、破壊または発育もしくは増殖の抑制を通じて、がんの治療、再発予防もしくは症状緩和(骨転移による骨破損の抑制を含みます。)または延命を目的とする療養とします。ただし、療養を受けられた日現在において、公的医療保険制度における療養の給付の対象となる療養を除きます。
- お支払いの対象となる自由診療は、療養を受けられた時点において、次の条件をすべて満たす療養とします。
  - ①がん細胞の消滅、破壊または発育もしくは増殖の抑制を通じて、がんの治療、再発予防もしくは症状緩和(骨転移による骨破損の抑制を含みます。)または延命を目的とする療養であること
  - ②当該療養の実施が倫理的および科学的に妥当であること等を審査する機関(倫理審査委員会等の法令等にもとづいて設置される機関とします。)の審査を受け、特定病院の長等実施を許可された療養であること
  - ③公的医療保険制度において保険給付がなされるべき療養以外の療養であること

次ページに続く

次ページに続く

特定病院について

●特定病院とは、療養を受けられた時点において、次の①～③のいずれかに該当する日本国内の病院または診療所(名称が変更となった場合は、変更後の名称を含みます。)のことをいいます。

<p>①厚生労働大臣による指定または承認を受けている次の病院</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・都道府県がん診療連携拠点病院</li> <li>・地域がん診療連携拠点病院</li> <li>・国立研究開発法人国立がん研究センター</li> <li>・特定領域がん診療連携拠点病院</li> <li>・地域がん診療病院</li> <li>・小児がん拠点病院</li> <li>・小児がん中央機関</li> <li>・がんゲノム医療中核拠点病院</li> <li>・がんゲノム医療拠点病院(がんゲノム医療中核拠点病院またはがんゲノム医療拠点病院により、がんゲノム医療連携病院として選定された病院を含みます。)</li> <li>・特定機能病院</li> </ul>
<p>②都道府県知事による指定または承認を受けている次の病院または診療所</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・都道府県におけるがん診療機能の充実を図るために必要な病院として、都道府県知事が指定する病院または診療所</li> <li>・地域医療支援病院</li> </ul>
<p>③公益社団法人日本臨床腫瘍学会によって認定研修施設と認められている日本臨床腫瘍学会認定研修施設</p>

特定病院に該当する病院または診療所の詳細は、メディケア生命ホームページの「特定病院ナビ」

(<https://tokuteibyoin.medicarelife.com/search/>)を

ご確認ください。

「特定病院ナビ」でご確認できない場合などは、メディケア生命コールセンターにお問い合わせください。



ご注意

- 以下の費用は、所定の自由診療による療養を受けられたことによるがん自由診療給付金のお支払金額には含まれません。
  - ・公的医療保険制度における評価療養または、厚生労働大臣が定める患者申出療養による療養に対する費用に相当する費用
  - ・公的医療保険制度における選定療養のうち、差額ベッド代に相当する費用
  - ・妊孕性温存療法に対する費用
  - ・遺伝子パネル検査に対する費用
  - ・医師に意見を求める行為(セカンドオピニオン等)に要した費用
  - ・日常生活上のサービスにかかる費用(テレビ代、クリーニング代等)および文書の発行にかかる費用(診断書代等)
- 同一の被保険者において、メディケア生命のがん自由診療特約を重複して付加することはできません。

がん診断特約(25)

お支払いする給付金	お支払理由	お支払金額	お支払限度
がん診断給付金	<p><b>I型</b></p> <p>初回 がん責任開始日以後に、初めてがん診断確定されたとき</p> <p>2回目以後 直前のがん診断給付金のお支払理由に該当された日の1年後の応当日以後に、次の①②のいずれかに該当されたとき</p> <p>①次のいずれかのがんと診断確定されたとき。ただし、そのがんについて初めて診断確定されたときに限ります。</p> <p>(1)すでに診断確定されたがんが、内視鏡検査、画像検査または血液検査等により認められない状態になった後、再発したもの</p> <p>(2)すでに診断確定されたがんが、他の臓器に転移(リンパ節への転移を含みます。)したもの</p> <p>(3)すでに診断確定されたがんとは関係のない、新たに生じたがん</p> <p>②診断確定されたがんの治療を目的として、入院を開始されたとき*</p>	がん診断給付金額	通算限度なし(1年に1回)
	<p><b>II型</b></p> <p>初回 がん責任開始日以後に、初めてがん診断確定されたとき</p> <p>2回目以後 直前のがん診断給付金のお支払理由に該当された日の1年後の応当日以後に、次の①～④のいずれかに該当されたとき</p> <p>①I型のお支払理由①に該当するがん診断確定されたとき</p> <p>②I型のお支払理由②に該当するがんによる入院を開始されたとき*</p> <p>③診断確定されたがんの治療を目的として、次のいずれかに該当する通院をされたとき</p> <p>(1)支払対象薬剤(ホルモン剤は含まれません。)による薬剤治療のための通院</p> <p>(2)公的医療保険制度にもとづく医科診療報酬点数表において放射線治療料の算定対象となる放射線治療のための通院</p> <p>(3)公的医療保険制度にもとづく医科診療報酬点数表において手術料の算定対象となる手術のための通院</p> <p>(4)公的医療保険制度にもとづく医科診療報酬点数表において輸血料の算定対象となる骨髄移植術のための通院</p> <p>(5)厚生労働大臣が定める先進医療または患者申出療養による療養のための通院</p> <p>④診断確定されたがんにより、がん性疼痛等の各種症状の緩和を目的として、次のいずれかの緩和ケアを受けられたとき</p> <p>(1)公的医療保険制度の療養の給付の対象となる疼痛緩和薬による薬剤治療または神経ブロック</p> <p>(2)公的医療保険制度にもとづく医科診療報酬点数表において在宅患者診療・指導料の算定対象となる在宅医療</p>		

\*薬剤治療とは、医師による医薬品の投与または処方(処方せんの発行を含みます。)のことをいいます。ただし、臓器移植に伴う抗体関連拒絶反応の抑制を目的とする医薬品の投与等、発病したがんの治療を直接の目的としない医薬品の投与または処方を除きます。

\*先進医療とは療養を受けられた日現在において、厚生労働大臣が定める医療技術で、技術ごとに決められた適応症に対し施設基準に適合する医療機関にて行われるものに限り、

\*患者申出療養とは療養を受けられた日現在において、厚生労働大臣が定める医療技術で、当該医療技術を適切に実施できるものとして個別に認められた、施設基準に適合する医療機関にて行われるものに限り、

※直前のがん診断給付金のお支払理由に該当された日の1年後の応当日に、がんの治療を目的とする入院を継続されているときは、お支払理由に該当します。

- がんには上皮内がんを含みます。
- 病院等で処方せんを発行され、薬局等で薬剤を受け取ることとなる薬剤治療の場合は、処方せんを発行された日(紛失等により処方せんが再発行される場合は、最初の処方せんの発行された日)を薬剤治療を受けられた日として取り扱います。



**支払対象薬剤について**

- 支払対象薬剤は、薬剤治療を受けられた時点において、次の条件をすべて満たす医薬品等とします。
  - ①医薬品医療機器等法にもとづく製造販売についての厚生労働大臣の承認を受けた医薬品のうち、所定の医薬品の定義に該当する医薬品であること(公的医療保険制度の療養の給付の対象となる薬剤治療として使用された医薬品に限ります。) または、欧米で承認された所定の医薬品、かつ、被保険者が診断確定されたがんの治療に対する効能または効果が認められた医薬品のうち、所定の医薬品の定義に該当する医薬品であること
  - ②世界保健機関(WHO)の解剖治療化学分類法による医薬品分類(ATC分類)中、所定の医薬品分類に該当する医薬品であること

**支払対象薬剤は、メディケア生命ホームページの「医薬品ナビ」**  
 (https://iyakuhin.medicarelife.com/)をご確認ください。  
**がん診断特約(25)の支払対象薬剤にはホルモン剤は含まれませんので、ご注意ください。**  
 「医薬品ナビ」でご確認できない場合などは、メディケア生命コールセンターにお問い合わせください。

**対象となる疼痛緩和薬・神経ブロックについて**

項目	内容
対象となる疼痛緩和薬	オピオイド鎮痛薬(オピオイド受容体に親和性を示す化合物で、モルヒネに代表される鎮痛効果を有する医療用麻薬など)のことをいいます。
対象となる神経ブロック	医科診療報酬点数表に定める神経ブロック(局所麻酔剤またはボツリヌス毒素使用)または神経ブロック(神経破壊剤または高周波凝固法使用)のことをいいます。

\*記載の内容は2025年2月現在のものです。今後、変更になる場合があります。

**ご注意**

- 処方せんを発行された場合でも、その処方せんにもとづく支払対象薬剤または疼痛緩和薬の支給を受けられていないときは、お支払いの対象となりません。
- 欧米で承認された所定の医薬品であっても、公的医療保険制度における評価療養の対象となる治験(医療機関によって定められた当該治験にかかる被保険者の負担額が「0」となる場合に限り)において使用された医薬品は、お支払いの対象となりません。
- 血液照射はお支払いの対象となりません。
- 診断および生検等の検査のための手術などはお支払いの対象となりません。
- ドナー(骨髄提供者)の移植骨髄穿刺についてはお支払いの対象となりません。
- 手術時等の麻酔導入に伴って使用された医薬品または実施された神経ブロックは、お支払いの対象となりません。

**薬剤治療特約(21)**

お支払いする給付金		お支払理由	お支払金額	お支払限度	
支払対象薬剤I型	抗がん剤治療給付金	がん	初診日が責任開始期以後である疾病を原因として発病した <b>がん</b> の治療を目的として、支払対象薬剤による公的医療保険制度の療養の給付の対象となる薬剤治療を受けられたとき	抗がん剤治療給付金のお支払理由が生じた日の属する月ごとに、抗がん剤治療給付金額	通算限度なし(同一月に1回)
	自由診療抗がん剤治療給付金		初診日が責任開始期以後である疾病を原因として発病した <b>がん</b> の治療を目的として、支払対象薬剤による薬剤治療を受けられたとき。ただし、抗がん剤治療給付金のお支払理由に該当する場合を除きます。	自由診療抗がん剤治療給付金のお支払理由が生じた日の属する月ごとに、抗がん剤治療給付金額×2倍	通算24回(同一月に1回)
	特定薬剤治療給付金	次のいずれかに該当されたとき	心疾患	初診日が責任開始期以後である疾病を原因として発病した <b>心疾患</b> の治療を目的として、支払対象薬剤による公的医療保険制度の療養の給付の対象となる薬剤治療を受けられたとき	特定薬剤治療給付金のお支払理由が生じた日の属する月ごとに、特定薬剤治療給付金額
	脳血管疾患	初診日が責任開始期以後である疾病を原因として発病した <b>脳血管疾患</b> の治療を目的として、支払対象薬剤による公的医療保険制度の療養の給付の対象となる薬剤治療を受けられたとき			

\*薬剤治療とは、医師による医薬品の投与または処方(処方せんの発行を含みます。)のことをいいます。ただし、手術・処置・検査の際の血液凝固を防止することを目的とする医薬品の投与や臓器移植に伴う抗体関連拒絶反応の抑制を目的とする医薬品の投与等、発病した疾病の治療を直接の目的としない医薬品の投与または処方を除きます。

- 病院等で処方せんを発行され、薬局等で薬剤を受け取ることとなる薬剤治療の場合は、処方せんを発行された日(紛失等により処方せんが再発行される場合は、最初の処方せんの発行された日)を薬剤治療を受けられた日として取り扱います。

**抗がん剤治療給付金および自由診療抗がん剤治療給付金について**

- がんには上皮内がんを含みます。

**支払対象薬剤について**

- 支払対象薬剤は、特約の型、対象疾病に応じて下表のとおりです。

特約の型	対象疾病	支払対象薬剤	
支払対象薬剤I型	がん	抗がん剤(ホルモン剤含む)	がん細胞を破壊、または増殖を抑える薬
	心疾患	抗血栓薬	血栓を溶かしたり、血栓をできにくくする薬
	脳血管疾患		

●抗がん剤治療給付金および特定薬剤治療給付金の支払対象薬剤は、薬剤治療を受けられた時点において、次の条件をすべて満たす医薬品等とします。

- ①医薬品医療機器等法にもとづく製造販売についての厚生労働大臣の承認を受けた医薬品のうち、所定の医薬品の定義に該当する医薬品であること
- ②世界保健機関(WHO)の解剖治療化学分類法による医薬品分類(ATC分類)中、所定の医薬品分類に該当する医薬品であること

●自由診療抗がん剤治療給付金の支払対象薬剤は、薬剤治療を受けられた時点において、次の条件をすべて満たす医薬品等とします。

- ①次のいずれかに該当する医薬品のうち、所定の医薬品の定義に該当する医薬品であること
  - ・先進医療または患者申出療養による薬剤治療として使用された医薬品
  - ・欧米で承認された所定の医薬品のうち、被保険者が診断確定されたがんの治療に対する効能または効果が認められた医薬品
- ②世界保健機関(WHO)の解剖治療化学分類法による医薬品分類(ATC分類)中、所定の医薬品分類に該当する医薬品であること

\*先進医療とは厚生労働大臣が定める医療技術で、技術ごとに決められた適応症に対し施設基準に適合する医療機関にて行われるものに限りします。

\*患者申出療養とは厚生労働大臣が定める医療技術で、当該医療技術を適切に実施できるものとして個別に認められた、施設基準に適合する医療機関にて行われるものに限りします。

**支払対象薬剤は、メディケア生命ホームページの「医薬品ナビ」**

(<https://iyakuhin.medicarelife.com/>)をご確認ください。

「医薬品ナビ」でご確認できない場合などは、メディケア生命コールセンターにお問い合わせください。



**ご注意**

**<各給付金共通>**

- 処方せんを発行された場合でも、その処方せんにもとづく支払対象薬剤の支給を受けられていないときは、お支払いの対象となりません。
- お支払いは同一月に1回を限度とします。

**<支払対象薬剤について>**

■自由診療抗がん剤治療給付金の支払対象薬剤について、**欧米で承認された所定の医薬品であっても、公的医療保険制度における評価療養の対象となる治験(医療機関によって定められた当該治験にかかる被保険者の負担額が「0」となる場合に限りします。)**において使用された医薬品は、お支払いの対象となりません。

■心疾患および脳血管疾患の支払対象薬剤について、**シクロオキシゲナーゼを阻害する医薬品およびその配合剤にはお支払いの対象外となるものがあります。**

(お支払いの対象外となる薬剤の例)

- アスピリン
- アスピリン・ダイアルミネート
- アスピリン・ランソプラゾール配合剤

\*記載の内容は2025年2月現在のものです。今後、変更になる場合があります。

**特定3疾病保険料払込免除特約(25)**

特約の型に応じて、以下の理由のいずれかに該当されたときは、以後の保険料(主契約に付加されている特約の保険料も含まれます。)のお払込みを免除します。

特定3疾病	お払込免除の理由	
がん	I型・II型	がん責任開始日以後に、初めてがんと診断確定されたとき
心疾患	責任開始期以後に発病した心疾患により、次のいずれかに該当されたとき	
	I型	①急性心筋梗塞の治療を目的とする入院を開始されたとき ②急性心筋梗塞以外の心疾患の治療を目的として、20日以上継続した入院をされたとき ③心疾患の治療を目的として、公的医療保険制度にもとづく医科診療報酬点数表において手術料の算定対象となる手術を受けられたとき
脳血管疾患	責任開始期以後に発病した脳血管疾患により、次のいずれかに該当されたとき	
	I型	①脳卒中の治療を目的とする入院を開始されたとき ②脳卒中以外の脳血管疾患の治療を目的として、20日以上継続した入院をされたとき ③脳血管疾患の治療を目的として、公的医療保険制度にもとづく医科診療報酬点数表において手術料の算定対象となる手術を受けられたとき
脳血管疾患	責任開始期以後に発病した脳血管疾患により、次のいずれかに該当されたとき	
	II型	①脳血管疾患の治療を目的とする入院を開始されたとき ②脳血管疾患の治療を目的として、公的医療保険制度にもとづく医科診療報酬点数表において手術料の算定対象となる手術を受けられたとき ③脳血管疾患の治療を目的として、公的医療保険制度にもとづく医科診療報酬点数表において在宅患者診療・指導料の算定対象となる在宅医療を受けられたとき

●がんには上皮内がんを含みます。





特にご注意  
いただきたい事項

## 注意喚起 情報

- この「注意喚起情報」は、ご契約のお申込みに際して特にご注意いただきたい事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みください。
- 特に給付金などをお支払いできない場合など、お客さまにとって不利益となる事項が記載された部分については必ずご確認ください。また、現在ご加入中の生命保険契約の解約を前提としてこの保険のお申込みを検討されている場合、お客さまにとって不利益となる可能性があることを記載していますので、必ずご確認ください。
- この「注意喚起情報」のほか、「契約概要」「ご契約のしおり」「約款」についてもご確認ください。
- なお、主な保険用語のご説明については「ご契約のしおり」をご参照ください。

### 1 健康状態・職業などについてありのままをお知らせください。(告知義務)

詳しくは「ご契約のしおり」の「健康状態・職業などの告知について」をご参照ください。

#### 告知義務について

- ご契約者や被保険者には健康状態などについて告知していただく義務があります。
- 生命保険は、多数の人々が保険料を出しあって、相互に保障しあう制度です。したがって、初めから健康状態の良くない方や危険度の高い職業に従事されている方などが無条件にご契約されますと、保険料負担の公平性が保たれません。
- ご契約にあたっては、過去の傷病歴(傷病名・治療期間など)、現在の健康状態、身体の障害状態、現在の職業などメディケア生命がおたずねすることについて、ありのままを正しくお知らせ(告知)ください。

#### 生命保険募集人への告知について

- メディケア生命の生命保険募集人(メディケア生命の募集代理店を含む。以下同じ)は告知を受領する権限がありません。したがって、生命保険募集人に口頭でお知らせいただいただけでは告知していただいたことにはなりませんので、ご注意ください。

#### 告知義務違反について

- 故意または重大な過失によって、事実を告知されなかった場合や、事実と違うことを告知された場合には、**ご契約を解除することがあります。**
- ご契約を解除した場合には、たとえ給付金などをお支払いする理由が発生していても、これを**お支払いできないことがあります。**また、告知義務違反の内容が特に重大な場合には、告知義務違反による解除の対象外となる2年経過後でも詐欺による取消しを理由として、**給付金などをお支払いできないことがあります。**

### 2 傷病歴などがある場合は、健康診断書や追加の詳しい告知などが必要となることがあります。

詳しくは「ご契約のしおり」の「健康状態・職業などの告知について」をご参照ください。

#### お引受けについて

- ご契約のお引受けについては、告知の内容などの結果から無条件もしくは条件付でご契約をお引き受けさせていただくことや、ご契約をお断りすることもあります。

### 3 責任開始期について

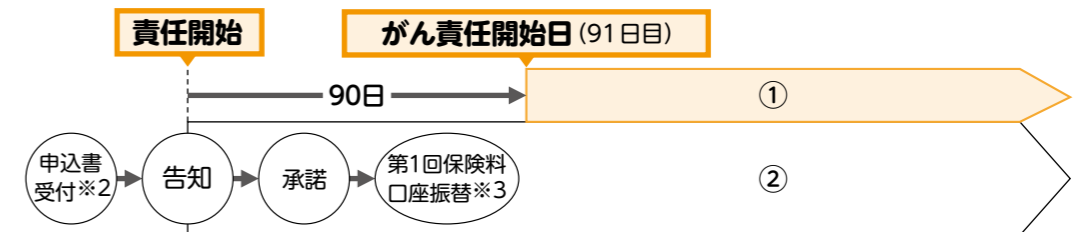
- 責任開始期に関する特約が付加されているご契約のお引受けをメディケア生命が承諾した場合には、お申込みを受け付けた時または告知が行われた時のいずれか遅い時から保険契約上の保障が開始(責任開始)されます。
- 一部の給付金など(下記①の保障)は、責任開始日からその日を含めて91日目(がん責任開始日)から保障が開始されます。※1

①	がん一時給付金の保障※1、がん診断給付金の保障※1および特定3疾病保険料払込免除特約(25)のがんによる保障
②	上記以外の保障

※1 がん一時給付金の保障およびがん診断給付金の保障について、責任開始期以後がん責任開始日前にがんと診断確定された場合のお取扱いは47ページ(契約概要)「▲ご注意」をご確認ください。

#### 保障開始の例

##### 第1回保険料の払込方法が口座振替の場合



※2 申込書受付とは、メディケア生命または募集代理店がお客さまより申込書を受領することをいいます。ただし、申込画面への入力によるお申込みのときは、お申込みに関する必要な情報をメディケア生命が受信することをいいます。

※3 第1回保険料の払込方法がクレジットカードの場合は「クレジットカードが有効かつ第1回保険料が利用限度額内であることの確認」に、第1回保険料の払込方法が振込みの場合は「第1回保険料振込み」に、「第1回保険料口座振替」を読み替えます。

\*責任開始期に関する特約が付加されない場合については、「ご契約のしおり」の「責任開始期について」をご参照ください。

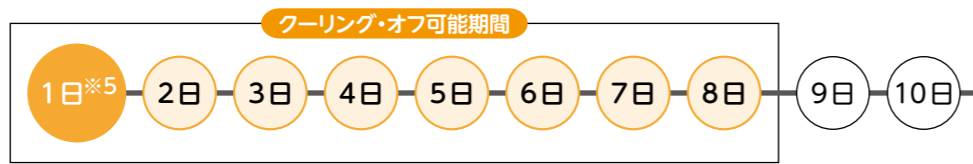


## 生命保険募集人について

- 生命保険募集人は、お客さまとメディケア生命の保険契約の締結を媒介する者で、保険契約の締結に関する代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込みに対してメディケア生命が承諾したときに有効に成立します。  
また、ご契約の成立後にご契約内容などを変更される場合にも、メディケア生命の承諾が必要になることがあります。

\*保険契約締結の「媒介」と「代理」については「ご契約のしおり」の【生命保険募集人について】をご参照ください。

## 4 申込日<sup>※1</sup>または注意喚起情報の交付日<sup>※2</sup>のいずれか遅い日から、その日を含めて8日以内であれば、書面または電磁的記録<sup>※3</sup>によりクーリング・オフ<sup>※4</sup>ができます。



- ※1 申込画面への入力によるお申込みのときは、お申込みに関する必要な情報をメディケア生命に発信された日とします。
- ※2 郵送によりお受取りになった場合は、「注意喚起情報の交付日」を「注意喚起情報の配達日」と読み替えるものとします。注意喚起情報の電磁的交付を希望された場合は、WEB版【契約概要・注意喚起情報等】のご案内を添付したメールの受信日になります。
- ※3 電磁的記録によるお申出の主たる窓口として、メディケア生命ホームページに専用フォームを設置しています。
- ※4 お申込みの撤回またはご契約の解除のことをいいます。
- ※5 申込日または注意喚起情報の交付日のいずれか遅い日。

- 申込者またはご契約者(以下、「申込者等」といいます。)は、書面または電磁的記録によりクーリング・オフを申し出ることができます。この場合、すでにお払い込みいただいた金額を返還いたします。
- 親権者または後見人の同意が必要なご契約の場合、電磁的記録によりお申し出いただいた際には、別途親権者または後見人のご署名(自署)を書面でご提出いただく必要があります。一度のお手続きを希望される場合は、書面でお申出をしてください。書面には親権者または後見人の氏名(自署)もあわせてご記入ください。

## お申出の方法

### <書面の場合>

- 書面の発信時(郵便の消印日付)に効力を生じますので、郵便によりクーリング・オフ可能期間(8日以内)にメディケア生命あて送付してください。この場合、以下の事項をご記入ください。

### 【送付先】

〒135-0033 東京都江東区深川1-11-12 メディケア生命保険株式会社 契約審査部

- ①クーリング・オフする旨
- ②申込者等の氏名、フリガナ
- ③被保険者の氏名、フリガナ
- ④【親権者・後見人の同意が必要なご契約の場合】  
親権者・後見人の氏名(自署)、フリガナ
- ⑤申込者等の生年月日
- ⑥申込者等の住所
- ⑦申込者等の電話番号
- ⑧保険商品名  
\*証券番号がおわかりになる場合は、あわせてご記入ください。
- ⑨募集代理店名(保険ショップ・銀行などの募集代理店を通じてお申し込みされた場合のみ)
- ⑩【保険料をお払込み済みの場合】  
(契約者ご本人名義の口座をご記入ください)  
金融機関名、支店名、預金種目、口座番号、口座名義
- ⑪クーリング・オフの理由
- ⑫申込者等ご本人さまによるご署名

### <書面の記入例>

\*個人情報保護のため、封書によるお申出をお願いいたします。

メディケア生命保険株式会社 御中  
私は以下の申込みを撤回します。

申込者等	メデ	タロウ
	目出	太郎
被保険者	メデ	タロウ
	目出	太郎
親権者・後見人	メデ	ハナコ
	目出	花子
生年月日	●●年●●月●●日	
住所	〒135-0033 東京都江東区深川〇-〇-〇	
電話番号	03-〇〇〇〇-〇〇〇〇	
保険商品名	新メディフィットPlus	
証券番号	12345678901	
募集代理店名	〇〇代理店	
第1回保険料は以下の口座へ振り込んでください。		
返金先口座	●●銀行	●●支店
	普通	口座番号●●●●●●●●
口座名義	目出 太郎	

■クーリング・オフの理由  
〇年〇月〇日  
目出 太郎

差し支えなければ、クーリング・オフの理由をご記入ください。  
(例)・商品内容を再検討したため。 ・家族からの反対があったため。  
・他社の保険に加入するため。 ・資金が必要となったため。

### <電磁的記録の場合>

- クーリング・オフ可能期間(8日以内)にお申出をしてください。  
なお、メディケア生命ホームページの専用フォームからのお申出の場合は、メディケア生命から受付完了メールを送付しますので、お申出後に受付完了メールが届いたことを確認してください。

### 【専用フォーム】

<https://www.medicarelife.com/contractor/cooling-off/>

この場合、専用フォームの案内に沿って必要事項を入力してください。

- ご契約の内容変更の場合には、**クーリング・オフはできません。**
- クーリング・オフと行き違いに保険証券が到着した場合は、メディケア生命コールセンターにご連絡ください。

【ご連絡先】 メディケア生命コールセンター

0120-315056

## 5 給付金などのお支払理由が発生しても、お支払いできない場合があります。

詳しくは「ご契約のしおり」の[給付金などをお支払いできない場合について]をご参照ください。

### 給付金などをお支払いできない場合の例

#### ●責任開始期前の傷害または疾病を原因とする場合

ただし、責任開始期前に発病した疾病であっても、その疾病について、正しい告知が行われていた場合や、病院への受診歴などがなく、発病した認識や自覚がなかった場合は、お支払いすることがあります。

\*がん責任開始日前にがんが診断確定された場合は47、48ページ(契約概要)「▲ご注意」をご確認ください。

●告知していただいた内容が事実と相違し、主契約または特約が告知義務違反により解除となった場合(ただし、告知義務違反の対象となった事実と請求原因との間に因果関係が認められない場合には、給付金などをお支払いします。)

●給付金などを詐取する目的で事故を起こしたときや、ご契約者、被保険者または給付金などの受取人が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたとき、他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態もたらされるおそれがあるときなど、重大事由によりご契約が解除された場合

●保険料のお払込みがなく、ご契約が失効した場合

●保険契約の締結について詐欺によりご契約が取り消された場合や給付金などの不法取得目的があつてご契約が無効となった場合(なお、すでにお払い込みいただいた保険料はお返ししません。)

●給付金などの免責事由に該当した場合(例:ご契約者または被保険者などの故意または重大な過失によるときなど)

## 6 第1回保険料の猶予期間内に保険料のお払込みがない場合、ご契約は無効となります。

詳しくは「ご契約のしおり」の[保険料について]をご参照ください。

### 第1回保険料猶予期間満了による無効について

●第1回保険料については、第1回保険料の猶予期間内に保険料のお払込みがない場合、ご契約は無効となります。ご契約が無効となった場合は、ご契約の効力が当初からなくなり、責任開始期にさかのぼって保障がなくなるため、給付金などのお支払理由が発生していても給付金などはお支払いしません。また、ご契約が失効した場合と異なり、ご契約の復活はお取り扱いしません。

●このお取扱いによりご契約が無効となった場合、無効となったご契約のご契約者が再度メディケア生命の保険契約をお申し込みされる際には、責任開始期に関する特約は付加できません。

\*第1回保険料の払込期間は責任開始日から、その日の属する月の翌々月末日までとなります。第1回保険料の猶予期間は第1回保険料の払込期間満了の日の属する月の翌月初日から末日までとなります。

## 7 猶予期間内に保険料のお払込みがない場合、ご契約が失効します。万一失効した場合でも、所定の期間内であれば、ご契約の失効を取り消すことや復活を請求することができます。

詳しくは「ご契約のしおり」の[保険料について]をご参照ください。

### 失効・失効取消・復活について

●保険料払込期月中にお払込みのご都合がつかない場合のために、保険料払込みの猶予期間を設けています。猶予期間内にお払込みがないと、ご契約は猶予期間満了の日の翌日(失効日)から効力がなくなります(失効)。失効中にお支払理由が発生しても給付金などはお支払いしません。(失効が取り消された場合を除きます。)

●万一ご契約が失効した場合でも、失効取消期間中(失効日から猶予期間満了の日の属する月の翌月末日まで)であれば、延滞した保険料をお払い込みいただくことで失効日にさかのぼって失効を取り消し、ご契約を有効な状態に戻すことができます(失効取消)。(すでにご契約の解約を請求されている場合を除きます。)

この場合、健康状態などについての告知は不要です。

●万一ご契約が失効し、失効取消期間が経過した場合でも、失効後1年以内であれば、ご契約の復活をご請求いただけます。(すでにご契約の解約を請求されている場合を除きます。)

この場合、告知と合わせて、延滞した保険料のお払込みが必要となります。ただし、健康状態などによっては復活をお断りすることがあります。

●ご契約の復活をメディケア生命が承諾した場合には、告知と延滞した保険料のお払込みがともに完了した時から、ご契約上の保障が開始されます。(一部の給付金などのがんによる保障については、告知と延滞した保険料のお払込みがともに完了した日から、その日を含めて91日目(がん責任開始日)から開始されます。\*)

\*がん一時給付金の保障およびがん診断給付金の保障について、責任開始期以後がん責任開始日前にがんが診断確定された場合のお取扱いは47ページ(契約概要)「▲ご注意」をご確認ください。

## 8 解約返戻金について

●主契約は、保険料払込期間中の解約返戻金がありません。ただし、主契約の保険料払込期間が有期の場合で保険料払込期間満了後に解約されたときは、主契約の基本給付金額の10%相当額の解約返戻金があります。

●特約は、保険期間を通じて解約返戻金がありません。

## 9 死亡保険金について

●主契約は、保険料払込期間中の死亡保険金がありません。ただし、主契約の保険料払込期間が有期の場合で保険料払込期間満了後に被保険者が死亡されたときは、主契約の基本給付金額の10%相当額の死亡返還金があります。

●円滑なご請求のためにも、ご契約者から死亡返還金受取人に、事前にご契約内容などについてご説明ください。



## 10 生命保険会社が経営破綻した場合などには、 保険金額、年金額、給付金額などが削減されることがあります。

詳しくは「ご契約のしおり」の[生命保険契約者保護機構について]をご参照ください。

### 削減される場合について

- 生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、保険金額、年金額、給付金額などが**削減されることがあります**。
- メディケア生命は、「生命保険契約者保護機構」に加入しています。  
「生命保険契約者保護機構」の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、「生命保険契約者保護機構」により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、ご契約条件が変更される可能性があり、お受取りになる保険金額、年金額、給付金額などが**削減されることがあります**。

生命保険 契約者 保護機構	TEL <b>03-3286-2820</b>	受付時間 月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く): 午前9時～正午、午後1時～午後5時 ホームページアドレス <a href="https://www.seihohogo.jp/">https://www.seihohogo.jp/</a>
---------------------	-------------------------	--

## 11 現在ご加入のご契約を解約・減額することを前提に、 新たな保険契約のお申込みを検討されている方は、 ご契約者にとって不利益となる点をご確認ください。

詳しくは「ご契約のしおり」の[健康状態・職業などの告知について]  
[その他の諸手続きについて]をご参照ください。

### 不利益となる点について

#### <現在ご加入の保険契約について不利益となる点>

- 新たにお申込みの保険契約のお取扱いにかかわらず、解約されたご契約を元に戻すことはできません。また、減額されたご契約は元に戻せないことがあります。
- 現在ご加入の保険によって異なりますが、多くの場合、解約返戻金は、お払込保険料の合計額より少ない金額となります。
- 特にご契約後短期間で解約されますと、解約返戻金はまったくないか、あってもごくわずかです。
- 一定期間の契約継続を条件に発生する配当の権利などを失う場合があります。
- 現在のご契約については、一般的に特約の中途付加・追加契約などの方法により保障内容を見直すことができます場合があります。

#### <新しい保険契約について不利益となる点>

- 新たにお申込みの保険契約について、被保険者の健康状態などによっては**お断りすることがあります**。
- 一般のご契約と同様に告知義務があるため、告知が必要な傷病歴などがある場合は、新たなご契約のお引受けができなかったり、その告知がされなかったために新たなご契約が**解除または取消しとなることもあります**。
- 現在ご加入の保険契約のままであればお支払いできる場合であっても、責任開始期前の発病などの場合には、給付金などが支払われないことがあります。
- 新たにお申込みの保険契約の責任開始期前に現在のご契約を解約された場合、保障のない期間が発生してしまう場合があります。
- 新たなご契約の責任開始日から一定期間、保険金・給付金などのお受取りができない場合があります。
- 保険料計算の基礎となる予定利率・予定死亡率などは、現在のご契約と新たなご契約とでは異なる場合があります。例えば、新たなご契約の予定利率が現在のご契約の予定利率より低い場合、保険料が高くなる場合があります。

\*予定利率については、「ご契約のしおり」の[主な保険用語のご説明]をご参照ください。

## 12 メディケア生命の組織形態について

### メディケア生命の組織形態について

- 保険会社の組織形態には「相互会社」と「株式会社」があり、メディケア生命は「株式会社」です。
- 株式会社は、株主の出資により運営されるものであり、株式会社の保険契約者は相互会社の保険契約者のように、「社員」(構成員)として会社の運営に参加することはできません。

## 13 ご請求手続きに際しては、 給付金などをめれなくご請求いただくために、 複数の給付金などのお支払理由に該当しないかご確認ください。

詳しくは「ご契約のしおり」の[給付金などのご請求手続きについて]、  
[給付金・保険金などのお手続き・お支払いガイドブック]の  
[給付金・保険金などをめれなくご請求いただくための確認について]をご参照ください。

### ご請求される際には

- お客さまからのご請求に応じて、給付金などをお支払いしますので、お支払理由が生じた場合だけでなく、お支払いの可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合などについても、すみやかにメディケア生命コールセンターまでご連絡ください。
- 給付金などのお支払理由が生じた場合、ご加入のご契約内容によっては、**複数の給付金などのお支払理由に該当することがありますので、ご不明な点がある場合などには、メディケア生命コールセンターまでご連絡ください**。  
お支払理由に該当していると思われる場合は、被保険者の傷病名・障害状態などをご確認のうえメディケア生命コールセンターにお問い合わせください。
- 給付金などのお支払いの可否については、メディケア生命が決定させていただきます。



- 被保険者が複数のご契約に加入されている場合がありますので、それぞれのご契約についてご確認ください。
- メディケア生命からのお手続きに関するお知らせなど、重要なご案内ができないおそれがありますので、ご契約者の住所などの連絡先を変更された場合は必ずご連絡ください。
- 契約内容の変更を行った場合、保険証券への表示を省略することがあります。この場合、代わりに変更後の内容を記載した書面を送付いたします。

## 14 被保険者が給付金などをご請求できない場合、被保険者に代わって、指定代理請求人が、給付金などをご請求することができます。

詳しくは「ご契約のしおり」の[代理請求制度について]をご参照ください。

### 指定代理請求人の条件について

- 指定代理請求人は給付金などの請求時において、次のいずれかの範囲内であることが必要です。
  - ・被保険者の戸籍上の配偶者、直系血族、兄弟姉妹、甥姪
  - ・被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている被保険者の3親等内の親族 など

### 円滑なご請求のために

- 給付金などの円滑なご請求のためにも、ご契約者から指定代理請求人に、事前にご契約内容などについてご説明ください。

## 15 その他お申込みにあたってご確認いただきたい事項について

### ご記入またはご入力について

- 申込書または申込画面、告知書または告知画面は、必ずご契約者および被保険者ご自身でご記入またはご入力ください。
- ご記入またはご入力後は、内容を十分お確かめのうえ、ご自身で署名等してください。

### 領収証について

- 第1回保険料充当金をお払い込みいただく際に、領収証は発行いたしません。
- 振込控などはご契約成立後にメディケア生命から送付する保険証券が到着するまで大切に保管してください。

### 減額について

- 主契約の基本給付金額・初回上乗せ基本給付金額を減額される場合は、減額前後で基本給付金額と初回上乗せ基本給付金額の割合は変わりません。
- 薬剤治療特約(21)(抗がん剤型を除く)の抗がん剤治療給付金額・特定薬剤治療給付金額を減額される場合は、減額前後で抗がん剤治療給付金額と特定薬剤治療給付金額の割合は変わりません。

### 特約の中途付加について

- 特約の中途付加のお取扱いはありません。

## 16 お申込内容などの確認にお伺いすることがあります。


### 確認について

- メディケア生命の確認担当社員またはメディケア生命が委託した確認担当者が、ご契約のお申込み後、または給付金などのご請求および保険料のお払込みの免除のご請求の際、ご契約のお申込内容またはご請求内容などについて確認させていただく場合があります。
- ご契約の際(お申込み時など)に、運転免許証や健康保険証などで、ご本人であることを確認させていただきます。

## 17 生命保険契約に関するさまざまなご相談・ご照会・苦情については、メディケア生命コールセンターおよび一般社団法人生命保険協会「生命保険相談所」で受け付けています。

- メディケア生命の生命保険契約に関してご相談や苦情等がございましたら、以下のメディケア生命コールセンターまでご連絡ください。

メディケア生命コールセンター

 0120-315056

### 生命保険相談所について

- 「一般社団法人生命保険協会」は、保険業法にもとづき「生命保険業務に関する紛争解決業務を行う者」の指定を受けた紛争解決(ADR)機関です。メディケア生命は、生命保険協会との間で紛争解決など業務に関する生命保険会社の義務などを定めた契約を締結しております。
  - ・一般社団法人生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情を受け付けています。また全国各地に「連絡所」を設置し、電話にて受け付けています。
  - ・なお、生命保険相談所が苦情のお申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1か月を経過しても、ご契約者などと生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、ご契約者などの正当な利益の保護を図っています。
- ご利用にあたっては所定の手続きが必要となります。詳細につきましては、下記の協会ホームページをご覧ください。  
ホームページアドレス <https://www.seiho.or.jp/>

## 18 この商品は預金ではありません。

### この商品について

- この商品はメディケア生命を引受保険会社とする生命保険であり、預金とは異なります。したがって、預金保険機構の保護の対象ではありません。(預金保険法第53条に規定する保険金支払いの対象となりません。)





